

平成18年2月28日(火曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	助役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	監査委員
清野健	農業委員会事務局長		監査委員

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号

第1回定例会

平成18年2月28日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第114回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度~平成20年度)について
- ” 5 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 6 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 7 議第 1号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 8 議案説明
- ” 9 委員会付託
- ” 10 質疑、討論、採決
- ” 11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号))
- ” 12 議第 3号 平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 13 議案説明
- ” 14 委員会付託
- ” 15 質疑、討論、採決
- ” 16 議第 2号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- ” 17 議第 4号 平成18年度寒河江市一般会計予算
- ” 18 議第 5号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 19 議第 6号 平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 20 議第 7号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 21 議第 8号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 22 議第 9号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 23 議第10号 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 24 議第11号 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 25 議第12号 平成18年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 26 議第13号 平成18年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 27 議第14号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

- " 28 議第15号 寒河江市課制条例の全部改正について
 - 日程第29 議第16号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
 - " 30 議第17号 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
 - " 31 議第18号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - " 32 議第19号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
 - " 33 議第20号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - " 34 議第21号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
 - " 35 議第22号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
 - " 36 議第23号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
 - " 37 議第24号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
 - " 38 議第25号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
 - " 39 議第26号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
 - " 40 議第27号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 41 議第28号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
 - " 42 議第29号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - " 43 議第30号 寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について
 - " 44 議第31号 寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について
 - " 45 議第32号 寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について
 - " 46 議第33号 寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について
 - " 47 議第34号 寒河江市国民保護協議会条例の制定について
 - " 48 議第35号 寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について
 - " 49 議第36号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
 - " 50 議第37号 財産の交換について
 - " 51 議第38号 字の区域及び名称の変更について
 - " 52 議第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - " 53 陳情第2号 「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出に関する陳情
 - " 54 施政方針説明
 - " 55 議案説明
- 散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。ただいまから平成18年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

なお、市の広報広聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、11番柏倉信一議員、12番高橋勝文議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成18年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月23日午前9時30分から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数、陳情並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から3月15日までの16日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

なお、先例集を改正し、3月定例会に限り即日採決できることになりました補正予算案であります。協議の結果、承認第1号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）の専決処分、議第3号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の2案件にすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの16日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成18年2月28日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
2月28日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、報告、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・陳情上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月1日（水）	休 会			
3月2日（木）	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場

	本会議終了後	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月3日(金)		休	会	
3月4日(土)		休	会	
3月5日(日)		休	会	
3月6日(月)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月7日(火)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月8日(水)	午前9時30分	本会議	一般質問	議場
3月9日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月10日(金)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月11日(土)		休	会	
3月12日(日)		休	会	
3月13日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付託案件審査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付託案件審査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付託案件審査	図書室
3月14日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付託案件審査	議場
3月15日(水)	午前9時30分	本会議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議場

諸 般 の 報 告

○新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 第114回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3) 総務、文教厚生、建設経済各常任委員会の行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承を願います。

行政報告

○新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度～平成20年度)について
市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 第5次寒河江市振興計画基本計画及び実施計画(平成18年度～平成20年度)について御説明申し上げます。

第5次寒河江市振興計画は、平成18年度から平成27年度までのまちづくりの指針となるもので、基本計画は基本構想をもとに体系的に計画の方向と施策を示すものであります。

また、実施計画については毎年3カ年のローリング方式で策定しており、具体的な事業等を示しております。計画の内容につきましては、去る2月21日の全員協議会においてご協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 たいまの行政報告について質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 報告第1号及び報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

両案件とも市有自動車の交通事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものであります。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 たいまの報告第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第7、議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第8、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第1号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち森谷富芳委員が本年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものであります。御同意くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号については委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第1号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第11、承認第1号及び日程第12、議第3号についてを議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第13、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、承認第1号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

大雪による除排雪経費の追加を内容とする平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第6号)について、議会を招集するいとまがなく、急を要したので、専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第3号平成17年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の許可額の減による市債の減額等を行うものであります。その結果、9,022万8千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ25億6,422万7千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、下水道高資本費対策借換債の許可額の減などにより、公債費を9,022万8千円減額するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、市債8,610万円を減額するなどして対応することとしました。

第2表の地方債補正については、下水道高資本費対策借換債の限度額を変更するものであります。

以上、2案件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第14、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号及び議第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号及び議第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第15、これより質疑、討論、採決に入ります。承認第1号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今年の大雪で市民生活、県内、全国的に大変な事態になりましたこと本当に大変だったと思われます。寒河江市にも市長自ら専決処分1月4日になされて、除雪その他公共施設並びに大いに除雪、市民生活を守るために一生懸命やったことに佐藤良一心から感謝申し上げたいと思っております。

ただ、これからまだ市役所の駐車場はじめ農道の除雪、あと雪捨て場の3カ所の雪の後始末が残っております。その辺に対してこれから、まだ年度末でありますけど、どのように取り組んでいけるのかどうかであります。このたびの大雪に対して、雪国でありますけど、大変な経験をしたと思われまして、これから市政に対して冬の対策をどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 記録的な大雪だったわけでございますので、市民挙げてこの対策につきましても御苦労なされたと思っております。

それにつきましても、町内会あるいは地域の皆さん方が道路の除排雪等到大変な御苦労をくだしまして、行政と一体となって尽力されたことに対しまして厚く御礼申し上げたいと、このように思っております。これから雪の降らないことを願っておるわけでございますけれども、何にしましてもこの大雪でございますので、その後遺症といえますか、これからの対策というものが重要なことだと思っております。農産物に対する影響、あるいは凍上災等々がどのような状況になるかというようなことについてのこれから十分調査をして対処していかなくちゃならないと、このように思っております。

今年記録的な大雪を、やっぱり来年以降どのような雪になるか、これは予想できませんけれども、十分反省をし、また総括をしながら次に対策を考えてまいりたいと、このように思っております。当面はやっぱり雪が消えたときの対策等につきましても、十分な調査なり、あるいは検討なり、あるいは対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 本年の3月までは補正予算専決処分に対応しますが、雪消えた後また大いに果樹の地帯の枝折れやら雪の後始末、3カ所の雪捨て場、また市役所の駐車場、文化センター初めいろいろあるわけでありまして、また、農道の除雪の問題も残っております。その辺の取り組み方もお聞きしたいと思います。

あと、もう一つ、市立病院のことになりますけど、市立病院の屋根の雪おろしは行われたのかどうかであります。やはり市立病院の建物でありますけど、文化センター、体育館などは雪おろししておりますけど、その辺のことも考えながらいかなきゃならないような感じいたします。

この大雪の中で一番大きいのは、やはり地震の災害があったときが一番大変じゃないかなと思います。そういうこともありますし、消防関係の消防団初め雪おろしをやっていたわけでありまして、その辺の配慮も十分これから考えていかなきゃならないような考えいたします。手当の方も当然考えなきゃならないんじゃないかなと私なりに思うんですけど、その辺の考えありましたら、市長、よろしく願います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今申しあげましたように、これから対応しなくちゃならないようなことに十分注意してまいりた

いと、このように思っておりますし、農道の除雪等につきましては、これまでやったことのないものをJA等々と協力してやったところがございますが、非常に雪が深く、山間地の農園には入られないというようなことも考慮して、そのような措置をしたところがございます。

あと、地震等々のそういう災害が大雪と重なるというようなことがないように、このように願っておったわけでございますが、今回はそういうこともなく過ぎたわけでございますので、いわゆる複合災害等々につきましてはの対応というようなものも頭に入れてこれから望まなくちゃならないと、このように思っております。

市立病院の雪おろし等については、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

病院の敷地の中にはいろいろな建物がございまして。その中で比較的雪に弱いといいますが、カルテ庫とか、それから看護寮、医師官舎とか、車庫とかについては雪おろしを行っております。

ただ、病院の本体につきましては設計業者と打ち合わせをいたしまして、150センチまでには耐えられると、少なくとも、というようなことだったわけでございますので、常時積雪量を観察しながらこれまでできたわけでございますが、その基準には達しなかったというようなことで判断をいたしまして、本体につきましては雪おろしは今回はしなかったわけでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。庶務課長。

○那須義行庶務課長 市役所の駐車場の排雪について御質問がありましたが、現在はあのような形で安全上のために周りにテープを張りながら、子供たちが出入りしないような対策をとりながら、今年については市内の先ほど市長からお話がありましたように、いわゆる山間地の農道等が非常にまだ雪が残っておりますので、そちらの方にどんどん人手といいますが、機械力が入りますので、最後まで市役所の駐車場についてはそのままの状態、雪が解けるような形で今年は過ごしたいというような形で考えているところであります。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○新宮征一議長 日程第16、議第2号から日程第53、陳情第2号までの38案件を一括議題といたします。

施政方針説明

○新宮征一議長 日程第54、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 本日、平成18年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成18年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今日における本市を取り巻く状況は、経済の低成長、少子高齢社会の進行、情報化の進展など、社会経済情勢が大きく変化し、より一層効率的で生産性の高い行財政運営が求められております。さらに、地方分権の時代において、財政的にも制度的にも国や県に依存する体制から脱却する必要があると考えているところであります。

こうした今日の行財政課題を克服するため、今より以上に、実効性と確実性、さらには時代の変化に対応する柔軟性をもって時代を切り開いていく覚悟であり、本市が将来においても、より美しく、より豊かに、より元気にあるために、気品漂う美しい都市の創造を目指してまいりたいと考えているところであります。

いよいよ本年度は、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」を将来の都市像とした第5次振興計画がスタートする年であります。

第5次振興計画は、他に類のない寒河江ならではの計画であると思っております。寒河江市民として誇りと自信に満ちた都市づくりの目指すものは、私たち市民がこれまで築いてきた、そしてこれからも築いていく歴史、文化であり、寒河江市民が一緒になって織り上げる寒河江市の姿であろうと考えております。

そのため、第5次振興計画は、第4次振興計画を継承、発展しつつ、その上に立って、各地域の歴史や文化に学び、愛郷心の醸成と市の発展につながる地域力の増進、今後のまちづくりの要素となるグラウンドワークやボランティア活動の推進と協働社会の構築や21世紀を背負って立つ人材育成を図るという基本理念のもと策定したところであります。

寒河江らしさとは、ここで生まれ、刻まれてきた歴史であり文化であり、それこそ私たち固有の財産と考えております。

第5次振興計画を確実に実施するために、今日の現状から大胆な行財政改革を進める必要があることから、行財政改革大綱とその実施計画を策定してまいりました。これまでの行財政改革とは異なり、具体策をより鮮明にした改革内容や実施時期を示し、その工程をわかりやすいものとしております。加えて、改革項目の数値目標となる財政効果の算出と5年間の中期的財政見通しを策定したものであります。

行財政改革については、議会においても真摯に検討いただき、昨年4月には提言書を、11月には要望書が提出され、議会の改革についても数値目標を示すことができたところであります。このことにより、市と議会が一体となって行財政改革に取り組む姿勢が示されました。

本年度は、行財政改革が具体的にスタートする年であり、「行財政改革の断行元年」と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行してまいります。効率的で生産性の高い行財政基盤の確立を図るため、庁内の組織を見直し、26課等から19課等に再編し、係を82係から52係に統合してまいりるほか、定員の適正化計画に基づいて職員の削減を実施してまいります。また、職員の給与についても、新たな給与体系を導入し、経費の削減を図ってまいります。さらに、経常的な経費の節減と事務事業の見直しを実施するほか、市民と行政の協働による行財政運営を推進するため、指定管理者制度の導入や民間委託の推進に取り組んでまいります。

市税や地方交付税の減少傾向が続く一方で社会保障費の増大が見込まれ、財政状況はさらに厳しさを増す中に

において、市民サービスの維持向上を図るとともに、単に削減するだけでなく未来への投資を行うため確実に行財政改革を実施してまいります。

さて、昨年度は、百年の大計として駅舎、踏切を移転しての大事業であった駅前中心市街地整備事業が完成し、新しい寒河江の顔である景観に配慮した美しい街並みがにぎわいを創出しております。駅周辺施設や南北を一つに結ぶ都市軸の完成は、JRや路線バス等の交通網と密接に連結され、新たな人と車の流れを生み出しております。みこし公園は、東北一の神輿の祭典のメイン会場として、またみどり公園やせせらぎ公園は市街地を流れる沼川の親水公園として、本市の21世紀の発展の象徴となっています。

長期ビジョンに立った施策は、将来のより繁栄する本市のあるべき姿を見据え、常に時代の流れを予測し、先取りし実行していくものと考えております。事業については短期間で完成するものもありますし、駅前中心市街地整備事業のように10年かかる大事業もあり、その実施に当たっては、寒河江市民の願いを実現すべく、広い視野に立って判断していく必要があると考えております。

国営寒河江川下流農業水利事業においても、10年かかりましたが、計画期間内に終えたのは、全国的に見てほとんどまれであると聞いております。本市の花・緑・せせらぎにふさわしい事業を取り入れて完成したことは、農業関係のみならず、うるおいある美しいまちづくりを推進してきた全市民の力の結集であると思っております。

昨年は国勢調査の年でもありました。山形県及び県内のほとんどの市町村において人口が減少した中、前回調査の平成12年より人口が増加したのは4市1町のみであり、本市の人口は246人増の4万3,625人となりました。

これは、みずき団地170区画が短期間のうちに完売したという一例が示すように、自然と環境に調和する美しい交流拠点都市を築くため、市民の皆さんの努力が本市の良さというものを市内外に発信したことが、人口増加につながったものと思っております。

第5次振興計画を具現化していくためにも、これまでの効果的な事業やイベントを実施しながら、これまで以上に、交流人口の定着化を図り、魅力ある活気にあふれたまちづくりに努め、さらなる産業の振興、いきいきと健康で安心できる地域社会づくりを推進してまいります。

次に、諸般の事業の具現化に向けた平成18年度の予算について申し上げます。

これまで、国と地方の税財政改革として進められてきた「三位一体の改革」は、多くの議論を経て、昨年11月に一応の決着を見ることとなり、平成18年度はその最終年度に当たります。しかし、改革の内容は、ねらいとしていた地方分権の理念にはほど遠く、また地方交付税の削減など、地方に不満の残るものとなりました。

本市においても、所得譲与税は増額なるものの、児童手当や児童扶養手当の国庫負担金が削減され、地方交付税とその振りかえに当たる臨時財政対策債も減額となります。また、市税の大きな伸びが期待できない上に、さらに社会保障関係の経費や公債費が増加し、より一層厳しい行財政運営が見込まれます。このような中、平成18年度予算においては、指定管理者制度の導入や組織の見直し、定員・給与の適正化など、行財政改革の推進による財政効果を見込んだものとしたところであります。

しかしながら、こうした状況下においても事業実施に当たりましては、市民の願いに応え、また時代の要請に即応すべく、重点的に取り組むことといたしました。新たに地域包括支援センターを設置し、高齢者への介護予防サービス等を一体的に提供するとともに、児童手当の対象年齢拡大や放課後児童対策事業、乳幼児予防接種の広域化などにも対応することにしております。また、地域活動の核となる公民館整備に対する支援や木の下土地区画整理事業、都市計画道路下釜山岸線整備事業など街並みの整備にも取り組み、さらに例年好評を博し、市民の元気の源となっている「花咲かフェアINさがえ」についても、引き続き、第4回目として実施することといたしました。

その結果、一般会計予算は136億7,000万円、前年度比3.9パーセントの増となり、特別会計、企業会計を加え

た総額は313億3,211万8千円、前年度比0.7パーセントの増となったものであります。

続きまして、第5次振興計画の施策の大綱ごとに、主な施策について御説明申し上げます。

はじめに、「景観と歴史・文化の融合を図り、品格ある社会をめざす」について申し上げます。

本市の有する美しい自然景観は、悠久の歴史や地域特有の文化、人々の生活や経済活動との融合によって、豊かな地域を形成しております。これを、市民共通の財産として、将来にわたりその恩恵を享受できるよう整備、保全に努めてまいります。そのため、本市のシンボルイベントである「花咲かフェアINさがえ」は、花と緑に囲まれたうるおいある暮らしの実現に向けた、市民参加の手づくりによるイベントとして、昨年は県内外から約25万3,000人も多くの入場者を迎え、寒河江の美しい景観と市民の温かいおもてなしの心を全国に向け発信することができました。引き続き、第4回目のフェアを開催し、さらなる緑化意識の高揚と定着を図ってまいります。また、花と緑の香りただようまちづくりを推進していくため、「二の堰親水公園」等の水辺空間や「寒河江十景」等の素晴しさ、大切さを認識しながら、自然景観や原風景の保全に対する意識高揚を図るとともに、地域の活性化に努めてまいります。また、まちづくり交付金事業により、上町・六供町沿線や中心市街地にある既存の歴史・文化等資源を有効に活用しながら、そこで暮らす人々とともに美しい街並み景観の形成に努めてまいります。

市民が質の高い優れた芸術文化に触れることは、市民の生活にゆとりとうるおいを与え、新たな文化を生み出す力になります。子どもの感性を豊かにする幼児演劇教室や民謡公演など、様々な優れた芸術文化を鑑賞できる機会の拡大に努めてまいります。また、市民一人一人の文化的活動を積極的に推進するため、総合文化祭をはじめとする、芸術文化活動の発表の場を支援するとともに、市内の音楽団体が一堂に会する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

文化の薫りとゆとりのある豊かな暮らしを実現していくため、何よりもその基盤となる文化財の保護や地域の歴史の研究、解明に努める必要があります。文化財保護事業については、昨年度に引き続き、県指定有形文化財である平塩熊野神社の「木造伝十王坐像」修理事業など、国・県や市指定の文化財を中心に保護育成を進めてまいります。また、市史編さん事業については、地域の歴史資料の掘り起こしに努めながら、地域史の研究を推進し、寒河江市史本編下巻「近代編」の発刊事業を進めてまいります。

第2に、「夢はずみ、希望に満ちた都市をめざす」について申し上げます。

本市の豊かな自然環境を大切にしながら有効な土地利用の推進に努め、快適な生活環境と美しい景観の保全を推進するため、田園や里山等の環境と市街地との調和ある土地利用を図ってまいります。また、水環境の保全については、公共用水域の水質保全に努め、快適な環境づくりを推進し、より豊かな住みよいまちづくりを進めてまいります。

高速交通施設の整備や中心市街地の一新により、交通量の増加への対応とともに、人・物の交流を促進し、国道112号をはじめとする幹線道路等の整備やより豊かな暮らしのために必要となる生活道路等、人と環境に配慮した安全な地域交通体系づくりを進めていきます。さらに、活力あるまちづくりのため、快適な生活環境の整備と低廉で優良な住宅地を提供し、定住人口の増加を図ってまいります。

最上川寒河江緑地は、皿沼地内にある最上川河川敷を利用して、たくさんの人々が多目的に集う緑地となるよう、多目的水面広場やグラウンド、芝生広場などを整備しており、本年度は、多目的水面広場の護岸工と遮水工を継続して実施してまいります。今後、チェリークア・パークと一体となった最上川沿岸スポーツ・レクリエーション基地の構築に努め、カヌーやボートなどの水上スポーツ基地としてだけでなく、新たな観光資源としても活用してまいります。

市街地を流れる沼川については、駅前中心市街地整備により、みどり公園・せせらぎ公園が完成し、親水の場

としてうおいとやすらぎを与えております。さらに、沼川下流部については、昨年に引き続き、県施行の「沼川ふるさとの川整備事業」により整備が進められており、今後とも県と連携を取り、早期完成を目指してまいります。

水道は、市民の文化的生活の確保をはじめ社会活動、生産活動を営む上にも必要不可欠なライフラインであり、常に安全で安定した水道水の供給が求められています。本年度は、第4次拡張事業の一環である長岡山第2配水池の完成に伴い、その周辺の配水管網整備を行うとともに、水道管の耐震化や老朽管更新工事など施設整備の強化に積極的に取り組むなど、さらには水道施設の適切な維持管理に努め、引き続き、安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道整備につきましては、本年度は柴橋地区の汚水幹線管渠及び面的整備をはじめ、宝、西根下河原地区等の面的整備を行ってまいります。処理場については、施設の円滑な機能維持を図っていくために、昨年度に引き続き、中央監視制御設備更新工事を行っていくほか、本年度から新たに、消毒設備、処理水再利用設備更新工事等を計画的に進めてまいります。また、引き続き浄化槽の普及促進や主要排水路の堆積物処理を実施し、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の軽減に努めるとともに、主要河川の水質分析を行い、良好な水環境づくりを推進してまいります。

道路網の整備につきましては、高速交通施設の整備や中心市街地が一新され、今後さらに、人的・物的な交流を促進していく必要があります。現在、チェリークア・パークの寒河江サービスエリアにおいて、ETC専用のスマートインターチェンジ社会実験が引き続き行われており、本市をはじめ朝日町や大江町など、周辺地域の産業や観光などの活性化に大きく寄与しております。また、急病人を搬送する救急車の利用も増加しており、命を守るインターチェンジとして、地域での必要性が増しております。このように、広域観光や産業の活性化、企業誘致の促進、周辺住民の利便性の向上など、地域の活性化への多大なる効果が見られることから、スマートインターチェンジの本格的導入に向けて要望してまいります。

都市計画道路の整備については、安全で快適な幹線道路網のネットワーク形成を図るとともに、活力を生む交流拠点づくりや市民生活の基盤となるものであります。そのため、県施行の都市計画道路柴橋日田線整備事業により、本町・六供町地内については、今年度に六供町公民館から法務局までの道路改良と賀原屋旅館から八幡原跨線橋十字路までの区間の用地買収・補償を予定しており、引き続き、早期完成に向けて事業促進を図ってまいります。また、沿線住民、商店会の方々に組織するまちづくり協議会においては、調和のとれた街並みを創出し、沿線商店街の活性化を図るために、「上町・六供町通りまちづくり協定」を締結し、現在、具体的な街並み整備についてワークショップを進めており、住民参画によるまちづくりを推進してまいります。都市計画道路下釜山岸線は、中心市街地の活性化と円滑なアクセスを図る重要な路線であり、今年度は、用地および物件調査に取り組んでまいります。

周辺市町村や隣接各県との連携強化を図る上で、国・県道と市道は密接な関わりを持つものであります。また、地域の振興と発展にも大きく寄与し、広範多岐にわたって住民生活を支える重要な機能を有するものとなっております。そのため、今後とも都市間道路網の整備促進に向け、関係機関に対し働きかけを推進してまいります。

国道112号寒河江バイパスにつきましては、長崎大橋付近から主要地方道天童大江線までの区間が4車線化され、市内を通過する主要幹線道路として、機能充実が図られたところであります。長崎大橋の4車線化につきましても昨年からの着工され、さらなる機能充実のため、引き続き早期完成を要望してまいります。

県道田代白岩線については、田代地内の未改良区間整備について早期完成の要望を行うほか、主要地方道寒河江村山線三泉地内の改良事業及び寒河江西川線洲崎地内の歩道設置工事についても、早期に完成されるよう要望してまいります。また、市立病院前の市道仲田内の袋線（都市計画道路山西米沢線）については、県道中山三郷

寒河江線として整備されるよう要望してまいります。

市民生活に密接に係わる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等の整備について、緊急性などを勘案しながら進めてまいります。降雪期間における歩行者の安全と交通の確保については、これまでも万全の体制で臨んでおりますが、このたびの記録的な豪雪により一斉除雪の回数も例年のない数の実施となりました。また、排雪作業等には、地域の方々からも御協力をいただき、住民との共同作業により対処したところであります。今後は、この経験を生かし地域との連携を図りながら、利用者の安全と円滑な交通確保に努めてまいります。

木の下土地区画整理事業は、本市の東側既成市街地と一体となった地域として、都市計画道路落衣島線並びに下釜山岸線の整備とともに面的整備を行うものであり、既成市街地のみならず本市のまちづくりの一環としても重要な事業であります。「ほなみ団地」の愛称のもと、本年度については、物件移転補償、道路築造、宅地整地を実施し、保留地を処分していく予定となっており、事業の円滑な推進に向け、土地区画整理組合に対し全面的に支援してまいりたいと考えております。また、まちづくり交付金事業は、歴史・文化等既存のストックを有効に活用するとともに、木の下地区も含めた新たな居住空間を確保することで中心市街地の活性化を図るものであり、本年度は、木の下土地区画整理事業関連等の道路築造・改良工事などに取り組んでまいります。さらに、良質な住宅の建設と普及を図るため実施している住宅フェアが本年度で20周年を迎えるため、節目となる記念的なフェアとして開催し、雪や地震等に強い、快適な住宅、エコ住宅建築等の情報を提供するとともに、優良な木造建築後継者の育成を図ってまいります。

第3に、「活力に満ちた産業の創造」について申し上げます。

競争力に強い農業経営基盤の確立について申し上げます。

本市においては、国の新たな「食糧、農業、農村基本計画」に基づく経営所得安定対策による集落営農システムの構築及び、「米政策改革大綱」に基づく、寒河江市水田農業ビジョンによる稲作と収益確保を目的とする本格的転作を両立させた、生産性の高い水田農業の確立に向けた取り組みを推進しております。また、本市の主力作物であるさくらんぼについては、新たなブランド品として紅秀峰を奨励し、主産地として「紅秀峰の里さがえ」を目指し、「小規模畑地化整備支援事業」を導入して、市内全域への新規植栽を推進してまいります。

稲作の振興につきましては、清流寒河江川のきれいな水に恵まれたおいしい・売れる米づくりの推進と、水稻直播種栽培の推進による生産コスト低減などにより、稲作経営の安定化を目指してまいります。本年度は、補助事業である「米づくり総合支援事業」により水稻直播種機械や無人ヘリコプターの導入整備及び、「農業経営構造対策事業」によるミニライスセンターの施設整備を行ってまいります。米の生産調整につきましては、平成16年度から生産目標数量の配分を行っており、本年度は、前年より8トン多い17,424トンが配分されたところであります。

その推進につきましては、生産者の取り組みが円滑かつ確実に実施され農業経営の安定化が図られるよう、引き続き、「水田農業経営確立対策事業」により転作物の団地化に対して助成を行ってまいります。そして、大豆・枝豆・ねぎ・アスパラガス・花木の重点品目を中心とした転作物の生産振興を図り、収益確保を目的とした転作から本作への取り組みを推進してまいります。

果樹園芸の振興につきましては、これまで補助事業等により積極的に施設整備を推進してまいりました。本年度は、補助事業である「さくらんぼ生産拡大緊急対策事業」による雨よけハウスから無加温ハウスへの改良及び、「園芸産地拡大強化支援事業」による園芸農業の施設化・機械化等の整備を、引き続き実施してまいります。そして、消費者や流通市場ニーズを踏まえた販売計画の構築など、競争力に強い寒河江型農業の経営基盤強化を図ってまいります。

畜産の振興につきましては、市内においても飼養戸数、飼養頭羽数とも減少するなど厳しい経営環境にあり、

このような環境の変化に的確に対応できるよう、畜産経営の安定向上と良質堆肥の生産供給を推進してまいります。また、葉山高原牧場については、指定管理者制度を導入し効率的な運営を図ってまいります。

中山間地域の農地の保全については、農業生産活動等の継続により国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されております。しかし、担い手の高齢化等により耕作放棄地が増加してきており、多面的機能の低下が特に懸念されております。そのため、農業生産条件の不利を補正する、新たな「中山間地域等直接支払制度」を導入し、農道・水路の整備及び農作業の受委託推進等による農地の保全を支援してまいります。

担い手の育成については、農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、認定農業者や集落営農組織など、地域の農業を守る担い手の育成・確保が大きな課題となっております。そのため、本市においては、広域農業活性化センター、村山地域農業担い手支援センター、農協、農業委員会、土地改良区等の関係機関・団体と連携をとりながら、地域における話し合いを進め、農用地利用改善組合の組織化を一層推進してまいります。また、担い手への農地集積による規模拡大を推進し、農業経営の安定と効率化を図ってまいります。

農産物の安全・安心については、消費者の関心が年々高まっており、引き続き、「さがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議」において、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など、安全安心な農産物産地としての取り組みを継続してまいります。また、地産地消運動の推進やトレーサビリティシステムの一層の展開などにより、消費者や市場に信頼される産地づくりを推進してまいります。

土地基盤整備事業につきましては、県営土地改良事業として、「寒河江中央地区農免農道整備事業」、「留場地区中山間地域総合農地防災事業」、「二ノ堰第2地区地域用水環境整備事業」、「葉山の里地区中山間地域総合整備事業」、「鹿島石持地区畑地帯総合整備事業」を積極的に推進してまいります。また、新規の県営事業といたしましては、昨年度完了した寒河江川下流地区国営かんがい排水事業により造成された、基幹水利施設である昭和堰頭首工、高松堰頭首工、昭和堰幹線水路の一部、中央管理所の機能を適正に発揮させるための「寒河江川下流地区基幹水利施設管理事業」及び、転作田の排水不良な圃場に暗渠排水等を整備する「寒河江西部地区地域水田農業支援緊急整備事業」を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。

次に、新たな観光産業の創出について申し上げます。

観光は、総合産業として雇用確保や経済効果が期待されており、引き続き、関係機関や団体と連携しながら、観光客の増加、宿泊・滞在型観光の推進に努めてまいります。本市が有する全国ブランドのさくらんぼ、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業、さらには花咲かフェアなどの優れた観光資源にさらに磨きをかけ、受け入れ体制の整備を図りながら情報を発信し、全国から集客できるよう取り組んでまいります。

特に、本市観光のブランド力を拡大するため、「紅秀峰の里さがえ」の構築や「温泉のまち寒河江」としてのイメージアップに取り組んでまいります。また、近隣市町や県内はもとより南東北などとの連携により、広域観光ルートの情報発信に努め、四季を通じた誘客を進めてまいります。さらに、歴史、文化型観光として広域的に進められている「雛のみち」や寒河江駅を基地にJRなどと進める「駅長オススメの小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、市街地観光への積極的な誘客を引き続き実施してまいります。また、寒河江温泉配湯50周年を迎え、節目の年に当たることから、新商品の開発が検討されるなど、温泉を基点とした滞在型観光をより一層推進してまいります。また、新たな観光資源の発掘にも取り組むとともに、物産の振興にも努めてまいります。

祭り・イベントは、市民意識の高揚や連帯感を醸成し、本市の活性化にも大きな役割を果たしており、また、観光誘客や地域情報の発信の上でも極めて有効であります。春から始まる桜まつりやつつじまつり、初夏のさくらんぼ祭り、そして秋には神輿の祭典をメインとする寒河江まつりを、四季のまつりとして開催しており、これに加え、最上川に親しむ「最上川フェスタ」、寒河江川に遡上する鮭を活用しての鮭まつりなど、地域の特性を

生かし、特色ある多様な祭りやイベントを開催し、交流人口の拡大に資してまいります。

チェリークア・パーク事業については、寒河江サービスエリアスマートインターチェンジにより高速道路から直接車の出入りが可能となる利便性を活かしながら、広域滞在型観光拠点施設として、本年も積極的に事業者の誘致等を推進してまいります。

次に、活力ある工業の振興と雇用の創出について申し上げます。

工業の振興は、地域経済の進展、活力あるまちづくり、若者の定住促進等を図っていく上で大変重要であり、引き続き、県内外からの積極的な企業誘致を進めるとともに、地場産業育成、販路拡大事業等に取り組み、雇用の場の確保に努めてまいります。企業経営の安定化と基盤強化に資するため、本年度も、市中小企業振興資金融資制度や市産業立地促進資金融資制度を継続するとともに、制度資金等に対する保証料補給を行ってまいります。また、勤労者生活安定資金貸付制度を継続して行い、市内勤労者の生活安定に資してまいります。活力ある工業の振興を図るためには、人材育成は大変重要なものであり、そのため、経営研修や技術交流プラザを拠点とした各種研修、技能講座を充実して実施するなど、企業の人材育成事業を支援してまいります。高校生を対象に市内事業所で実施しているインターンシップ事業は、生徒、学校、企業から高い評価を得ており、関係機関と連携を図りながら引き続き実施し、就業意識の向上や就業機会の拡大に努めてまいります。

若者定住と雇用の場の確保を図るとともに、活力あるまちづくりや地域経済の活性化のため、寒河江中央工業団地整備と企業誘致を推進してまいりました。本年も引き続き、雇用の創出に向け、優良企業の誘致活動を県内外へと積極的に進めてまいります。

次に、人行き交い、賑わいある商業の振興について申し上げます。

商業は、消費者の利便性を高め就業の場を創出するなど、地域の活性化に大きな役割を担っており、一層の振興を図る必要があります。フローラ・SAGA Eは、中心市街地の活性化やにぎわいづくりの核となる施設として、また、買い物や文化活動など、気軽に利用し交流できる多目的施設として親しまれております。引き続き、商店街や各種団体と連携しながら、「痛快！！ど真ん中市」や各種イベントを定期的で開催していくとともに、機能充実や利活用の促進を図りながら、商業の振興や中心市街地活性化に資してまいります。また、商店街などと連携して、花みずき祭り、ホクホク券事業などのイベントを実施しにぎわいを創出しながら、商業の振興を図ってまいります。さらに、各関係機関とより一層の連携を図りながら、店舗の誘致や個店の魅力向上・情報発信の強化などに努め、中心市街地の活性化や本市商業の活性化を図ってまいります。

次に、地域経済の活性化と新たな産業の創出について申し上げます。

少子化、高度情報化など社会経済が大きく変化するなかで、市民生活や地域経済を支えるさまざまな産業の分野において、新たなビジネスやサービスが期待されており、これら新分野進出や新事業創出の促進をはかるため、関係機関や団体と連携しながら、情報の収集や提供、相談業務をはじめ、研修事業などを進めてまいります。

第4に、「いきいきと健康で安心できる地域社会の創造」について申し上げます。

生涯にわたって生きがいを持ち、健康であることは誰もが願うことであり、すべての人がともにいきいきと生活できる豊かな地域社会の創造が求められております。そのため、ハートフルセンターを拠点に保健、福祉、医療の一貫したサービスを提供し、健やかな成長と生きがいのある地域社会、生涯を通して健康で明るい生活の実現に向けたまちづくりを行い、健康長寿社会の形成を推進してまいります。また、少子化の進行により、親子関係や友人関係の変化、保育関係施設への入所児童の低年齢児化の進行など、市民ニーズの変化に対応した子育て支援が求められていることから、今後は「子どもすこやかプラン」に基づき、次世代を担う寒河江の子供たちの健やかな成長をより一層支援してまいります。

昨年度は、保育環境の変化とふえ続ける保育需要、多様化する保育ニーズに対応するため、子育て支援の中核

施設である市立保育所の全てにおいて、12時間保育を実施し幼児の受け入れを行ってまいりました。引き続き、延長保育や障害児保育の実施及び保育所の地域開放、地域交流事業を実施し、保護者が安心して働くことができる環境の整備に努めてまいります。さらに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターとの連携を強め、子育て支援体制の強化や、認可外保育施設が実施する乳幼児の受け入れと延長保育事業などに対する支援、放課後児童対策としての学童保育クラブの充実など、多様なニーズに対応する保育基盤の強化や支援策の充実を図ってまいります。また、児童虐待における児童相談機能の強化や、妊産婦や乳幼児の訪問指導をさらに充実し、より一層の児童虐待予防に努めてまいります。

次の世代を担う乳幼児の健全育成や育児支援を推進する上で、母親の心身の健康が重要であります。今年度から、母親のうつ状態の早期発見による早期支援を図るため、チェックリストを活用した育児支援を推進していくとともに、母親に対するがん検診や人間ドックの受診を積極的に進めてまいります。また、全乳児への訪問指導や乳幼児健康診査や育児に関する健康教室・育児相談事業などの充実、乳幼児期の健康な歯づくりに対する支援強化のほか、新たに乳幼児等予防接種の広域化を推進してまいります。

介護保険制度は、6年が経過し定着してきましたが、国では、これまでの実績を検証し、予防重視型への転換など大幅な見直しが行われ、一部については、昨秋、前倒しで実施されましたが、本年4月から新たな取り組み等が施行されることとなります。本年度は、この制度改正を受けて策定した、平成18年度から20年度までの「第3期介護保険事業計画」に基づき、要介護認定者等が制度を有効に活用し、安心して生活できるよう、より一層質の高い介護サービスを提供するとともに、介護保険事業の健全な運営に努めてまいります。また、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として新たに設置される「地域包括支援センター」の機能を充実し、高齢者に関する様々な相談に対応するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象にした介護予防等の地域支援事業を積極的に取り組んでまいります。要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域において、尊厳を保ちながら生活ができるよう、多様なサービスの利用が可能になる「地域密着型サービス」に努め、要介護高齢者の在宅生活を支援してまいります。

急速に進展する高齢社会において健康で明るい生活を送るためには、生活習慣病やこれに起因する認知症や寝たきりなど加齢に伴う要介護状態になることを予防し、健康寿命の延伸につなげることが重要であります。そのためには、青年期や壮年期の若い世代からの取り組みが必要であることから「健康さがえ21」に基づき、市民の健康づくり活動に対する援助や支援をさらに強化してまいります。また、転倒骨折予防教室や認知症介護教室、筋力アップなどの運動指導事業などをさらに充実するとともに、今年度は「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の三項目を重点に啓発活動を強化してまいります。さらに、一日人間ドックをはじめとした健康診査を引き続き実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、高齢者のインフルエンザ予防接種増加対策などに取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、利用者本位のサービス提供を図るため、これまで支援費制度等による福祉サービスを実施してきましたが、本年4月から新しく障害者自立支援法が施行され、国の障害保健福祉施策が大きく改革、再編成されることとなります。

本年度は、こうした国の動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を図るために、障害者自立支援法に基づく第1期障害福祉計画を策定し、福祉サービスの充実を図るとともに、これまで実施してきた障害者の自立や在宅生活の支援サービスを継続しながら、手話通訳や要約筆記などのボランティアの養成により、社会参加を一層促進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせるよう、障害者福祉の推進に努めてまいります。

生涯にわたって健康で安心な明るい生活を送ることは、すべての市民の願いであり、また個々の市民の幸福にとどまらず、社会全体の活力維持のためにも強く求められ、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなっ

てきております。そのため、市民一人一人が体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現」を合言葉に、寒河江市総合スポーツクラブ・「アスポーツさがえ」が設立されました。今後、クラブの発展、充実のための支援をしていくとともに、スポーツ団体の育成や指導者の養成、スポーツ教室・講習会の開催等を通して、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

また、指定管理者となる財団法人寒河江市体育振興公社と連携を図り、スポーツ教室等の開催やこれまで以上の利用者に対するサービス向上、迅速かつ効率的な管理運営を行い、利用しやすい施設管理に努めるとともに、スポーツ施設の整備充実に取り組んでまいります。

寒河江市立病院につきましては、市民の健康を守る中核施設として施設・設備の拡充を進め、診療機能の充実を図ってきました。本年度は、医療機器の計画的な更新や医療従事者の充実などにより、診療水準の一層の向上を図るとともに、地域内の医療機関との機能分担と連携強化等により、公的医療機関として地域医療の充実に努めてまいります。

第5に、「市民自らの手による地域社会の創造」について申し上げます。

美しく潤いあるまちづくりを推進するため、自主性、独自性が求められており、引き続き、ボランティア活動やグラウンドワークを推進し、市民自らの創意工夫と実践による地域社会の創造を推進してまいります。これまでも、市民参加のフラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業などによる環境美化の推進、グラウンドワークによる公園整備や管理、さがえ街路樹育て隊による街路樹管理の拡大等、積極的なボランティア活動やグラウンドワーク活動が行われております。

また、ボランティア活動は、花咲かフェアなどの各種イベントや福祉事業においても、多くの方から協力をいただいているところであります。ボランティアの皆さんの、寒河江らしいおもてなしの心は、花咲かフェアや神輿の祭典など、各種イベントに訪れた方々にぬくもりと感動を与え、活気ある寒河江の姿をごらんになっていただいたものと思っております。

ボランティアの輪は年々拡大しており、各方面、各分野において活発な活動が行われております。福祉関係につきましては、本年度もボランティアフェスティバルを開催するとともに、情報誌の発行や養成講座などを実施し、ボランティアの育成と意識の高揚に努め、今後とも、だれでも、いつでも、参加、活動でき得る環境づくりに努めてまいります。

今後、さらに協働のまちづくりを進めていくため、市民・企業・行政がパートナーシップを組み、互いに連携、協力し合いながら、環境美化や自然の保全、イベントや祭りの開催など、元気なまちづくりを行ってまいります。

地域特性を生かした魅力ある地域づくりを構築するためには、市民自らが責任を持ち、参加するという自治意識を持つことが重要になります。地域住民一人一人が、まちづくりの目標に向かい、地域が一体となってまちづくりを推進する地域力を高めていくため、地域活動の拠点となる地区公民館や分館の整備を実施してきたところであります。最も身近な地域学習活動の拠点施設となる分館につきましては、新築事業やトイレ水洗化工事に対する助成など、地域の社会活動拠点整備を進め、地域の人々の連帯感や助け合いの心を大切にし、地区民の主体的・自主的な地域活動を推進し活性化を図ってまいります。

安全安心な地域づくりについて申し上げます。

交通安全対策につきましては、市民のとうい命を交通事故から守るため、計画的な交通安全施設の整備を図るとともに、子供からお年寄りまで、すべての世代を対象にした交通安全教育を実施し、さらに関係機関団体と緊密な連携を図りながら、安全意識の啓発及び交通事故防止活動を推進してまいります。

防犯対策につきましては、小中学生に対する不審者の声かけや振り込め詐欺の被害が少なからず発生している

ことから、防犯情報をタイムリーに伝達するため、警察やPTAなど、関係機関団体からなる「安全・安心ネットワーク」を構築し、犯罪の未然防止を図ってまいります。また、市防犯協会各支部及びPTA等を中心とした「子供見守り隊」については、巡回パトロールなどの強化拡大を図るため、地域の防犯活動に対する支援を行い、市内全域でのきめ細かな活動を展開してまいります。

消防防災対策といたしましては、防火水槽や小型動力ポンプ、消火栓など消防施設の計画的な整備を進めてまいります。本年度については、白岩地区の自動車ポンプ庫の移転新築や柴橋地区への小型動力ポンプ積載車の配備により、消防力の一層の充実強化を図ってまいります。また、地域における防災訓練の実施や自主防災組織の組織化の拡大、及び消防団員の消防技術の向上を図り、災害に強い安全なまちづくりに努めてまいります。

廃棄物処理対策につきましては、現在、寒河江市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行っているところであり、この計画に基づき、適正かつ効率的な収集運搬を行ってまいります。そのほか、生ごみ処理機購入や集団資源回収活動に対する助成等により、ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、ごみのポイ捨てや粗大ごみの不法投棄防止の啓発に努め、循環型社会の構築に取り組んでまいります。

第6に、「21世紀を担う人材の育成」について申し上げます。

社会環境が目まぐるしく変化する中であって、新しい寒河江を背負って立ち、新時代を切り開いていく人づくりを目指し、美しく豊かで元気な心を育てていく必要があります。次代を担う21世紀にふさわしい「人づくり」を確実に推進するため、教育委員会において教育振興計画を策定することとし、本市の特色ある「人づくり」教育の方向性を明らかにしながら、新しい教育の流れに的確に対応してまいります。

明日の寒河江市の発展を担う人材を育成するためには、郷土を愛し、社会の変化に主体的に対応できる資質を子どもたちに育てていくことが大切となります。そのため、「かかわりの中で心と体を育み、学び伸びていく児童生徒の育成」を目指して、心の教育や道徳教育、国際理解教育、教育相談機能及び特殊教育の充実、コンピュータ等を活用した情報教育などに重点的に取り組んでまいります。さらに、学習指導要領のもと、教育活動全体の中で「豊かで確かな学び」を育むことを目指し、地域や家庭と連携した「開かれた学校づくり」を積極的に展開するとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所等での研究・研修活動を推進してまいります。また、地域との密接な連携のもと、子供たちにとって安全で、安心して学べる教育環境づくりに努めてまいります。

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められている現在、人々が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指していくことが重要であります。これらの学習需要に的確に対応していくため、生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、学ぶ環境づくりの支援や、感性豊かな心の教育の推進に努めてまいります。明るく、住みよい、魅力あるまちづくりを推進するため、郷土愛に満ちた創造力と行動力のある人材育成が肝要であり、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座事業などを実施するとともに、各年代に対応した生涯学習講座開設や学習情報提供などを行いながら、市民一人一人の生涯を通じた自主的、自発的な学習活動の支援に努めてまいります。本年度は、生涯学習の拠点施設として市民のニーズに合った図書資料等の整備を計画的に進めるとともに、図書館こどもまつりや「図書館フェア」の開催を実施してまいります。また、年間を通した「ブックテーマコーナー」の実施、展示ホールを活用した市民ギャラリーとしての生涯学習活動の場として広く市民に開放するほか、ボランティア団体との連携による定期的お話を開催してまいります。また、衛星放送による「子ども放送局」を実施するほか、乳幼児期からの絵本との出会いを支援するため、乳幼児健診時に出張して貸し出している「絵本の部屋」の充実を図るなど、読書普及の推進に努めてまいります。

国際社会に対応した地域と人づくりとしては、国際理解教育や外国語指導助手の配置など、多くの子どもたち

が国際理解と外国文化に触れる機会を提供してまいります。また、国際結婚や研修等により本市に在住する外国人が、安心して快適な生活ができるよう、暮らしのガイドブックの発行や交流親睦の場を提供してまいります。さらに、引き続き、村山広域圏において在住外国人の子供を対象とした日本語教室への支援を、山形市や天童市、上山市など、4市2町との連携を図りながら実施してまいります。

第7に、「自らの責任で自立した市政をめざす」について申し上げます。

本市の行財政運営に当たりましては、先に述べましたように、自立した効率的で生産性の高い行財政運営を市民と一体となって進めていくため、新たに策定した寒河江市行財政改革大綱に基づき、「市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立」を目指してまいります。

財務会計システムにつきましては、いよいよ本格的な稼働が行われることとなり、より正確で効率的な財務事務の執行を図っていくものであります。また、システムの導入に合わせて、職員へのパソコンの配置と本庁舎と各出先機関を通信回線で結ぶコンピュータネットワークの整備が行われており、これらの情報通信機器を活用し、事務の効率化を図ってまいります。

また、市政に関する情報の提供につきましては、市民との情報の共有を図る上で、本市が取り組んでいる各種施策等について広く市民に周知するため、市報やインターネット等による情報の提供がより重要となるものであります。特に、近年の情報通信技術の普及が目覚ましいことから、市のホームページをさらに見やすく充実を図り、各種ダウンロードサービスの拡大や市例規集をホームページ上から閲覧できるよう整備を進めてまいります。

新聞社と提携しながら、週に一度本市情報を電子メールによって提供する「ふるさとだより」については、県内はもとより首都圏を中心に全国に広がり、登録者数も430人を超え好評を得ており、引き続き、本市情報を積極的に発信してまいります。

以上、平成18年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申し上げたところであり、新たな第5次寒河江市振興計画の将来都市像である「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様のご御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

○新宮征一議長 日程第55、議案説明であります。

市長から案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、議第2号平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、柴橋日田線整備事業負担金等を減額するほか、小中学校3校のアスベスト対策費、高利率市債の繰上償還金などを追加するものであります。

その結果、6,260万1千円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ137億2,645万7千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第2款総務費は電子計算機システム賃借料2,404万7千円を減額するのが主なものであります。

第3款民生費は、知的障害者居宅生活支援費131万3千円を追加するのが主なものであります。

第4款衛生費は、健康診査委託料1,200万円を減額するのが主なものであります。

第6款農林水産業費は、園芸産地拡大強化支援事業費補助金888万3千円を減額するのが主なものであります。

第8款土木費は、柴橋日田線整備事業負担金2,572万5千円を減額するのが主なものであります。

第9款消防費は、西村山広域行政事務組合消防費分担金492万6千円を減額するのが主なものであります。

第10款教育費は、小中学校3校のアスベスト対策費として1,404万4千円を追加するのが主なものであります。

第12款公債費は、高利率市債の繰上償還金3,626万7千円を追加するものであります。これらの歳出予算に対する歳入については、繰入金1億9,733万3千円などを減額し、財産収入4,830万3千円、市債1億1,100万円等を追加し、対応することとしました。

第2表、地方債補正については学校整備事業債を追加するほか、減税補てん債ほか3事業債の限度額を変更するものであります。

第3表、繰越明許費については、アスベスト対策に係る小学校整備事業、中学校整備事業の年度内完成が不可能なために翌年度に繰り越しするものであります。

次に、議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

国は、平成18年度予算において2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化及びデフレの克服、民需主導の持続的経済成長の実現を図るため、小さな政府の実現に向け、従来からの歳出改革路線を堅持、強化するとしております。また、国の地方財政計画では、地方税、地方交付税などを合計した一般財源は前年度を上回って確保するとしたものの、税財源の遍在化に伴う税収の伸び悩みや基金などの積立金の減少、増加の一途を続ける社会保障費への対応などで、深刻な財源不足が続いているところであります。

平成18年度本市一般会計予算は、平成18年度を初年度とする第5次振興計画と行財政改革大綱を基本に、これまでの行政のあり方を見直し、民間にできることは民間にゆだね、市民と行政が連携し、活力あふれる協働のまちづくりを推進することを目標に編成したところであります。そのための事業として、木の下土地区画整理事業、ほなみ団地の造成と、市街地と事業区域を結ぶ下釜山岸線整備に本格的に取り組むこととしたほか、県の推奨さくらんぼ品種、紅秀峰の増植をはじめとする果樹園芸農業の振興、陵西中学校の大規模改修に向けた基本計画調

査、3地区における公民館建設の補助、さらには本市のシンボル事業となった花咲かフェアINさがえなど、市発展に必要な事業に取り組むこととしたところであります。

その結果、平成18年度一般会計の規模は136億7,000万円で、平成17年度と比較して3.9パーセントの増となりました。その要因は、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業事業負担金の発生や木の下土地区画整理事業の本格的な取り組みなどによるものであります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

増減率は、平成17年度当初予算対比であります。

歳入予算の第1款市税については、定率減税の縮減により個人分が増収となることから、市民税は4.3パーセントの増、固定資産税は平成18年度が評価がえの年に当たることから、3.7パーセントの減を見込み、全体では0.2パーセント減の47億6,358万9千円を計上しました。

第2款地方譲与税は、児童扶養手当給付費負担金などが新たに一般財源化されたことに伴い所得譲与税を倍増と見込んだことから、49.9パーセント増の4億8,150万円を計上いたしました。

第3款利子割交付金は、地方財政計画を踏まえ、34.1パーセント減の890万円を計上しました。

第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金は、平成17年度の決算見込みなどを踏まえたものであります。

第6款地方消費税交付金は、消費動向等を勘案し、0.4パーセント増の4億3,190万円を計上しました。

第7款自動車取得税交付金は、地方財政計画等を踏まえ、1.8パーセント増の7,740万円を計上しました。

第8款地方特例交付金は、定率減税縮減に伴う減の影響が大きく、16パーセント減の1億2,430万円を計上しました。

第9款地方交付税は、3.7パーセント減の36億4,000万円を計上しました。

第13款国庫支出金は、移動通信用鉄塔施設整備事業が終了したことや児童扶養手当給付費負担金等が一般財源化されたことから、19.8パーセントと大幅減の5億5,997万6千円を計上しました。

第14款県支出金は、児童手当負担金等が増額となったことから、1.6パーセント増の5億4,526万6千円を計上しました。

第17款繰入金は、12.3パーセント増の6億3,875万1千円を計上しましたが、主なものは財政調整基金から5億3,000万円、減債基金から1億円であります。

第19款諸収入は、平成17年度の産業立地促進資金の貸付額が伸びたため、14パーセント増の7億4,796万円を計上しました。

第20款市債は、寒河江川下流地区国営かんがい排水事業負担金やまちづくり交付金事業などに市債を充当することにしたことから、平成17年度を大幅に上回る11億4,940万円を計上しました。その内訳は、投資的事業充当分が5億4,670万円、地域総合整備資金貸付事業債が1億3,000万円、臨時財政対策債が3億8,700万円などであります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、徹底した事業の選択と事業費の精査を行うとともに、指定管理者制度の導入や退職職員の不補充、特別職給料及び一般職の管理職手当の削減を実施するほか、事務事業、補助金、負担金の見直しなど、経常経費を厳しく抑制しました。

性質別に申し上げますと、人件費は5.4パーセント減の29億1,290万円を計上しました。

物件費は、徹底した事務事業の精査を行い、4.7パーセント減の15億4,452万5千円を計上しました。

維持補修費は、施設の老朽化が進んでいるものもあることから、昨年と同程度の1億9,684万7千円を計上しました。

扶助費は、児童手当支給対象が小学校3年生から6年生まで拡大されたことなどから、6.5パーセント増の11億6,537万7千円を計上しました。

扶助費等は、事務事業の見直しや補助、負担金事業の終了などにより4.3パーセント減の16億2,184万円を計上しました。

投資的事業は市民が真に必要とし、将来の発展につながるとともに、協働のまちづくりに欠かせない事業に優先的に取り組むこととしました。

主な事業としては、総務費ではコミュニティ助成事業に1,500万円を計上しました。

民生費は、学童施設改修補助に350万円、保育所整備事業に706万円、浄化槽設置補助事業に573万9千円を計上しました。

農林水産業費は、寒河江川下流地区かんがい排水事業負担金に5億635万6千円、園芸産地拡大強化支援事業に1,662万6千円、小規模畑地化整備支援事業に1,707万3千円、農業経営構造対策事業に3,486万5千円、さくらんぼ生産拡大緊急対策事業に600万円を計上しました。

土木費は、木の下土地区画整理事業に2億558万5千円、最上川寒河江緑地整備事業に5,000万円、都市計画道路下釜山岸線整備事業に1,000万円、その他道路改良、側溝整備、交通安全施設整備、用悪水路整備に合わせて4,012万5千円を計上しました。

消防費は、自動車部ポンプ庫整備事業に1,554万6千円、消防ポンプ自動車更新事業に1,600万円を計上しました。

教育費は、小中学校の施設整備事業に1,150万円、公民館整備補助事業に1,534万円を計上しました。

この結果、投資的事業の総額は87.6パーセント増の11億7,712万4千円となりました。

繰出金は、公共下水道事業特別会計に8億5,065万3千円、国民健康保険特別会計に2億2,572万4千円、老人保健特別会計に3億4,179万3千円、介護保険特別会計に3億8,033万5千円を計上しました。

第2表は、減税補てん償等11億4,940万円の地方債の限度額を定めるものであります。

また、短期融資を受ける一時借入れの最高額を20億円に定めるとともに、給与支出の際における流用可能額についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第5号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は、衛生的で快適な生活環境のための社会基盤であり、良好な水環境の保全や地域定住の促進などを図るために、計画的な整備が強く求められております。本市の生活排水処理については、生活排水処理施設整備計画に基づき事業推進を図っているところであり、普及率などの向上を目指し、事業内容の精査と経費節減に努め、予算編成をいたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,970万7千円で、前年度当初予算と比較して2億3,924万円の減額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、公共下水道管渠建設費7億5,920万円、浄化センター管理費1億9,533万8千円、浄化センター建設費2億9,800万円、公債費11億2,454万6千円であります。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金7,534万5千円、使用料及び手数料4億6,967万2千円、国庫支出金3億9,220万円、一般会計繰入金8億5,065万3千円、市債6億7,980万円であります。

第2表は、排水設備等設置改造資金利子補給などの債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものであります。

次に、議第6号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度簡易水道事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ950万7千円とするものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、一般管理費312万2千円、公債費635万5千円であります。

歳入予算の主な内容は、水道使用料484万円、一般会計繰入金466万5千円であります。

次に、議第7号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国では、将来とも良質な医療を確保し、維持可能な皆保険制度を再構築するために、平成14年度に医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針を、さらに昨年12月には医療制度改革大綱を策定し、医療制度の構造改革を推進することとしています。本市の国民健康保険特別会計は、被保険者数は緩やかな増加傾向にありますが、保険給付費の増加に加えて老人保健拠出金の増加により、大変厳しい状況にあります。このような状況の中で国民健康保険税については、保険給付費などの費用に見合う必要額を確保するため、あらかじめ給付基金の取り崩しを見込みながらも、なおかつ財源不足が見込まれる額について税率改正で対応しようと予算計上しております。

平成18年の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億5,124万円で、前年度当初予算と比較して1億1,699万3千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費25億7,239万1千円、老人保健拠出金5億6,582万6千円、介護納付金2億2,061万円、高額医療費共同事業拠出金6,442万7千円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税のうち医療給付費分が11億9,913万3千円、介護納付金分が1億90万3千円で、国庫支出金9億7,357万5千円、療養給付費交付金7億318万8千円、県支出金1億4,787万3千円、一般会計繰入金2億2,572万4千円、給付基金繰入金1億1,727万8千円あります。

次に、議第8号平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成18年度老人保健特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ43億2,006万1千円で、前年度当初予算と比較して6億1,358万7千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、医療諸費43億835万4千円、歳入予算の主な内容は支払基金交付金23億1,702万6千円、国庫支出金13億2,856万9千円、県支出金3億3,186万7千円、一般会計繰入金3億4,179万3千円あります。

次に、議第9号平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険制度は、国において見直しが行われ、予防重視型システムへの転換、地域包括支援センターの設置など、制度全般にわたる改正がなされました。

平成18年度の介護保険特別会計は、このたびの制度改正を踏まえ、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ23億8,839万3千円で、前年度当初予算と比較して4,263万3千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、総務管理費9,156万2千円、介護サービス等諸費19億5,536万5千円、介護予防サービス等諸費1億4,768万5千円、特定入所者介護サービス等費7,761万6千円あります。

歳入予算の主なものは、介護保険料3億8,860万6千円、国庫負担金3億9,392万7千円、国庫補助金1億3,800万6千円、支払基金交付金6億8,998万1千円、県負担金3億2,584万8千円、一般会計繰入金3億8,033万5千円であります。

次に、議第10号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度は、延べ183回の審査判定会議の開催を見込み、円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,460万5千円で、前年度当初予算と比較して375万9千円の増額となっております。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会運営費2,450万5千円であります。

歳入予算の主な内容は、分担金及び負担金1,563万8千円であります。

次に、議第11号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成18年度財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ75万9千円とするものであり、前年度当初予算と比較して9千円の増額となっております。

次に、議第12号平成18年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度の市立病院事業会計予算は、診療体制の充実を図り、地域の医療ニーズに的確に答えるべく編成したところであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は病床数160床で、年間患者数を入院患者4万6,720人、外来患者7万9,625人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に3,000万円を計上いたしました。

第3条の収益的収入及び支出の主な内容は、収入総額が28億1,040万3千円で、このうち医業収益は25億7,909万6千円、医業外収益は2億3,130万6千円であります。

支出総額は28億1,040万3千円で、このうち医業費用は27億5,554万7千円、医業外費用は5,315万6千円であります。

第4条の資本的収入及び支出の主な内容は、収入総額が2,762万6千円で、このうち企業債は2,500万円、他会計負担金は262万5千円であります。

支出総額は1億3,457万6千円で、このうち建設改良費は3,000万円、企業債償還金は1億457万6千円あります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億695万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を6億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は、一般会計からの負担金額を2億2,000万円と定めるものであり、第10条はたな卸資産の購入限度額を9億9,800万円と定めるものであります。

次に、議第13号平成18年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成18年度の水道事業会計予算は、安全な良質水の確保と安定供給の維持並びに効率的な事業運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,646戸、年間総配水量669万4,000立方メートル、1日平均配水量1万8,339立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、収入総額12億6,191万6千円、支出総額12億180万1千円であります。

第4条の資本的収入及び支出は、収入総額1億2,815万2千円、支出総額7億3,106万6千円であり、支出の主なものとしては第4次拡張事業に係る配水管網整備費などの建設改良費5億7,317万4千円、企業債償還金1億5,689万2千円であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、6億291万4千円については、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第5条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第6条及び第7条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第14号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公職選挙法の規定に基づき、寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成を公営化するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第15号寒河江市課制条例の全部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、組織の再編について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第16号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江市移動通信用鉄塔施設の整備に伴い、同施設を使用する電気通信事業者から分担金を徴収するため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第17号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について御説明申し上げます。

地方公務員法第58条の2が新たに規定されたことに伴い本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第18号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、非常勤の職員の報酬額の見直しなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第19号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革の推進を図るため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当について、引き続き減額しようとするものであります。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定に準じ、給料表及び昇給方法の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第21号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革に係る給与の適正化を図るため、職員の特殊勤務手当について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革に係る経常的な経費の節減を図るため、職員の旅費について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号寒河江市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業が、平成17年度で終了するため、寒河江市駅前中心市街地整

備事業特別会計を廃止しようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について及び議第25号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

両案件とも行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づき公の施設の使用料の見直しについて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、設置が義務づけられた障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づき、公の施設の使用料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第28号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革による事務事業の見直しに伴い、支給対象者、寿賀祝品等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

行財政改革を推進するため、受益者負担の原則に基づく公の施設の使用料について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第30号寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江市慈恩寺観光会館が建築後46年を経過し、老朽化が著しく、安全上などの面から同会館を解体するため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、寒河江市農村公園の管理委託を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江都市計画事業寒河江駅前土地地区画整理事業施行条例の廃止について御説明申し上げます。

寒河江駅前土地地区画整理事業が平成17年度に終了し、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の出納の整理期間も平成18年5月31日で終期となるため、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第34号寒河江市国民保護協議会条例の制定について御説明申し上げます。

両案件とも武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、寒河江市国民保護対策本部と寒河江市国民保護協議会に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

醍醐財産区の管理経費の節減を図るため、当該財産区の管理会委員の報酬を減額しようとするものであります。

次に、議第36号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第37号財産の交換について御説明申し上げます。

市有財産の処分により、歳入の確保を図るとともに、市民プール控室等用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

次に、議第38号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

チェリークア・パーク整備促進のため、チェリークア・パーク整備用地内に存在する大字寒河江字落衣前の字の区域及び名称を変更するとともに、住民福祉の向上を図るため、本楯三丁目の一部の字の区域及び名称を変更しようとするものであります。

次に、議第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、平成18年度を初年度とする第7期田代辺地総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、37案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。

国民健康保険特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ35億5,124万1千円と読みましたが、35億5,124万円に訂正させていただきます。

以上です。

平成18年3月第1回定例会

散 会 午後 零時00分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年3月2日(木曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼熊谷英昭	病院	事務
芳賀友幸	教	育	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学校	教育課	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理
安孫子雅美	監	査	宇野健雄	監	査
清野健	農業	委員会		事務	局長
	事務	局長			

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長	補
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	局	調査
				係	長

平成18年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成18年3月2日(木)

再 開

第1回定例会

午前9時30分開議

日程第 1 質疑

" 2 予算特別委員会設置

" 3 委員会付託

散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 新宮征一議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

質 疑

○新宮征一議長 日程第1、これより質疑に入ります。

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 平成18年度一般会計でありますけど、寒河江市におきましても今般この情勢の中で、財政もかなり厳しいような状態であります。国も市町村、県もでありますけど、寒河江市におきまして一般財源、市税でありますけど、48億でしたか、それに占める割合でありますけど、そのうち人件費が約30億、その他一般会計や何やらで使うと、ほとんど税収がなくなる状態であります。その補てんするために国から交付税やいろいろな支出金やらのものがあるわけであります。その中でやはり寒河江市における税収の伸びというか、滞納率も結構あるので、その辺に対してこれからどのように取り組んでいくのかどうかであります。

固定資産税、都市計画税、軽自動車税などが一般会計の中に入ります。この税収は、5月から約2月までの区間に分かれておりますけど、滞納している方たちも多いわけありますけど、こういうものに対してこれからどのように取り組んでいくのかどうかであります。48億そこそこのあれで人件費が30億で、あと一般会計から繰り出している金約18億近くあるんでありますけど、ほとんど一般会計で事業ができないような状態あります。

あと、一般会計の中にも土地の売り払いがあるわけあります。一つ目に、高松駅前の土地であります。それは、国鉄清算事業団から市が開発公社を通して、先行投資で土地を取得しているわけありますけど、その土地をそのまま競売なされるのかどうかであります。

また、旧高松地区公民館の跡地も競売されると聞いておりますけど、もともとは高松財産区の土地であったと私なりに聞いておりますけど、その競売に当たり、どのように考えているのかどうかであります。

また、チェリークア・パークの敷地におきましても全員協議会で、元中国パールの進出の土地に対して自動車学校の誘致が行われております。

また、その地域の中に個人名義の取得もありますけど、中国パールのように5億円のお金を20年で月賦で払うということはないように私なりに願いたいところであります。

また、もう一つは、ふるさと創生基金の融資を受けながら、温泉のボーリングを申し立てたと全員協議会のところでありましたけど、その中全体であそこの計画におきましては12社で協議会が行われておりますけど、何社かが建設断念しております。

そこで、私なりに思うんでありますけど、あそこに給湯してお湯でありますけど、本来ならば入湯税という寒河江市に税収をもたらしてくるわけありますけど、その道から見ても大きく狂いが生じるんじゃないかなと私なりに思うんですけど、その取り組みに対しても今回の競売に当たり、どのようにお考えになっているのかどうかであります。その辺もあわせてお聞きしたいと思います。

また、そのほかに寒河江市でまだ土地の売買をやる予定があるのかどうかであります。その辺のことを考えながら、今年度一般会計、18年度でありますけど、寒河江市も本当に厳しい、民間だったら

本当にまだまだ厳しいんであります。東京の方面ではかなり景気が豊かだと言われておりますけど、我が山形県寒河江市におきましても農産物においても米の価格の問題、果樹の問題も大変であります。そういうのに対して税収が伸びないわけでありまして、どのようにお考えになりますか。

また、今般の大雪におきましてかなり補正予算で市長の御配慮により、1月4日に専決処分なされたことに対しては感謝申し上げるんでありますけど、一番私なりに考えることは、この議場にも職員並びに議員の皆様もよくお考えになってもらいたいことが一つあります。それは、職員に対しての寒冷地手当であります。その辺をどのように考えていかれるのかどうかであります。職員だけ世帯主、準世帯主、独身という振り分けがあるわけでありまして。この雪の中で職員だけが大きく暖かい冬を迎えたんじゃないかなと私思っているわけでありまして。そういうことも考えながら、民間ではそんなことありませんから、もっと考えてやってもらいたいと私は思うんであります。

何点が申しあげましたけど、それに対してこれからどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思っております。

○新宮征一議長 市長から答弁願います。

○佐藤誠六市長 施政方針にも述べましたし、また一般会計の予算編成方針あるいはその内容につきましても申しあげましたように、経済の伸びというのは伸びていないと、そういう中で歳入の面というのは非常に厳しい見方をしなくちゃならないと。税収だって寒河江はまあまあだろうと思っておりますけれども、地方交付税ということになりますと、非常に不透明な段階にあるというようなことだろうと思っております。

反面少子高齢化の波というのは、これはひたひたと寄ってくると、こういうことでございます。ごらんになっておわかりのように、社会保障関係の占めるウエートというのは非常に強くなってきております。それですから、この考え方としましては、やっぱり第5次振興計画と行財政改革を一体となって進めなくちゃならないと、こういうことだろうと思っております。そうでなければこれは乗り切れないと、こういう中でございますから、市民との協働あるいは市民に対するところの民間の委託というのをおわせて、内で改革するのみならず、そういう分野と一緒にしなくちゃならないと、こういうことでございます。

ですから、歳出の削減ということもさることながら、歳入の確保には、これは十分力を入れてまいりたいと、このように思っております。ですから、行財政改革におきましては歳入の確保ということの特に入れておきまして、ある土地というようなものは、これは民間に売り払って、これを賄うというような考え方で進んでおるわけでございます。ですから、それを売り払うというような場合につきましては、一般競争という形で公平な、そしてまた財産価値が評価されるような形での売り払いと、こういうことにならうかなと。これは当然のことだろうと、このように思っておりますし、税収の確保につきましてはあらゆる手段を通じまして、税源の醸成ということもさることながら、税収入を上げると。あるいは、調定したやつは収入を確保していくというようなことでしていかなければならないと、このように思っております。

その他につきましては、担当の方からそれぞれ申し上げたいと思っております。

○新宮征一議長 税務課長。

○三瓶正博税務課長 市税の収納関係についてお答え申し上げます。

市税の収納につきましては、行財政改革が18年度から実施なるわけでありまして。この中の一環とし

まして、プロジェクトチームの設置というものがございます。その中で18年度プロジェクトチームを立ち上げをしながら、十分な検討をしながら収納率向上に向けて頑張っていきたいというふうに、まず第1点として考えております。

それから、第2点として昨年12月1日に、山形県と共同で個人住民税収納対策協議会を設置しております。その中で県と一緒に、県税と関係あるものについて収納を実施していくというような考え方。

さらに、第3点として、これまで実施しております収納率の向上対策、これについてはいろんな手法をとっております。1点としては訪問徴収、さらには電話での納入の依頼、督促状の送付、催告書の送付、さらには再催告書の送付など、それらを含めながら口座振替納付の推進、さらには納期の案内チラシを各世帯に配布すると。各納期の時点でそういうチラシを各世帯に配布なり閲覧をしながら、納税の意欲を高めていくということを考えております。

なお、申し添えておきますけれども、平成16年度の収納率の状況でありますけれども、現年度滞納分合わせまして、13市中上位2位という状況であります。従いまして、寒河江市の納税者の方は納税意欲は高いというふうに評価できるのではないかとというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 寒冷地手当に関する質問がありましたので、お答え申し上げます。

寒冷地手当については、現在はいわゆる寒冷地の地域区分に従って仕切られるような形になりまして、それで寒河江市の場合は北海道等の一番の寒冷地よりはかなり下がりまして、具体的には施行されて2年ほどなりますけど、大分支給額が下がっているような状態にあります。もちろん民間との比較ということに関しては、これは人事院の勧告の制度に基づいてそのような形に改正なったものでありまして、民間のそういう状態を反映した中で勧告がなされ、現在そういう制度で施行なっているということでもあります。

○新宮征一議長 財政課長。

○秋場 元財政課長 土地の売り払いについて御質問ありました。具体的に2件の土地についてありましたので、申し上げます。

1点は、高松駅前の環境整備用地のことかと思えます。国鉄清算事業団の方から開発公社が購入したものでありますけれども、現在具体的な計画はその土地についてはないわけでありまして、今後の予定も考えていないというようなことから、行財政改革大綱にも示しておりますし、その推進委員会でも決定していただいております。処分するという方向で進めておるところでございます。

それから、旧西部地区公民館の高松分室の件でありますけれども、これについても平成6年から普通財産というふうになっております。これも現在利用計画がありません。そういったことで、これも行財政改革大綱の中において、未活用市有地として売却処分するというふうにしたものであります。処分に当たっては公売という形で考えております。

以上です。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 クア・パークの件で質問ありましたので、お答えします。

クア・パークの民活エリアの1万坪の土地につきましては、現在市内の業者に誘致を働きかけてお

ります。誘致が決まり次第契約の締結を行う予定でありますけれども、その契約の内容についてであります。平成10年にクア・パークに民活エリア11社に分譲契約を締結した内容をもって今のところ契約の内容を検討しているところであります。

それから、お湯の配湯の計画がどうなっているのかということでもありますけれども、市の源泉の配当計画は毎分1,000リッターの中で計画的に利用されるということで、現在も変わっておりません。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 いろいろ市長はじめ担当課長から説明ありましたが、一番大きいのはチェリークア・パークだと思っております。やはり1社だけ今営業しておりますけれども、このうち2社の分を買って駐車場をやっているわけでありまして。本当ならばやはり大いに温泉活用したものを、旅館業があれば当然入湯税というのも入ってくるわけでありまして。

また、もう一つ、ふるさと創生でボーリング、温泉掘らせてくださいと申請がなされておりますけれども、今現在山形県温泉審議会で協議なされておりますけれども、今の市民浴場が57年に掘って、58年7月1日から営業したとき、その後やはり寒河江の温泉の地層は鍋の底で、くみ上げるとなくなると先輩議員が取り上げていたのを記憶に思っております。やはり同じ地域に3本の井戸掘ったならばどうなのかなと私なりにも思うところでありまして。ましてその辺の考えはどのように思っているのかどうかであります。

あと、1万坪の土地に対してもこれからの契約次第でありますけれども、中国パールのように5億円に利息分を上乗せするのかどうかであります。やはり今までそれだけ投資して、20年また月賦にしてくださいなんてないようなことを願っているわけでありまして。あそこの道路の分に対しても下水道はじめ水道、温泉の給水管、あとガス管もあるわけでありまして。やはりそれだけの投資しておるんですから、これから問題考えても大きいんじゃないかなと私なりに思っております。

あと、高松駅前のところもまだ全然はっきり、清算事業団から土地を取得してからかなりたつわけでありまして、分譲するのなら整備してするのか、しないのかであります。当然買ったときはバブルでなりますから、今現在の土地の評価で競売なされるのかどうかもお聞きいたします。

また、高松の公民館の跡地の問題もまだ未定のような感じですが、やはり旧高松財産区の土地から市になっているわけですが、その辺も十分認識していかなきゃならないような感じいたすわけでありまして。こういう問題に対してもやはり開発公社の理事長は助役でありますし、あと全体的責任者は寒河江市長でありますけれども、その辺の取り組みに対してチェリークア・パークの問題どようになされるのか、重ねて伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 土地の売り払いのことでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたけれども、今使っていないものならば、これはやはり民間に活用していただいて、民間の活力をふやすと、こういうふうには、そしてまた市の歳入を資すると、こういうことでございますから、お互いにこれがプラスになる面であろうと、このように思っておるわけでございますし、それらの売却に当たっては、それは当然適正な価格で評価をしながらやるわけでございますし、また公正な手段でやると、こういうことでございます。

また、クア・パークにつきましてはいろいろ計画があつて、引き合いがあつた中で市の活性化につながるようなものであれば、これは歓迎しなくちゃならないものでございまして、単に入湯税という

ものだけじゃなくて、固定資産税なり、あるいはまたたくさんの方が寒河江にいらっしゃるということでのにぎわいと活力というようなものが寒河江にもたらされる。それがあらゆる面に波及効果というようなプラスの面が私は出てくると、このように思っておるところでございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 国民健康保険でありますけど、きのうも旭川の国民健康保険に対して最高裁の判決が出たわけであります。いろいろとそれに対しては、きのうのアンケートで新聞見ただけでありますけど、こういう問題も寒河江市でどのように取り組んでいかれるのかどうかであります。国民健康保険は自由業者です。そういう人たちがあって、あと共済の方からと社会保険の方から負担金があって成り立っているような状態です。

寒河江市におきましても、保険証は1年で切りかえ、あと滞納というか、そういう方には短期の保険証が発行されております。全体で医療にかかる方が毎年伸びて、滞納する人たちの方が余計だとなれば、毎年基金を崩して運営しているような状態です。そういうことも考えながら行かなきゃならないような状態です。その基準でありますけど、寒河江市におきまして医療にかかる保険から出すのと、実際かかっている滞納の分というのの差額というのは、毎年広がっているような状態と私は思っているわけでありまして。このままの状態では、毎年毎年保険料が上がっていくような状態だと思われまうけど、その辺に対してどのようにお考えになっているのか聞かせてもらいたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 これは、基本的な考え方は当初の国民健康保険について、特別会計についても申しあげましたように、被保険者数というのは毎年増加傾向にございます。

それから、保険給付費の増加もこれも大きなものがあるわけでございますので、その中での老人保健拠出金というようなことが大変これも伸びますので、全体として国保の会計というのは厳しい状況にあらうと、このように思っておりまして、ですから国保税の方につきましても保険給付費の費用に見合うような必要額というものを確保するということがあるかと思っております。

国の方針も、これは余りにも急激な国保税の引き上げということにつきましては、国も憂慮しておるようございまして、給付基金というようなものがありましたならば、それを取り崩しというような指導もなされておるわけございまして、ですけれどもそれを取り崩して、全部取り崩すというわけじゃございませんから、18年度あるいは19年度等々に分割して取り崩すということも考えておるわけでございますけれども、それでも繰り入れした額でも厳しいというような場合におきまして、今回も税率を改正して対応しようというような考え方で予算を組ませていただいたところでございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり会社勤めや何かでリストラや何なった人は、ほとんど皆国民健康保険に入るわ

けであります。所得は、前年度に比例してなるわけであります。やはりその中で、自分なりに思うんですけど、保険料が上がって、保険料を納めるのが少なくなれば赤字になります。当然一般会計から穴埋めしなきゃならない、基金を取り崩していかなきゃならないような状態であります。これは、日本全国どこ行っても同じような状態じゃないかなと私なりに思うわけでありますけど、やはりその辺の取り組み、もっと考えていかなきゃならないような感じがします。

旭川のきのうの最高裁の判決におきまして、彼一人で最高裁まで争ってなると新聞報道にあるわけでありますけど、一人で旭川地裁から札幌高裁、最高裁判所までよくやったなと私なりに思うんであります。やはり低所得者に対しても医療にかかる権利があるわけでありまして、寒河江市でもきのうの最高裁の判決を十分認識しながら、これから国民健康保険の運用をやっていかなきゃならないような状態でありますので、市長、昨日の旭川の市民の裁判に最高裁の判決が出ましたけど、どのようなお考えを持って、これから寒河江市の運用されるのかお聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 最高裁の判決につきましての詳細を承知していないところでございますけれども、国民健康保険の抱えている問題というのは、これは全国的に非常に厳しくとらえていかなきゃならないというような段階にあると、このように思っております。

そしてまた、国民健康保険税に対すところの受益と負担というような問題というのは、これからまあ大きな課題だと、こう思いますし、そういう中で受益者というものは自らの責任において負担するというような意識というものを、それらが徴収率といいますか、国民健康保険税の納入率の向上に資していかなきゃならないというようなものは当然だろうと、こう思っております。何か行政の力で国民健康保険が運営されるんだというような御認識というものは、これは改めていかなければ、お互いの運営でやっていくというような考え方に立たなければ、やっぱり国民健康保険というようなものはこれから大変厳しくなると、このように思っております。

それで、現在におきまして一般会計から国民健康保険、それから老人保健特別会計あるいは介護保険特別会計に対しての繰出金というのは大きな比重を占めておるわけでございますので、そういうことを踏まえながら運営していかなきゃならないと。

そして、抱えているところの被保険者といいますか、それは非常にお年寄りで、そしてまた医療費等々がかかるところのものでございますから、なおかつ十分目をその辺に当てて国民健康保険の運営というものをやっていかなければならないと存じております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはりこの御時世で、いろいろ景気も地方の場合はよくないわけであります。

やはり、保険料は前年度に対しての所得に対して来るわけでありまして、リストラや失業なされた方は、本当に納めるのが大変であります。国民健康保険は8期までありますけど、そういう人たちから、保険料なかなか大変ですよと相談があった場合は、もう2月期までにもう少し9期だの10期というか、保険の期間を延ばすという考えはないのかどうかであります。その辺の取り組みはあるのかないのかお聞きしたいと思います。そうすれば当然8回納めるところ10回になれば、当然納めやすくなるんじゃないかなと私なりに思うわけでありまして、その辺を考えているか、考えていないか、お願い申し上げます。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 健康保険税の納期については、制度上定められています。

先ほどの納められないというふうなことで相談があった場合の対応というようなことですが、これについてはいつでも相談には応じております。滞納なんかなされますと、長期に続きますと、いろいろ保険証にも制約というようなことで短期証とか、あるいは資格証とかというようなことになりませんが、これについては期限にずばり触れるから、それで打ち切りというふうなことじゃなくて、あくまでも納税相談に応じた中で努力といいますか、それが望めるというようなことであれば、それなりの相談を申しあげながら対応しているというようなことで、これはあくまでも意欲を続けていただくというふうな形で相談をさせていただいているというふうな状況でございます。

納付については、今後についても最大限努力していきたいなというふうに思っています。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 国保会計については、老人保健もそうですけども、破綻に近いような状況になりつつあるのではないかとというふうな認識を、私は持っています。

今回も1億の基金の繰り入れ、基金があるから、それができるわけでありまして、それでも足りないの、税の見直しを考えているというような予算の説明でありました。足りなければ税を改定をして、要するに受益者負担の原則にのっとってどんどんやっていくんだというような考え方、政府もそのようでありまして、そうすると先ほど出ましたように、資格証明とか、短期保険証とかに切りかわる加入者が続出すると。それでなくても増加傾向にあるわけでありまして、そこに何らかの行政としてできる手だてを打つのが為政者の責任であるし、事業主体である寒河江市長の義務であろうというふうに思うわけでありまして、一つは税率改正を見込むというような説明でありますけども、予算書を見ると、前年度とほぼ同じ予算額が国保税の収入の方では組まれているようでありまして、これは応能応益のあん分率を変えるということで対応しようとしているのか、その具体的な検討内容についてお聞かせをいただきたい。

それから、もう一つは、以前から私問題にしているんですけども、医療費の増嵩を抑える有力な手だての一つにいわゆる2次医薬品の使用があります。ジェネリック医薬品というふうに総称されておりますけれども、これを率先して公的な医療機関が使用をふやしていくということによって、加入者も、いわゆる保険者も受益者も高額な医療費を少しでも負担を少なく抑えることができるわけでありまして、そういう意味での努力、取り組み、民間の医療機関に言ってもなかなかそれは進まないわけでありまして、公的な医療機関であれば、それは医師団あるいは事務局、それから薬局等々との協議の中で推進していくことは可能であります。それがなかなか寒河江の場合も進んでいない。そのネックは何かということをお明らかにした上で、強力にそれを推進する必要があるのではないかと。そうすると、医療費の総額を抑制することが可能であります。そういう意味でその取り組みがどうなっているのかお聞かせをいただきたい。

以上、2点お願いします。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 御質問のように18年度につきましては、繰出金を入れてもなおかつ財源的に不足するというようなことで、税率の引き上げ、あん分率の検討というふうなものを考えております。不足額が約1億2,400万円ほどです。

先ほど予算書の中で、ほぼ同じでないかというふうな話がありましたけれども、17年度予算の際にも値上げというふうなことを前提に予算を組んでおります。予算書につきましては、前年度の当初対翌年度の比較というふうなことになりますので、予算書上はやはりほぼ同じような数字的なことがあるのかなというふうに思っています。

17年度につきましては、改定を予定したわけですがけれども、いろいろ基金等の積み増しとか、それから医療費等の状況によって剰余金等の絡みでですけども、積み出しが可能だったというようなことで、現基金の中で値上げをしなくても対応できるのではないかというふうなことで、17年度は見送ったというふうな状況にあります。

18年度精究してみますと、先ほど申しましたように、基金を入れても不足するというふうなことでございます。そんなことで前提というふうなことになっています。

それから、あん分率あるいは税率につきましては、5月の所得あるいは資産額がもう定まった段階で検討したいというふうに考えております。ただ、軽減措置がある応益の45から55の範囲の中にはおさめていきたいと。そのことによって経営安定措置が受けられる体制になるわけですから、それだけは確保していきたいなというふうに思っています。

あと、ジェネリック医薬品のことですがけれども、これはこれまでもいろいろな指摘を受けております。国保担当課としては、それを願う機会というのはなかなかないわけですがけれども、国保運営協議会とか、そういうような中でも話が出まして、そのことについては何らかの手だてをする必要があるというようなことは言われております。それを直接に声かけられるというのは、やはり市立病院なんかだと思えますけれども、その辺についてはこれまでも何回かそういう方向でお願いしたいというふうなことをやっております。病院自体でもそれに対応していただいているというふうに思っています。あとはもう県立とか何かになりますと、そういう機会をとらえながら訴えていかなきゃならないのかなというふうに思っています。

○新宮征一議長 遠藤議員。

○遠藤聖作議員 詳細は各常任委員会、分科会でもありますので、余りそれ以上突っ込んだ質問はいたしませんけれども、病院の方の対応はどうなっているのか、ジェネリックの方で。市立病院の対応はどうなっているのか。これまでも何度か要請をしているわけですがけれども、今の到達点がどうなのかお聞かせいただきたい。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

いわゆる後発医薬品のジェネリック医薬品ということで、その利用に対する市立病院としてのお考えということかと思えます。

具体的な平成16年度の実績につきましては、決算の時点で数字は申しあげてきたところでございますが、平成14年と比較いたしましてふやしてきていると、努力してきているというようなことで、今も努力をしておるところでございますが、一つは後発医薬品、ジェネリックの場合は薬剤情報が大変少ないというようなこと。

それから、もう一つは医療、特に薬の処方につきましては先生方自身の経験則で成り立っている部分が多いというようなことがございます。ジェネリック医薬品を統一して採用する品目をふやすために、先生との間で調整を図っているわけですが、現在の市立病院の常勤医師が13名、非常

勤医師が16名、合計29名が診療に当たっているわけですが、市立病院の場合は、開業医とちょっと違う点といたしまして入院設備があるわけございまして、また休日、夜間には常勤医師が勤務を交代しているというようなこともありますし、また山大的方から派遣された先生方の異動もごらんのとおり頻繁であるということもあるわけです。地域の診療所からの紹介による患者さんや、救急搬送による重症患者も常に受け入れて診療に当たっているわけでございます。なかなかそういう特殊な、開業医の先生方ですと、1人とか、2人とか、そういうような……

○新宮征一議長 病院事務長、質問の趣旨にだけ教えてください。

○兼子良一病院事務長 そういうことから一生懸命努力はしているわけですが、なかなか難しい面もあります。しかし、そういう心がけで頑張ってまいりたいと思います。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 介護保険でありますけど、これは全国の市町村で加入されているわけでありまして、40歳以上64歳までは保険料に自由業は上乘せなっております。会社勤めは保険料から差し引かれているわけでありまして、65歳になりますと、いろいろなみんな年金に入っておりますから、それについて負担するわけでありまして、年金支給されるのから当然差し引かれるわけでありまして、寒河江市で老齢基礎年金ですか、18万円以上と以下で分けると、どのような感じになるのでありますか。当然その辺ありますと、その辺の感じは18万円以下の人は直接納めるような感じになっている制度だと私なりに認識しているんですけど、その辺の寒河江では何名いらっしゃるのかどうかであります。当然年金ですから、国民年金で40年かけて約79万円ちょっとであります。2カ月に1回で支給されますけど、最低の方もいるわけでありまして、40年に入らない方も当然いるわけでありまして、そういう方の取り扱いはどうなされているのかどうかであります。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 年金が18万円以下の方については、年金からの特別徴収というようなことはやっておりませんで、それ以下の年金の方については普通徴収というようなことになります。従って、月額保険料、その所得の割合によって若干違ってきますけれども、その額を普通徴収の納付書をつくりまして、それを本人宅に送って、それで納めていただくというふうな制度になっております。

それから、普通徴収何人というようなことですが、ちょっと今手元に資料ございません。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤議員に申しあげますが、議第13号までについてはこの後予算委員会が設置され、それらに付託されることとなります。

なお、予算委員会の方でも分科会でまたさらに審査をされるわけですから、13号までの予算関係については、大綱的な質問に抑えていただきたいと思います。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 寒河江市で40歳以上64までは保険に上乘せになって、そういうティッシュというのか、もっているわけでありまして、やはり当然保険に入っていない人というか、国民年金に入っていない

人も大数いるわけであります。そういう人たちにはどのように介護保険を納めてもらえるのか、その辺の基準が何かあるんでしょうか、滞納した場合。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 国民健康保険以外の方につきましては、社会保険とか、共済保険とかに入っていると申すけれども、その事業所の中での対応になりますので、滞納はないのではないかなというふうに思っています。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 今年度の4月から医療、国の法律というか、いろいろ変わるわけです。病院の経営に対しても薬価基準や診療報酬も変わるわけであります。

そういうことに対して、市立病院もかなりきついんじゃないかなと私なりに思うんであります。一般会計から約2億2,000万円近く負担しているわけであります。病院でもこれ以上努力しろといっても、なかなか無理じゃないかなと思われるんですけど、医師の診療や薬価基準がまた引き下げられるようでありますし、医師の診療する分のちょっと上がるぐらいで、本当にこの経営に対してかなり厳しいような感じがいたします。その見通し、ほとんど全国の自治体病院は厚生労働省、国からの指導、監督があるわけであります。その辺に対して本当に厳しい状態であります。そのことを考えながら、この薬価基準報酬の引き下げによって、市立病院ではどのような経営状態を考えていかれるのかであります。

あと、もう一つお聞きしたいのは、医師住宅がありますけど、木造でほとんど使われていないような状態でありますけど、今年も雪おろしたと言っていますけど、更地というか、そのような考えはないのかどうかもお尋ね申し上げます。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 お答えいたします。

ただいまの質問は、診療報酬の改定による引き下げに伴う予算、病院の対応のことと思います。2年に1度診療報酬改定があるわけですが、詳細につきましてはまだ来ていないところであります。大きく見れば、全体の改定幅が3.16パーセントとなっており、その内訳は本体部分が診療報酬部分は1.36パーセント、薬価等の改定は1.8パーセントということになっておりまして、大幅なマイナス改定を内容とするものと言われておりまして、病院の経営には少なからず影響を受けることが予想されます。

しかし、外来に関しましては、前回16年の改定があったわけですが、そのマイナス改定に際しましては、患者数は減少傾向をたどったものの、投薬期間の長期化などの関係から受診単価は上昇が見られております。

また、今回の改定では、診療の内容について第三者の意見を求めるセカンドオピニオンの評価、栄

養管理実施、それから医療安全に関する点数加算など、最新の新たな医療ニーズにも配慮した内容がとられているところでございます。従いまして、厳しい環境の中ではございますが、改定で示された新たな患者サービスなどにも取り組むことなどによりまして、収益確保に努力したいと考えているところでございます。

それから、第2点目の医師官舎でございますが、ごらんのとおり木造の建物でございますが、古くはなっておるわけございまして、現在有効活用利用というようなことで、エックス線フィルムの保管というようなことをしておるところでございますが、今後利活用について現状を踏まえて考えていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 どの病院でも同じでありますけど、午前中で診療終わるわけでありまして、午後からは入院患者さんやそういう回っているような状態でありまして、自分なりに思うんでありますけど、やはり個人開業では大体2時までお昼休みで、夕方6時ごろまでやっているのが現状であります。その辺に関して寒河江市でも午後の診療を考えているのか、外来です。その辺を考えれば、もっと病院経営に少なからぬ利益と言ったらおかしいんで、利益ですけど、なるんじゃないかと私感じているわけですけど、その辺は考えたときあるのかどうかであります。

○新宮征一議長 病院事務長。

○兼子良一病院事務長 ただいまの質問は、先生方の医療の勤務の内容についての御質問かと思っておりますので、若干先生方の勤務状況について御理解をいただくために一言御説明をさせていただきますと、多くの先生方は朝8時前には出勤いたしまして、病棟を回り、患者を確認しまして、必要があれば看護師に処置の指示を出したり、また整形外科では全員で、今4人おるわけですが、カンファレンスを開きまして前日の症例の検討をして、その後の診療に備えております。

そして、9時から診療が開始されるわけございまして、予約患者、それからその日に受け付けされました外来患者の診療に当たっておるところでございます。多くの場合、昼食は相当遅くなるのが実態というようなことございまして、その後休憩をとりまして午後の回診、そして手術を行います。夕方は決められた時間にはなかなか終わらないのが実態であります。特に手術などで遅くまで勤務していることが多いのが実態であります。救急患者、入院患者の急変などで緊急の呼び出しに応じ来院するなど、ハードな勤務であると私なりに感じておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

○川越孝男議員 今回の改正案は、これまでの課制条例と、それから寒河江市の行政組織及び事務分掌規程の一部と合わせたものになっています。従って、改正されるであろう寒河江市の行政組織及び事

務分掌規程、これがどういうふうに関連してくるのかということが極めて重要だなというふうに思いますので、改定されるであろう規程を附属資料として出していただきたいというふうに思うんですが、議長、この点はいかがでしょうか。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

規程につきましては、現在策定中でございます。それは、今後規程でなくて規則にしようと思っておりますけれども、ですからまだ原案ができておりませんので、資料をお出しできるような状態にはなっていないところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 規程から規則にするというふうなことのようでありますけれども、今回組織的には室というのが五つ設けられるようになります。そして、室長は管理職を配置するというふうな説明がこれまでされています。従って、管理職を配置するという、そういう機構に組織上なるのであるならば、今規程から規則という話ありましたけれども、規則でもなくやっぱり条例にすべきだというふうに私は思うんです。このことについての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 お答えいたします。

自治法の158条第1項の規定では、一応その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を置くことができるというふうに規定しておりまして、その場合直近下位の組織については条例で定めるべきというふうな規定でありますので、室は課の中の組織でありますので、長の直近下位でありませんので、規則で定めるというものでございます。

例えば、部制をしているところでありますと、直近下位の部を条例で規定いたしまして、その下の室であるとか課については規則で定めているものでありますので、そのような考えで今回の課制条例もやっております。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 それは、法的には「ねばならない」という原則、そこまでは必須の形になるというふうに思うんですけれども、管理職まで配置をするというふうなことであれば条例の中に、今回課だけでなく、分掌事項も出てくる。

それから、組織については今までの規程から規則にするというふうなことのようでありますけれども、管理職手当も出る管理職を配置をするという位置づけの室であるならば、法律で必ずしなければならないでなくても、規則よりも条例の中に位置づけをした方がいいのではないかと考えて持っていますので、ぜひ受けとめていただきたいということを申し上げておきます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 実行組合長手当が廃止をされて、予算上は農事実行組合活動交付金というふうな形に切りかえなるようでありますけれども、もちろんこれ予算の中で聞いてもいいわけでありますけれども、今回農事実行組合長手当が廃止になるというふうなことから関連してお尋ねをしたいわけでありまして、農事実行組合活動交付金の交付基準はどのようになるのか教えていただきたいと思っております。

○新宮征一議長 農林課長。

○木村正之農林課長 お答えいたします。

今まで報酬というような形の中で支払いをしてきたわけですが、今度活動交付金というような形の中でしていくというふうなことで、実際的な活動、文書配布関係の時間とか、それから今度地域での座談会とか、そういうふうな会合に要する費用というふうなことで、今1戸当たり710円を考えているところであります。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 この特例は、これまで1年ごと更新といいますが、改正をしてきておったわけでありまして、今回5年とした理由をお聞かせをいただきたいと思っております。一つがそのことです。

それから、二つ目には、行財政改革推進委員会に市の特別職の報酬一覧表が提出をされたんですけども、そのときに誤った資料でなかったのかなというふうには私は思って、指摘も別な資料を出しながらしたんですが、訂正もなされませんでした。というのは、市長の報酬はこれでは特例では13パーセントカットなわけでありまして、市の特別職の報酬としてはカットされていない。92万円というのが条例上の報酬月額だというふうに思うんです。従って、これに基づいてさまざまな手当や退職金も皆計算されて、実際それに基づいて支給がされているわけでありまして、ああいう審議会などの際の資料というのは、条例上のものを出すべきだというふうに思うんですが、行革推進委員会に出された資料は誤った資料でなかったのかなというふうに思うんですが、この点についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 それでは、お答え申し上げます。

初めに、5年とした理由についてであります。これにつきましては既に御承知おきのとおり、寒河江市行財政改革大綱実施計画の中に5年間この形でいきたいと思いますということで、計画で策定しておりますので、それに従ったような形で特別報酬の審議委員会に諮問を申しあげましたところ、当初案としてそういうことで、寒河江市でそういう姿勢でやっていくのであれば、そういう形で答申しようということで5年の答申をいただきましたので、今回このような形で条例改正を出しております。

それから、審議会に出された資料等につきましては、審議会の中では具体的にいろいろな議論をする際に、実際の支給額と確かに条例上の額に違いがありますが、そちらの両方の額をいろいろ比較検討しながら、全体的な審議に当たるというようなことであると思っておりますので、そういう意味合い

から、いわゆる実際の削減後の額の資料として提示をしたところであります。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 後段の方のやつだけ指摘をしておきたいと思いますが、市の特別職の報酬に関する条例がきちっとあるんです。そして、それでは例えば市長の場合で言えば92万円というふうな額が決定しているわけです。確かに特例で月々払う給与は13パーセントカットしていますけれども、その報酬月額92万円に基づいてさまざまな手当、ボーナスも含めて、退職金も含めてなっているわけでありまして、これが市の特別職の報酬審議会にかかって条例上も決定している額です。

従って、ああいう委員会などに資料として出す際には、報酬月額92万円、そして特例で月々の給与は13パーセントカットしていますというふうに出すべきだというふうな思うんです。それでなくて、特例の部分を出してというようなことであれば、それが報酬月額としてそういう特別職の報酬をどうあるべきかというような審議をする極めて重要な基礎データとして出されるわけでありますから、そこは間違いだということをご指摘をしておきます。

ぜひ検挙に受けとめて、今後そういうふうなことないように対応していただきたい。このことについての見解だけお聞かせをいただきたい。先ほどのではちょっと問題あります、1問目の答弁では、再度申しあげましたので、見解をお聞かせをいただきます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 いろいろな審議会等がありますけど、具体的に一番審議の質に合うような資料をできるだけそろえて出していくというのが審議の質を高めるという意味では必要なことかと思えます。ただ、御指摘がありましたように、そういう詳しい資料をなお出せばよいのではないかということについてはそのとおりだと思いますので、今後いろいろ検討してまいりたいと思えます。

○新宮征一議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういうふうのではだめで、条例上決まっている特別職の報酬額があるんです。それをきちっと出して、そしてその一部が特例でなっているとすれば、それを補足をするという資料にすべきだと。それが正確な、適正な資料だということを申しあげたんです。それについて審議しやすいように、審議しやすいもしやすすくないも、それは決定している条例上のやつをきちっと出すべきだということを再度指摘をしておきます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 20、21、22号、質問の部分としては関連しますので、ここでお聞かせをいただきたいと思うんですが、これは労使の関係する部分がございます、内容的に。従って、労使の協議状況などはどういう状況になっているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 御質問にお答えします。

職員組合の方と協議をずっと続行しておりまして、決まったものについてこのような形で出しております。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 33号、34号も議案として出されているわけではありますが、若干関連する問題もありますが、ここに出されている条例についてお尋ねをしますが、もとになっている法律が法律でありますから、いろいろ法審議の中で問題点は出されたことは皆さん御承知のとおりであります。

そこで、一つ伺いたいというふうに思っていますのは、こういうふうな緊急の対処事態というふうな問題になってまいりますと、いわゆる表現の自由であるとか、あるいは報道の自由というふうな問題が規制をされていくのではないかというような懸念がございます。

そこで、市では情報公開条例が定められているわけではありますが、この情報公開についてはどのように担保されるのか、その点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 お答え申し上げます。

基本的に今年1年間、県の方で県の計画づくりということでやってきたわけですけど、その中の質疑応答等の中でもその問題については議論が相当なされたわけです。

ただ、それは国の段階についても同じことだと思われまますけど、憲法上の基本的なそういう権利関

係のあれについては、できるだけ尊重しながら対処したいということで、ずっと流れてきているよう
であります。県の会議についても、基本的には同じような回答なり、そういうことで特に報道各社等
も了承しながらといいますか、沿いながらやっていくというようなことでもあります。基本的には、市
の方でも表現の自由とか、そういうものに関しては国、県と同じような形で、権利といいますか、そ
のあれについては最大限尊重しながら対処していくというような形をとっていきたいと思っております。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 2条の関係でお聞きをしたいというふうに思いますが、協議会の委員の定数は40人以
内となっておりますが、どのような方々をこのメンバーにしようというふうに考えておられるのか、
その点だけお尋ねしたいと思います。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 それでは、お答え申し上げます。

これにつきましては、法律をお読みのことと思っておりますが、法律の方にある程度明記になっておりまし
て、具体的には市の助役、教育長、それから区域を管轄する消防長等々と列記になっておりまして、最
後の方にやっぱり有識者、学識経験者、その辺も入っておりますので、市の方としても一応列記なっ
た人が主となりますが、特に医療関係者とか、それから一般住民の方とか、そういう方も含めた中で
いろいろ市の計画づくりをしていきたいというふうに、今のところ考えているところであります。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 法律に明記になっている、特定されている方々は、それはそれで法律の中身であります
から、それでよしいんですが、こうした国民保護法というふうな形の中からのいろんな問題が想定
されてくるわけでありましてけれども、そうした場合にやっぱり人権の問題なんか、いろいろ問題に
なるように思われるわけでありまして。

そこで、そうしたことについてぜひ精通をした人々といいますか、方あるいは特にそうした意味で
は問題になる可能性がある例えば障害者の代表の方であるとか、あるいは勤労者の代表であるとか、
そういうふうな方々をやっぱり入れていく必要があるのではないのかなというふうに思っております
が、そういう点での見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○新宮征一議長 庶務課長。

○那須義行庶務課長 お答え申し上げます。

基本的には市の計画でありますので、市民の各分野のいろいろな代表の方を入れながら構成するの
が法律の中でもそういうような形になっています。そういう趣旨を踏まえたような形でいろいろ考え
てまいりたいと。

ただ、現時点では具体的にどういう分野、どういう分野ということはまだ想定しておりませんので、
その時点になって考えてまいりたいと思っております。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今後もいろんな意味で議論はし

ていきたいというふうに思いますが、ここでは省きますけれども、そうした点についてぜひ検討を加え

ていただきたいということだけでお願いしておきたいと思います。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

陳情第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第2号及び議第4号から議第13号までの11案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第4号から議第13号までの11案件については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務委員会	議第14号、議第15号、 議第17号、議第18号、 議第19号、議第20号、 議第21号、議第22号、 議第23号、議第33号、 議第34号、議第35号、 議第37号、議第38号
文教厚生委員会	議第16号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 陳情第2号
建設経済委員会	議第29号、議第30号、 議第31号、議第32号、 議第36号、議第39号
予算特別委員会	議第2号、議第4号、議第 5号、議第6号、議第7号、 議第8号、議第9号、議第 10号、議第11号、議第 12号、議第13号

平成18年3月第1回定例会

散 会 午前10時53分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年3月6日(月曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進課
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼子良一	病院	事務
芳賀友幸	教	育	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学	校教育	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理委員会
安孫子雅美	監	査	宇野健雄	事務	局長
清野健	農業	委員会		監	査
	事務	局長		事	務

○事務局職員出席者

片桐久志	事	務	局	長	安食俊博	局	長	補	佐
月光龍弘	庶	務	主	査	大沼秀彦	局	調	査	係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成18年3月6日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

- 新宮征一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、答弁時間を含め一議員につき60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年3月6日(月)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	本市の雪対策について	今後の大雪対策は 高齢者世帯対策について 112号月山道路の状況把握について 一斉除雪について	8番 石川忠義	市長
2	教育振興計画等委員会設置について	設置時期について 諮問の内容と委員の構成について		教育委員長
3	除排雪の対応について	次年度に向けた除排雪対策について 除雪協会と町会との協力体制の構築について 排雪場所へのアクセス道路の確保及び 利便性を考えた排雪場所の検討について 地域の協力により田畑に堆積された雪 の消雪及び排雪の対処について 農道における春季除雪の適期対応について	4番 煤津博士	市長
4	児童・生徒の安全対策について	全国各地で不審者による犯罪が多発している。登下校時等の安全確保について 過去の不審者発生件数について 地域との連携及び協力体制について 不審者情報の迅速な伝達について		教育委員長
5	広域合併問題について	新たな枠組みの検討について	11番 柏倉信一	市長
6	市営墓地の建設について	検討委員会の設置、アンケート調査の実施について		市長

7	「障害者自立支援法」について	<p>「障害者自立支援法」に対する市長の考え方について</p> <p>「障害者自立支援法」の制度の概要や手続きなど対象者への周知徹底について</p> <p>「障害程度区分認定」や「支給決定」の適正な判定を行うためにどうするか</p> <p>ニーズの把握につとめ「地域生活支援」全体に関する適切な予算を確保すべきと思うかどうか</p>	15番 佐藤 暘子	市長
---	----------------	--	--------------	----

石川忠義議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として市長並びに教育委員長に御質問いたしますので、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

通告番号1番、本市の雪対策についてお伺ひいたします。今年の冬は、日本海側を中心とした記録的な大雪をもたらした大寒波に見舞われ、本市においても生活道路をはじめ多くの雪害が発生いたしました。気象庁は、3月1日の今冬の大雪を平成18年豪雪と命名いたしました。大雪に名前がついたのは、1963年の昭和38年1月豪雪だけで43年ぶりであります。今年の冬は、ラニーニャ現象が発生したことも大雪になった一因ではないかと気象台の予報専門官は言っておりました。この現象は、ペルー沖の海面水温が平年より低くなり、夏は猛暑、冬は厳寒の日が続いて大雪になることが多いそうあります。その反対がエルニーニョ現象であり、冷夏になりやすいのだそうあります。

今冬は、雪による死者が全国で140名に上りました。県内のこれまでにによる死者は、3月1日現在で12名で、負傷者は267人であり、本市においても負傷者が出ました。また、根雪も早かったために、特に野菜の高騰にも拍車をかけました。本市においては、豪雪対策連絡会議を適時に設置し、荒木助役が議長となり対策に当たったことは市民に安心感をもたらしました。

議会としても12月27日、建設経済常任委員会で市内の各地域をパトロールをして、除雪状況をつぶさに視察いたしました。視察後、関係当局との話し合いで状況を分析し、今後の対策について話し合いました。その中で、地域の除雪にばらつきがあること、歩道の除雪の件、県道の徹底除雪の要望等々意見が出ました。それらの件を当局で十分検討していただき、関係者にも十分周知徹底して下さるよう要望いたしました。

それらのこともありまして、その後の除雪は市民の方から大変よくなったなどの声もありましたが、明けて正月3日からの連続的な降雪により、除排雪を余儀なくされたわけであります。除雪の当初予算も早くに消化し、12月の補正、1月に9千万円が専決処分されました。また、今定例会の17年度一般会計補正予算（第7号）にありますように、国土交通省より本市に臨時市町村道除雪事業費補助金として650万円が交付されたわけであります。

県においては、2006年度から10年間を対象期間とした雪に強い地域づくりの指針となる第2次県雪対策基本計画案を県民の意見を踏まえて、3月末までに計画を策定すると報道しております。この計画では、主なハード面としてライフラインの確保、歩道除雪や流雪溝の整備、克雪住宅や融雪技術の普及による快適な住まいづくり等々であります。ソフト面として、高齢者世帯などの除雪を地域全体で支援する地域コミュニティづくりなども示されております。

議会においても、大雪に対する取り組み状況を1月20日の全員懇談会で説明を受けました。関係当局には大変御苦勞をおかけしていることは承知しておりますが、本市として今後の雪対策としてどのようにお考えなのか。また、高齢者世帯への対策もあわせて御見解をお願いいたします。

次に、国道112号自動車専用道路の状況についてお伺ひいたします。平成16年5月16日から6日間の

全面通行どめになり、本県はもちろん本市にとりましても大きな打撃を受けました。その原因が、雪解けによる土砂崩れの危険があるとのことでありました。今冬の大雪は例年以上であり、先日も大きな雪崩が発生し、それによる災害も懸念されております。例年より多くの雪解け水が発生しているわけでありますので、今後の地すべり等が心配されております。国、県、関係自治体との連携はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、一斉除雪についてお伺いいたします。現在の一斉除雪は、午前4時に10センチ以上の積雪が観測できれば除雪体制に入ることになっております。しかし、今年の冬は午前4時過ぎからの積雪がたびたびありましたが、除雪しないものですから道路に圧雪状態として残り、その後の除雪の状況結果が市民からの苦情の一因と思われれます。私は、基準時間を定めることは当然と思いますが、その後に対応量の積雪があった場合、適時に除雪体制に入るべきと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号2番、教育振興計画等委員会設置についてお伺いいたします。少子高齢化の社会現象が続く中で少子化の進行に対応して、国は平成6年12月、今後の子育て支援のための施策の基本方針についてエンゼルプランを、平成11年12月には重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について新エンゼルプランを策定し、子育てと仕事の両立支援をしてきました。県においても、平成8年3月にやまがた子どもプランを、平成14年8月にはやまがた子どもプラン実施計画を策定し、子育て支援を図ってまいりました。

本市においても、平成10年3月に寒河江子どもプランを策定し、子育て支援に関する基本的な方向を定め推進してきた中で、これにより全保育所での12時間保育の実施、学童保育の新設、たかまつ保育所の増築、大規模改修により定員の拡大と0歳児保育の実施など、着実に子育て環境の整備を敢行してまいりました。このように、少子化に歯どめを国、県、自治体を挙げて防止対策を行っているのですが、日本の人口動向では2100年には現在人口の半数近くまでになるとの予想がなされている中で、環境問題と同じく大きな問題なのであります。

さて、私は平成16年12月議会において、今課題になっている中学校給食問題について市長及び教育委員長に質問をいたしました。その中で私は、世の変化の中で時代の要請を確認する意味において、新たに中学校給食の検討委員会を設立して市民の総意を十分に酌み上げてはどうかとの御提案を申しあげました。それに対し市長は、法律上教育委員会の所掌事務であることが基本である。しかし、総合的な教育のあり方を検討する中で、広い総合的な見地から給食問題も十分調査、検討してはどうかと、やっていただきたいと、あるいは設置していただきたいという意味を込めておりますので、教育委員会の方にも私の気持ちを伝え、要請してまいりたいとの答弁であります。

教育委員長は、中学校給食についての基本的な考え方、方針は今も変わっていない。また、広範囲な教育課題についての考えをお聞きする機会を設け、研究する考えは変わっていない。殊学校教育に限らず、教育全般についてどうあればよいかなど、広く知恵を出し合いながら本市の教育のあるべき姿を描いて、長期的展望に立って検討しなければと思う。このため、いろいろなより広い立場から知恵を出し合って議論を尽くさねばと考えているし、やはり短時間では終わらないのではと答弁いたしております。それから約1年3カ月が過ぎ去りました。教育委員会においては、十分議論、検討なされたことと存じます。まず、教育振興計画等委員会の設置はどのようにお考えなのか、教育委員長にお伺いいたします。

次に、教育現場では信じられないような殺傷事件、諸問題が全国で発生しております。子供の誘拐

事件、小学校登下校時の問題、教師と子供との関係、教師と親との関係、教師自身の問題等々、学習教育以前の問題も含めて問題が起きております。少子化の歯どめも不透明であります。そこで、委員会設置においてはどのような内容の諮問をなされるのか、お伺いいたします。

また、委員会委員の構成については幅広い意見を求めるためにも、委員人選は大変重要なことでもあります。どのような委員構成をお考えなのかをお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

このたびの豪雪は、昨年12月上旬に降った雪が解けることもなくそのまま根雪状態になり、その後も雪降りの日々が続いたことなどが豪雪被害を引き起こしたものととして上げられます。このたびの豪雪による被害として、現在までに把握している範囲では、12名の方がけがや負傷などの事故に遭われており、家屋の被害も発生しているところがございます。心からお見舞い申しあげたいと思います。

この豪雪への本市の対応策としましては、昨年12月25日には市内の市街地平坦部における積雪が62センチメートルになり、さらに27日には80センチにも達したことから、翌28日に関係課等による寒河江市豪雪対策連絡会議を発足させ、それぞれの担っているところの情報と業務の連携を密にするるとともに、必要な対策を協議、検討し、早急な対策を実施しております。この連絡会議は、1月4日及び16日にも開催いたしまして、各方面にわたり業務の点検と豪雪に関する的確で速やかな対応を検討し、可能な限りの対策を講じてきたところであります。

主な活動としましては、それぞれ対応する課等において生活道路の除雪や通学道路の安全確保、学校等公共施設の計画的な雪おろしなどを実施するとともに、農業施設被害の早期把握に努めたところであります。また、早目の雪おろしや作業の安全確保、除雪の障害となる路上駐車禁止、火や灯油の取り扱いの注意などに関して、市報をはじめ全戸配布のチラシによる啓発活動を行ったほか、消防団や自主防災組織、廃棄物減量推進委員などの方々の協力を求めまして、行政と地域住民が連携して豪雪に立ち向かう体制づくりに努めてきたところであります。

次に、高齢者世帯の対策でございますが、自力で除雪できないひとり暮らし高齢者等に対する除雪費支給事業を実施するとともに、民生児童委員を通じ生活の状況把握のための実態調査を行ったところであり、それをもとにして、それぞれの高齢者等の状況に応じた見守りや生活支援活動を関係委員に依頼いたしまして、支援の活動が行われてきたところであります。

今後の大雪対策ということでございますが、ひとり暮らし高齢者世帯などへの対応も含めまして、今年の取り組みを参考にしながら速やかに、より綿密で的確な対応を講じることができるよう検討や取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。具体的には、地域防災計画の雪害対策の中で、雪による災害予防計画を示しておりますので、この計画をもとにしまして県が策定する雪対策基本計画を初め、雪害や防災対策に係る機関や団体等との調整を図りながら、早期の啓発活動を講じるなど雪への災害予防活動や対策に万全の体制を講じていく考えであります。

次に、112号月山道路についてのお尋ねがございました。お答えします。

112号の月山道路についての国、県、自治体の連携でございますけれども、今年は記録的な大雪でありますので、過去の通行止めなどもあり、国道112号を管理する月山国道維持出張所と寒河江国道維持出張所に問い合わせしております。それによりますと、現在は雪崩防止について重点を置き、毎日2回のパトロールとあわせ、これまでののり面点検業務を委託しながら雪崩危険箇所の除去を実施されております。さらに、これから雪解けが進みますと地すべりに関してのパトロールも並行して行い、過去のり面崩壊等があった箇所については、特に重点的にパトロールを実施していく予定であると聞いております。

また、これまで過去において2回の全面通行動めの原因となった朝日村田麦俣地内の湯殿山スキー場入り口付近や八紘沢橋の橋台付近には、地すべり観測機械を設置しておりまして、そのデータが常に酒田河川国道事務所や国道区間を管理する月山国道維持出張所へ送られてくるシステムであると聞いております。現在のところ内陸側、庄内側ともに地すべりの異常箇所は認められないとのことですが、もし国道管理者において異常が確認され、緊急な全面通行動めが必要となった場合には、国道112号連絡体制により国や関係市町村をはじめ警察、そして消防、報道関係へ連絡が入るようになっておりまして、その状況により平成16年5月同様、国、県、関係市町村と連絡調整を図りながら対応してまいります。

次に、一斉除雪についてでございますが、早朝の除雪出動基準は、西村山広域消防本部の観測所において、午前4時現在で降雪量が10センチメートルに達した場合は、市へ連絡が入ることになっております。これを受けまして、除雪の出動命令を行っております。これがいわゆる一斉除雪と言われるものでございます。ただし、幸生、田代地区においてはその地区の降雪量を考慮し、区長に出動の判断を一任しております。

御質問の午前4時現在で降雪量が10センチメートルに達していないが、その後相当量の降雪があった場合についての対応についてでございますが、その後降雪が激しくなり大雪警報等が発令された場合には、なるべく通勤、通学の時間帯に影響を及ぼさない時間を考慮いたしまして、出動の命令を出すようにしております。今年度も1月19日と1月26日の両日において、午前4時の時点では降雪量が10センチメートルに達しておりませんでした。その後降雪が激しくなり相当量の積雪に達すると見込まれたため、一斉除雪の命令を午前5時ごろに行っております。

また、融雪等に伴う日中の一斉除雪につきましても、状況に応じ今年度4回行っております。今後においても降雪の状況等に応じ、適宜除雪を行い交通の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず、教育振興計画等委員会の設置時期についてであります。

現在取り組んでおります教育振興計画は、本市の第5次振興計画の人づくりやまちづくりの理念と、施策の基本目標を踏まえながら策定してまいります。また、山形県の第5次教育振興計画に示されている教育理念と施策を参照しながら、現在教育委員会において協議を重ねながら策定作業を進めてまいります。従いまして、平成18年度の早い時期に検討委員会を設置し、そこに原案をお示しすることができるものと、このように考えております。

次に、委員会への諮問内容及び委員構成についての御質問がございましたので、お答えいたします。

教育振興計画の策定に当たっては、検討委員会における御意見や御提言をいただきながら議論してもらうことはもちろんであります。家庭や地域、教育現場の声を含めた幅広い市民の意見、考え、提言をいただき、これらを踏まえて教育委員会で成案化していく考えであります。

教育振興計画には、郷土を愛し、次代を担う子供たちの育成としての幼児教育や義務教育の充実に向けた取り組み。また2番目に、美しく豊かで元気な心をはぐくむ人づくりとしての、人づくりの最も基礎、基盤となります。家庭教育や生涯学習社会の創造、新たな地域文化の創造等に向けた取り組み。さらに地域主体の活動による心豊かな人づくりとして、地域づくりと公民館活動の活性化に向けた取り組みや、さらには生涯スポーツと健康づくり、地域資源を生かしたスポーツ振興の取り組みの具体的な方向を明らかにしてまいります。中学校の給食に関しては、食育の推進等の中を含めてまいりたいと考えております。

委員の構成につきましては、現在のところ学校教育関係者、幼児教育関係者、保護者や地域の代表者、公民館関係者、文化団体関係者、スポーツ団体関係者、学識経験者等が基本的な構成委員ということで考えておりますが、今後検討内容が広範に及ぶことから、検討すべき内容に応じて委員の構成を考慮する必要もありますし、また開催回数についてもその検討経過の推移を見ていく必要があると、このように思っており、委員数や開催回数については弾力的に検討していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 第1問の答弁ありがとうございました。

第2問目に入らせていただきますけども、今般の大雪、12月10日ころから初雪が続きまして根雪になったということで、非常に今まで雪の余り多くないことがずっと続きまして、そういう根雪になったということが私も六十何年生きていますけども、ちょっとなかったのかなということでございまして、緑政会としてもそういう雪に対して、2回ばかり雪に対する除雪等の排雪等の要望を市長に直接要望した経緯もございまして。今年12月25日のJR羽越本線ですか、いなほ14号のまれに見る強風による脱線事故も起きまして、非常に山形県もこの豪雪、またそういう異常気象のあおりを受けまして、大きな損害を受けたということは皆さんも御案内のとおりだと思います。

今市長からありましたけども、寒河江市内におきまして12名の雪に関する負傷者が出たということで、私も本当に早い回復を願っているものであります。そういうことで、私も何年前か雪に対する対策の一つとして、このたび県の第2次県雪対策基本計画案ですか、そういうのも先ほども申しあげましたとおり、ハード面での整備の中で流雪溝の整備というものを上げたことがございます。やっぱり今年のそういう状況を見てみますと、河川にはほとんど水が流れていない。流すと、下流の方で洪水が起きたり町場の方で起きたりするということで、ほとんど水が流れていないんです。やっぱり花・緑・せせらぎ、グリーン季は、非常に美しいせせらぎが流れるまちづくりをやって、これは非常に効果が上がっているんですけども、殊冬になると、そのせせらぎが水が来ないもので、雪を当然そこに捨てるんですけども、山のようになって今もその雪があると。

そういうことで、私は流雪溝を一から整備するということは、これは大変なことではございますけども、側溝が寒河江のまちは大体町場はなっているわけではございますから、問題は下流の方が土側溝、非常に狭い用水路になっているわけでありまして、やっぱりそれを何とかすれば、冬少し側溝に水を流してもらって雪の消雪の方に、流雪溝じゃないんですけども、効果が発揮できるのかなということで要望したわけではございますけども、市長はそのときは検討課題だというようなことであったわけではございますけども、そろそろ将来を見ましてそういうことも考えてもらう時期に来たのかなということでございまして、これについて御所見をお願いしたいと思います。

あと、高齢者世帯ということでございまして、この間の1月20日の全員懇談会のとき資料としてもらったわけではございますけども、現在寒河江市の状況では65歳以上のひとり暮らしの世帯が526世帯、65歳以上の老人夫婦世帯、これ723世帯、65歳以上の老人のみの世帯、これ50世帯あるというようなことで、これは数としては非常に多いなということを私は直感したわけです。そういう方々のやっぱり屋根の雪おろし、また生活するための除雪、非常に大変なことなのであります。

寒河江市のあれ見ますと、1世帯高齢者ですと1万2千円の補助がついて2回分適用できるということでございますけども、やっぱり今聞いてみますと、1回除雪すると排雪を含めてでしようけども、10万円ぐらいはかかるということなんです。ですから、1万2千円が安い高いという議論よりも、いかにそういう世帯に協力できるかということが、今後大きな課題なのかなと私は思います。

そこで、今のそういう先進国どこでもございまして、これ寒河江がいち早く市長が取り組んだグラウンドワーク、いわゆるボランティア活動。県でも地域コミュニティづくりということで、地域で支えましょうというようなことを第2次の計画には出しているんですけども、これからはボランテ

ィア的なそういう組織をやっぴりそういう雪対策にも大いに活用していただきまして、老人世帯の方が安心して冬を越せるような対策を私はずび、これは当局でやるというわけじゃないんでしょうけども、そういう組織づくりを当局の方で何とか頑張ってもらえれば、市民の方もそういう考えの方たくさん今いると思いますので、検討をしてもらいたい。今もあるんですけども、今の数では非常にこれは少ないと私は思います。そういうことについても御所見がありましたらお願いしたいと思います。

また、112号線については今そういう観測なりいろんなデータで、雪崩及び土砂崩れが起きた場合はすぐさま対応するというような答弁でございましたけども、起きてしまったからやっぴり通行どめだということになりますと、これは非常に経済的にもいろんな面で、山形県また本市にとりましては大きいことになるんです。やっぴり今から雪解けが続きますから、ちょうどさくらんぼの観光シーズン、春のそういう観光シーズンに入るわけでございますんで、できればそういう今までのデータ、経験を生かしまして、絶対ないようにお願いしたいというふうに思っております。

また、一斉除雪の件でございますけども、4時以降相当量降った場合はやるということでございますけども、それがたまたまやらなかったことがひとつ道路に圧雪となって、いろいろその後の障害出たのかなと。やっぴり大きい国道、県道ですと、これグレーダーとか大きいあれがかなりのスピードで除雪しますので、通れるんですけども、小路に入りますと、一回圧雪になりますと、これはちょっとやそつとでああいう小さい廃土板では雪が起こしきれないということで、非常に積雪量がふえていくというようなことで、これ適時にやるということですけども、それをやっぴりかたくこまめにやってもらえれば、市民の生活も非常に難儀をしないと。今車社会なもんで、非常に雪がたまると、やっぴり市民もありがたいとは思っているんですけども、苦情を言いたくなるということで、担当局の方、担当課の方、非常に早朝から毎日除雪についてはやっているんですけども、追いつかないということなんで、その辺も一斉除雪についてもこれまで以上に御配慮をお願いしたいというふうに思っております。

あと、教育委員会のいわゆる検討委員会の件でございますが、18年度の当初に委員会を設置したいという答弁でございますけども、その中で総体的な教育のあり方を検討する。その中で、食育との関連の中で学校給食問題も検討したいということでございますけども、大体どのくらいの期間で、前回のこの検討委員会は2年ちょっとかかったということでございますけども、2年以上かかるということは今の時代でちょっと長過ぎるなと思いますんで、今回はその諮問機関、どのくらいの期間で結論をいただくのか、その辺について御答弁お願いします。

以上、2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 豪雪対策について、まずお答えします。

今年の雪は、天気予報も当たらなかったような予期しないところの豪雪になったわけでございます。また今年もさることながら来年以降もまたこういう状況になるのかどうかと非常に危惧されるわけでございます。ですから今年の経験なり、あるいは対応というものを踏まえて、十分これからのことについて考えておかなければならないと、こういう気持ちではおるところでございます。

それで流雪溝の話が出ましたが、市では特別に流雪溝というのはあるわけじゃございません。市内におきましては二ノ堰とか、あるいは地域用水事業で整備しましたところの側溝、あるいは今までの従来の側溝というようなものを生かして、それに市民の方が雪を投げているというのが実態だろうと思っておりますが、それでこれから特別に流雪溝というようなことの整備ということは、非常に厳しいかなとは思いますが、やっぱりまず冬期間も水を流せるようなことをですね、これは土地改良区等々と十分話をしなくちゃならないことだろうと思っておりますし、また側溝の不十分なところについての手当というようなことも、これも考えていかなければならないと、こう思いますが、市民の力をおかりしまして、確実に雪の捨て場というようなことも、流雪溝だけじゃなくて雪捨て場というようなことも十分考えて対応しなくちゃならないのかなと、このように思っております。

それから、高齢者対策でございますけれども、御案内のようにお年寄りのひとり暮らし、あるいは老夫婦という世帯が非常にふえていっているということが実態でございます。先ほども議員からお話ございましたように、緑政会の皆さんはボランティア活動ということで雪おろし対策に御尽力いただいたことに対しましては、本当に感謝しておるところでございますけれども、これからそういうボランティア活動、あるいは町内会地域活動を挙げて対応していくということでなければ、やっぱりお年寄りのひとり暮らし、老夫婦暮らしという中においては、非常に大変なことじゃなかろうかなと、こう思っております。

そしてまた、民生児童委員の方あるいは地域の町内会長さん初め関係者の方々がやっぱり事細かく訪れて、あるいは状況を調査していただいて、それらを地域の中でどうするとか、あるいは市役所をはじめ行政機関、消防等々とか、いろいろな方々にお話を通じ合うということでもどうするかということが必要になってくるのじゃなかろうかなと、こう思っております。今年の場合は町内会あるいは地域を挙げて道路の除雪等に取り組んでいただいたということで、大変地域内の道路交通というものが非常にスムーズにいったということもあるわけでございますけれども、本当はやっぱりお年寄りの家庭1戸1戸の家庭を見回り、それに対しましての地域を挙げてということのボランティア活動、あるいは連携というものが必要になってくるんだろうと、このように思っております。それに向けて十分これから関係機関と話し合いをして対応してまいりたいと、このように思っております。

112号は、国道維持出張所等々に十分連絡をとりまして、これが遮断することのないように、もしも雪崩なり、あるいはがけ崩れ等が発生するというようなことになりましたら、山形県の経済あるいは交通に大変な不便を来すということになりますので、十分連携をとりながらやってまいりたいと、このように思っております。

それから、一斉除雪の話がありましたけれども、御指摘のように適宜、適切に状況判断をしながら、臨機応変にやるということできたいと思っておりますし、今年もそのようにやったつもりでございます。

ますけれども、十分今年の体験なり経験なりを踏まえて、活動状況というようなものを踏まえてこれからも考えてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。最初に、私の方から総括的なことをお答え申し上げまして、その後教育長の方が具体的な考えをお答えいたします。

教育振興計画には、さまざまな教育課題、それを私たちが将来どうあるべきかという視点の中でとらえ直して考えいきたいという、この計画に向かう基本的な姿勢は、これまでも定例会等で事あるごとに御説明申し上げながら、御理解を賜ってきたという経過がございます。何せ本市にとっては、初めての教育振興計画だというふうに理解しています。言い古された言葉でありますけれども、教育は国家百年の大計であるというふうに言われますけれども、今は100年先は見通せません。もう10年先も、我々の英知を傾けてやっと方向性を見出す、これが今求められているものじゃないかというような気はしますけれども、本市にとって初めての計画を、しかも多くの教育課題に対して、現時点でよりしっかりした方向づけを模索しながら、あるいは確かめながら対応してまいりたいというふうに考えておるわけであります。

先ほどそれで、現在検討している内容等も含めながら、18年度の早い時期にというお答えをさせていただきました。これより具体的なことは教育長の方でお答え申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 教育振興計画の策定時期についてお答えを申しあげたいと思います。

ただいま1問並びに2問で委員長がお答え申しあげたような方法で策定作業を進めまして、今年の秋には具体的な方向性をお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 ありがとうございます。

時間がないので、余りあれですけども、にしね福祉という3月1日発刊のチラシがこの前西根地区に回されたわけですけども、ここに今年の冬の大雪の件で、本当に市の関係当局と一緒にやって除排雪をしていただいたというようなことで、非常によかったなと、地域がよかったなということで書いておられます。

そういうことで、この除排雪の体制、これがまだ行き渡っていない町会も間々あるように私感じるんですけども、やっぱり当局としてももっともこのボランティア的な活動を啓蒙してもらって、長い冬の時期を必ず1年に1回、我々経験しなくちゃならないし、また高齢化になっていくということを見据えて、これからの除雪をよろしくお願ひしたいというように思います。教育委員会の方にも、ひとつ秋口までには結論を出すということでもありますので、我々も大いに期待しておりますので、よろしくお願ひします。

終わります。

煤津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番、4番について、4番煤津博士議員。

〔4番 煤津博士議員 登壇〕

○煤津博士議員 おはようございます。私は、この問題に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め以下の質問をさせていただきます。

最初に、通告番号3番、寒河江市の除排雪の対応についてであります。昨年末、このたびは暖冬であると発表されましたが、一転して大雪となり厳冬と変わり、市民も連日の降雪により、毎日のように除雪や雪おろしに追われる日々が続きました。市内の車道幅員も堆積した雪により狭くなり、交通渋滞が発生し、通学路となっている歩道では、児童生徒が車道を通行しなければならないなど危険な状態にも陥り、私たちの生活に大きな影響を与えました。また、この大雪は市民生活に影響を与えたばかりでなく、人的、家屋の破損、そして農作物への被害やハウスなどの倒壊など市内各地に甚大な被害をもたらしました。

これらを受け私たち緑政会も、市民生活に支障を来さないよう市長を初め担当課に、豪雪に対する除雪などの適切な対応を重ねて要望するとともに、健康福祉課と打ち合わせを行い、雪おろしが困難なひとり暮らしのお年寄りが住む屋根の雪おろしを実施したところでもあります。また、排雪が追いつかない中たくさんの町会から協力があり、ダンプを無償にて提供してもらうなどの協力をいただき、当局と市民が一体となって対応された地区もあり、協力いただいた方々に改めて感謝申しあげたいと思います。

これらの除雪に関してですが、寒河江市の平成17年度の市道除雪計画延長は265.74キロメートルで、この除雪延長に対する除雪機械の総数は62台であり、このうち市所有台数が10台、委託機械が52台で対応されております。そして、除雪作業を円滑に進めるため、寒河江市には委託されている業者や個人との間に除雪協力が設立されており、職務分掌に基づき体制が整えられ、冬期の円滑な交通確保が行われております。また、このたびの豪雪を受けて担当課でも休日を返上してのパトロールや、市民から寄せられる要望にこたえるため懸命に努力されましたことに心から敬意を表したいと思います。

しかし、このたびは余りにも降雪が多かったこともあり、基準降雪に基づく除雪対応を実施しても、市民から担当課に除雪に対する苦情や要望が殺到し、通常の業務にも支障を来すような日もあったようです。現に私たち議員にも、苦情や要望が大変多く寄せられました。これら苦情などを少しでも減らし円滑な除雪対応はできないものかと考えたとき、私も除雪に携わったことのある一人として思うのは、除雪した雪の堆雪場所の有無が大きく作用すると思います。確かに住宅密集地では堆積場所を確保することは困難だと思いますが、町会で協議してもらい協力していただける場所の提供などを調査すべきだと思います。堆積場所があることにより、オペレーターがその場所まで雪を運んでいけたとすれば、幅員の確保が少しでもできると考えます。現にそのような地域の協力を得て堆積させていただいている箇所もありますが、市内全域でそのようなことができれば、より一層効果が上がるものと考えます。

この冬の反省点や次年度へ向けた対応について、次の質問をさせていただきます。

除雪協働会と当局は連携をとっていますが、実際除雪作業を行う除雪協働会と町会との協働体制は、

必ずしもとれていないのが現実であると考えます。降雪前に除雪協力会と除雪対象路線の町会とで堆積場所の有無、地域からの要望等を話し合う事前協議会などを当局主導で開催してもらい、除雪協力体制を構築してより充実を図るべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、市指定の排雪場所へ通じるアクセス道路が狭く交通渋滞が発生するなど、円滑な排雪ができないと多くの市民が思っており、アクセス道路の幅員確保やほかの場所の選定など、多くの要望が出されておりますが、この件に関してどのような対応をお考えか、お伺いいたします。

次に、各町会で道路幅員確保のため提供してもらっている田畑などがありますが、堆積した雪の消雪及び排雪の対処についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、冬期除雪していない幹線農道等の春季除雪を実施している路線では、降雪が多いため除雪に時間がかかることが懸念されます。できる限り地域の要望にこたえ適期に実施し、剪定の時期などがおくれないよう農作物への影響を最小限にとどめなくてはならないと考えますが、この対応についてどのようにお考えかお伺いいたします。

以上、市長の御答弁よろしくお願い申し上げます。

次に、通告番号4番、児童生徒の安全対策についてであります。

昨年11月に広島県、12月には栃木県で女児が下校途中に殺害されるなど、全国で子供がねらわれる事件が連日のように報道され、学校さえもが子供にとって安全な場所ではないと言い切れない深刻な事態となっております。また、下校時などに不審者からの暴行や声かけ事案なども多発しており、子供を持つ保護者や学校などの現場では、不安を抱えながら生活を送らざるを得ない状況になっております。もちろん私たちの住む寒河江市でも例外ではなく、不審者に関する情報が寄せられております。最近では、1月19日に山岸町で発生した不審な男に女子中学生が声をかけられた事案があり、新聞等で報じられました。

これらのことから、被害を未然に防ぐため全国的に対策がとられており、地域やPTAの自主的パトロールが行われ、子供を守る地域のネットワークが構築されるなどしております。また、子供への防犯ブザーの貸与、自治体によっては安全対策費を予算化し、警備会社がパトロールを行っているところもあるようです。

現在本市では、不審者情報が寄せられると教育委員会から各学校へ緊急にファックスが送付され、おのおのの学校にて児童生徒へ口頭で注意を促すようになっているようです。また、発生した地域や事案によっては、父兄や町会長に文書で配付したりしておりますが、その対応はまちまちでケース・バイ・ケースになっているようです。このような中、保護者や地域住民の間で子供への声かけ事案に対する防犯意識が高まり、寒河江市でも昨年設立された防犯協会や町会の方たちが中心となり、下校時の見守りや自主パトロールなどを始めてくださっております。これは大変意義のあることで、不審者に対する大きな抑止力となることはもちろんのこと、子供たちは安心感を持って登下校できます。また、ある意味地域の人と子供とのコミュニケーションを図る上でも、大きな役割を担うことになっていると思います。

このように、さまざまな対策がとられておりますが、保護者から寄せられる要望で最も多いものの一つに、正確な情報を一刻も早く伝えてほしいということがあります。県警のホームページでは不審者情報の提供を始めており、また山形市教育委員会でも不審者情報が入ると、保護者の携帯電話に一斉にメールで配信するメール配信も今月2日から始めております。このように緊急性を要する情報が

あり、保護者などに伝達しようとしても日中働いていて連絡がつかなかったり、連絡網で各保護者に伝えても、正確さを欠いてしまうときがあるようです。また、協力いただいている地域の方にも情報を伝えるなどの体制は整っておりません。ここで、以下の質問をさせていただきます。

寒河江市における近年の不審者発生件数の動向はどのようになっているか伺います。

不審者から子供を守るには、各地域で取り組んでいただいている自主組織と教育委員会、そして警察とのネットワークの構築が重要であると考えますが、現況はどのようになっているのか、また今後どのようにその連携を強化していかれるのか、お伺いいたします。

先ほども触れたように、全国の自治体や団体などの組織で迅速な情報伝達的手段として、電子メールによる情報配信を実施しているところが多くなってきました。この電子メールによる発信は、携帯電話やパソコンのアドレスを登録して配信するものであります。これらの電子メールは、不審者情報ばかりでなく、さまざまな行事などの情報伝達方法の手段としても用いられているようです。当市では、この導入について計画はあるのかお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、次年度に向けた除排雪対策についてでございます。

除雪協力会と町内会との除雪協力体制の構築についてでございますが、除雪協力会とは御案内かと思いますが、市から除雪の委託を受けた業者で組織されております。市では、除雪協力会に対し除雪に入る前、除雪計画の説明会を開催し、計画に基づく委託、仕様方法や指示事項、それから事故防止の留意事項について徹底を図っております。また、協力会では会員同士の連携や親睦、除雪技術の向上などを目指しまして講習会や安全祈願祭、さらには除雪担当路線の清掃活動等を実施しておるところでございます。除雪協力会の会員は、長年同一の路線の除雪を担当し、降雪の前には担当路線の下見や雪の堆積場所の確認、その土地所有者からの了承を得るなどをしまして、現地に精通して除雪作業を実施されてきておりますので、御質問の町会長と協力会との話し合いの場の設定については、これまでは特に必要ないものと考えておりました。

しかし、今年度の豪雪を踏まえまして、雪の堆積場所や排雪等について多くの市民より要望があった。御指摘のとおりでございますが、このことを踏まえまして、来年からは降雪前の協力会との打ち合わせの後に、新たに町会長と担当除雪業者との話し合いの場を設ける必要性を感じているところであります。町会長、除雪協力会、市による3者の話し合いの場を設定するなど、ぜひ市民の除雪に対する協力と除雪の方法に対する理解を求めていきたいと思っております。

それから、指定排雪場所へのアクセス道路の幅員確保や他の場所の選定などについてでございます。

排雪場所として指定しているのは、国土交通省が管理している皿沼地区の最上川河川敷、山形県が管理している寒河江川河川敷の三泉橋下流と慈恩寺橋下流の3カ所を指定排雪場所としております。これらは、それぞれの管理者へ降雪期の前に占用許可申請をいたしまして、許可区域内の現状に影響を及ぼさないことなどの条件を付与されて、排雪用としての使用許可を受け指定している場所でございます。そのためアクセス道路は、河川堤防上の管理用道路を借用している状況でございますが、幅員拡幅等の改善は堤防拡幅の問題が生じ難しいものでございます。従いまして、河川堤防を利用するの拡幅はできませんが、今後交通渋滞の解消の一つの方法とも考えられる排雪場所の増設等について検討し、河川管理者と協議してまいりたいと考えております。

次に、堆積した雪の消雪や排雪等の対応についてでございます。

これまで、町会長や土地所有者からの要請があれば、市の除雪機械や業者の建設機械を借り上げして、雪山を散らすなどの方法で消雪促進を図り対応しております。今後は、降雪前に協力会と町会との話し合いをする予定でございますので、その機会にこれらのことについても事前に話し合われるものと思っております。

次に、農道の除雪の御質問にお答えします。

例年行っていない平場の地区であっても、本年は豪雪に伴う農作物等への被害防止に向けて、寒河江市果樹園芸作物生産振興事業により、除雪経費の30パーセントについて補助金の交付を行うこととし、1月13日から2月20日までに除雪を実施してきました。また、寒河江市中山間地域等直接支払交付金事業を実施している白岩、高松地区においては、共同取り組み活動をして直接支払交付金を活用

した農道の除雪も行っております。このように平場の農道の除雪については、できるだけ早期の対応を行ってきたところであります。

御質問の今年度の幹線農道の春季除雪、いわゆる山間部の除雪についても豪雪に伴う早期の除雪実施について、農協及び農業団体からの要望もございました。そのため例年3月に入ってから行っております除雪作業を繰り上げて、2月24日から市の除雪車の活用と民間業者の除雪機械の借り上げを行い、剪定等春の農作業のおくれが生じないよう農協及び農業団体などと連携し、早期の除雪を実施しているところであります。

私の方から以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の登下校時の安全確保についてお答えいたします。

初めに、本市における不審者発生の現状からお答えいたします。昨年度の不審者発生件数は、平成17年3月までで26件でした。これに比較して本年度は、平成18年3月6日、本日でありますけれども、3月6日現在で11件になっております。このように発生件数が半減したことから学校と地域、関係機関が協力して、児童生徒の安全を守るための広報活動やパトロール活動などを通して、不審者の発生を抑止していただいたことがわかります。

次に、その連携及び協力体制について申し上げます。本市の小中学校においては、PTAの協力はもちろんのこと地区内の防犯協会、老人クラブ、婦人会などの協力を受けながら、その学校や学区の実態に応じた安全対策を施しております。例えば寒河江地区防犯協会では、チャイルドガードを結成して、下校時の小学生の安全を守ってくださっています。そして、このような積極的な動きを受けて寒河江小学校では、児童の家庭を対象として子どもの安全見守り隊を公募の上、発足させました。約60名の応募があって、児童の登下校を温かく見守ってくださっております。また、三泉小学校では学区全域から見守り隊の希望者を募り、婦人会、老人クラブの方々を含め、多くの方々の御協力をいただいております。

さらに、中学校において不審者情報があった場合は、学区内全戸に不審者情報を提供することで注意を喚起したり、学校の生徒指導部とPTA生活環境部、寒河江警察署とが連携して、2週間以上にわたる下校時のパトロールを行っていただいたりしております。その他の学校の例を見ましても、不審者から子供を守るという目的のもと学校と保護者、地域、関係機関が協力し、地域で子供を守るという意識が高まってきております。

さらに、市の校長会と防犯協会寒河江支部が連携をとり合い、子どもの安全を守る連絡協議会を設置し、お互い情報交換しながら一体となった対応を進めているところです。これらの地道な取り組みの一つ一つが実って、先ほど申し上げたように不審者発生件数の半減につながったものにとらえております。今後は、せっかく高まってきた地域で守るという機運を大切にしながら、学校と地域の連携をますます強くしていきたいと考えているところであります。

次に、電子メールによる情報配信についてであります。これは情報を迅速に伝えるという面では非常に有効であると認識しているところです。しかし、電子メールには二面性があることも十分考慮しなくてはならない課題であるにとらえております。電子メールで直接連絡が入るようになると、親が我が子を迎えに行くなどの対応が迅速にできるという利点があります。しかし、一方ではそれにより個別の対応が主流になってしまい、これまで高まってきた地域の子供は地域全体で見守ろうという機運や、築かれつつある地域の協力体制が損なわれてしまうのではないかとすることも懸念されます。

このようなことから、電子メールによる不審者情報の提供は、現在のところはまだ導入する計画はございませんが、情報伝達の手段については保護者等のニーズを考慮しながら、そして先行地域の情報を収集しつつ今後も研究していかなければならないと考えております。

なお、今年の2月21日に設立された寒河江西村山防犯協会連合会が主催する寒河江西村山地区安全・安心ネットワークの連絡網を十分に活用して、学校、保護者、地域の方々、企業との連携を強め

ていきたいと考えているところです。

子供の安全確保が第一であり、あわせて地域の教育力が高まって安全・安心のあるまちづくりが進むように、情報と情報の間に人が入り地域の人の顔が見える安全対策をさらに充実させていきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

榎津博士議員。

○榎津博士議員 第1問の御回答いただき、まことにありがとうございました。

除雪に関しては、私の設問にすべて満足できる回答をいただきまして、心から感謝申しあげたいと思います。

協議会の必要性というものをあえて言わせていただいたのは、やはり住民と町会、または個人とで堆雪場所などのトラブルが発生したということを私は耳にしております。やはり必ずしも除雪するオペレーターの方が、その町会に住んでいるということは限っておりません。ですから、コミュニケーションが図られているようで、なかなかそういう中まで踏み込んでいないというのが現実でありますもんですから、協議会を通じてその地区の要望や堆雪場所の有無をきちんと確認しておけば、円滑な除雪が運営できるのではないかとということで質問をさせていただきました。

排雪場所につきましても新たに考えてくださるということだったんですけども、市長の地元であります八楸のところを見ますと、変形五差路の交差点となっております。287号線のところですが、あそこは排雪場所から車が上がってくると、そこに行こうとする今度は排雪する車が時差があって全く行けなくなるということから交通渋滞が発生したりとか、あと西根につきましても幅員がやっぱり狭いもんですから、一方通行のような状況になっているということがありまして、私の方にも市民の方から、どうか何とかアクセス道路のうまくできるような場所を選定してもらえないかという要望が多く寄せられたものでした。

あと、田畑の排雪、消雪につきましては、やはり町会が地元の方をお願いして、毎年そこに置かせてもらうような状況が続いております。もしそれを置き去りにして自然に消雪するのを待っていると、やはりその方ももう協力しないというような事態にもなりかねないと思いますので、そちらの方の対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、不審者の方について質問させていただきますが、山形県警のデータによりますと、平成17年度1年間で届け出のあった県内18歳未満に対する犯罪と声かけ事案につきまして、167件という事案がございました。これは、前年から比べますと49件ふえております。増加傾向は顕著になっておりまして、今年1月の1カ月間だけで33件が発生し、昨年同期と比べますと8倍以上に上っているのが現状でございます。確かに教育委員長の方から発生件数の説明がありましたとおり、本市においては一昨年度から比べれば半数以下に減っているということで、本当に地域の方の御協力があつたからこそと思っております。しかし、全く皆無になつたわけではございませんし、その事案の内容を見ますと、どうも悪質になっているような傾向が見られるのではないかなというふうに感じております。やっぱりこのようなことを考えますと、児童生徒を守る上でも、一層の連携を図つて対応していかなくてはならないというふうに思っております。

先ほど話ありましたように、2月21日に寒河江西村山地区安全・安心ネットワーク設立会議が行われました。これは、もう名前同様連携を深めていこうと、企業、PTA、その自治体、町会、いろんなところの中で連携を深めるための第1回目の会議ということを知っております。これが設立されましたもんですから、内容を検討いただいて、早期にそのネットワークの稼働ができることを祈っております。

また、本市の18年度の市政運営の要旨にも記載されておりますが、安全で安心な生活に向けて巡回パトロールなどの強化、拡大を図るため、地域の防犯活動に対する支援を行うとの記載がありますが、現在どのような支援を考えているのか、お伺いいたしたいと思います。

また、不審者情報の発信、メールの発信がありますけども、この件につきましては今のところ導入は考えていないと、状況によるという話をいただきました。たまたまなんですが、今年の1月に河北町の知人から連絡を受けました。今不審者、やっぱり河北町でも発生しているということで、何とか迅速な伝達方法を用いて対応をしていきたいんだという話をいただきまして、まず河北町の教育委員やPTAの方からの相談をして、前向きな回答をいただいているんだそうですが、やはり警察からの協力もいただかないと、なかなか個人ではそういうことができないという話がありまして、その団体というのは自分でホームページを開設してやっているところなんですが、無償で何とか父兄の方の要望にこたえるために、アドレスを登録してもらった方に配信をしたいということでした。

それで、寒河江警察署の生活安全課にお邪魔してきましたんですが、やはり警察の方でも前向きに不審者に対する取り組みをやっているもんですから、大変いいことだということを受けまして、何とかできるような努力をしてみたいという話がありました。そして、彼の場合は河北町ばかりでなく近隣市町村の情報も発信したいということで行ってありましたんで、もしそういうところと協力体制を構築して、父兄ばかりでなく地域で協力いただいている方々にでもそういうものを配信すれば体制が整うのではないかなと。やはり二面性があるという話もありましたが、今までの協力体制を維持しながら、迅速な伝達方法を用いてより強化するというふうに私は前向きに考えておりますので、その辺についてお考えがあればお答えいただきたいと思います。

以上、第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 今年のように大雪になりますと、まず御指摘のように道路上におきましては雪押し場といいますが、それがそれぞれ問題になってくるわけでございまして、除雪はしてもらいたい、自分の敷地には余り歓迎しないと、はっきり言って。そういうこともなきにしもあらずでございますけれども、その辺はやっぱり町内会と市と、それから除雪協力会と十分連絡をしまして、先ほど答弁申しあげましたように市として、そして土地所有者、あるいは雪押し場の御協力をちょうだいするというようなことをやっぱり雪降ってからじゃなくて、その前にも事前に打ち合わせしてまいるといような体制で臨みたいと、このように思っております。

それから、こうなりますと除雪もさることながら、排雪ということが非常に大切なわけでございますので、ですから議員の質問のようになったのだらうと思っておりますけれども、この現在指定されているところの河川敷に行くところの道路のアクセスは必ずしもよいとは思っておりませんが、拡幅するということなどは非常に難しいと、このように思っておりますので、1問でも答弁申しあげましたように増設ということ、河川管理者の方と協議していきたいものだなと、このように思っております。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 内容が具体的な形に入っておりますので、担当の方からお答えを申し上げます。
よろしく申し上げます。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 内容が具体的な形に入っておりますので、担当の方からお答えを申し上げます。
よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 学校教育課長。

○菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

まず初めに、地域の方々への支援でありますけども、現在情報の提供はもちろんのことですが、不審者と地域の協力者の区別がはっきりしないという、子供にとってですよ、ということがございまして、地区防犯協会でも腕章の協力しておりますが、教育委員会としましてもその不足分について協力的体制で臨んでいるところでございます。そのほか、先ほどの教育委員長の答弁にございましたとおり、ファックスですぐに、迅速に情報提供しておりますが、子供を通して保護者に伝わるのはその日の夜ということで、ちょっとその面で時間のずれがあるのではないかとございまして、緊急なものにつきましては地区の防犯協会、それから町会長さんに直接電話で連絡申しあげて、より強力な体制で子供を守ろうと今取り組んでいるところでございます。

それから、河北町の方の例が今ございましたが、先ほど委員長の答弁にありましたとおり、子供の安全確保が第一であって、2番目にというか、あわせて地域の教育力も高めていきたいという思いがございまして。そこで、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、その情報伝達の手段については保護者等の意見も聞きながら、ニーズに考慮して各先行地域の実践例を参考にして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 榎津博士議員。

○榎津博士議員 最後に、もう一点だけちょっと除雪に関して要望させていただきたいと思います。そこに住む住民のモラルという点も、やっぱり大きな課題になっているなというふうな気がいたします。自分のところに来た雪を他人のところにちょっと持って行ってしまったりとか、排雪場所においても、夜の夜中に通路に邪魔になるようなところに排雪をしてあったりということがありますので、市報等を通じましていろんな手段で、市民方に対しても御理解をいただくような形をとっていただきたいというふうに思います。

あと、今学校教育課長からありましたけども、やはりPTAの方、また地域の方といろいろ相談していただきまして、よりよい効果の上がる方法をとっていただいて、メール配信なども前向きに検討していただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

柏倉信一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号5番、6番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 緑政会の一員として、通告している内容について質問をさせていただきます。

冒頭議長からあったように、今議会より質問時間を1人答弁時間を含め1時間以内と申し合わせを決めたところであり、極力端的にお聞きしたいと思います。

通告番号5番、広域合併問題についてであります。我が寒河江市を初め1市2町の合併問題の経緯については、昨年9月議会における様津議員の質問を初め多くの議員の質問にありましたので、省略させていただきますが、まことに残念な結果に終わったことは御案内のとおりであります。総務省は平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間の時限立法で、さらなる合併推進に向け新市町村合併特例法を制定しました。都道府県知事の権限を強化したこの特例法を受けて、県は市町村合併に関し、県内4ブロック単位に市町村の組み合わせなどを盛り込んだ推進構想が示されました。

去る2月2日、2月3日の山新に、この中間報告に対する県内32市町村長に緊急アンケートを実施した、組み合わせ案に対する考えや将来の合併への認識について聞いた結果が報道されました。佐藤市長は、地方分権の推進や少子高齢化の加速的な進行を考えれば、合併は相手方との意向が整えば早急に実施すべきだ。また、合併の組み合わせの案に対して、合併に当たっては一定水準の質を有する行政サービスを提供できる規模として、人口10万人規模構想を実現すべきだと回答を寄せています。

寒河江市を含む合併案に入った3町の首長の回答は、将来とも合併を考えていない、現時点では判断することが困難との回答であります。こうした状況を踏まえると、佐藤市長の意図する方向に進むのは極めて困難な状況と言えます。私の合併に対する考え方は、市長とほとんど同じで、合併は早急に取り組むべき極めて重要な政治課題であると考えますが、県が示した案では実現は極めて難しい状況にあります。合併によるメリット、支援措置もなくなったり減ったりすることが予想される中で、このたびの案が絵にかいたもちに終わることが懸念されます。そこで、この案にとらわれることなく、新たな枠組みを検討すべきと考えます。例えば地域性やこれまでの歴史、交通体系等を踏まえ、隣の中山町との合併などを真剣に考える時期と思うのであります。

そこで伺いますが、市長は人口10万人規模を考えると報じられていますが、具体的にどういったシミュレーションを想定して10万人規模を考えておられるのか。また、私の申しあげる中山町との合併にどのように考えられるか伺いたいと思います。

次に、市営墓地の建設について伺います。

自然と調和した快適生活環境の中で、定住人口の増加や都市化の進展に対応するため、またもう一つの心の財産を持ち、未来にわたる安心して暮らせるまちづくりを推進していく上で、市営墓地の建設を検討すべき時期と考えます。

これまで佐藤市政は、醍醐団地、白岩団地、みずき団地などの宅地造成事業や、今後予定されている木の下区画整理事業を中心とした市街地の形成、さらには工業団地の造成による産業基盤の整備、優良果樹生産地の形成などに取り組んできた成果として我が寒河江市は、他市町村で人口が減っていくのが大半の中で、人口の増加に努めてきました。

当然のことながら、この中には県内外からの転入者も数多くいるわけで、都市化の進展や核家族化などの状況を考慮した施策を検討していかなばなりません。何人かの人に言われましたが、私は他町から寒河江に来たが、宗教にとられるものではないが、私たちのような者は寒河江に市営墓地があればぜひ求めたいとの声であります。こうした考えの市民がどの程度おられるか、無論把握しているわけではありませんが、快適生活環境の形成を進める意味で、市営墓地建設についての検討委員会やアンケート調査などを実施してはとありますが、市長の見解を伺い第1問とさせていただきます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、広域合併問題についてお答えいたします。

現在県において、新合併特例法に基づく自主的な市町村の合併の推進に関する構想の今年度内の策定を目指し、市町村合併推進審議会を設置し審議が行われております。御案内のとおりでございます。議員の言われる推進構想は、去る1月24日に第4回市町村合併推進審議会に、中間報告として県内4ブロック単位に市町村の組み合わせなどを盛り込んだ推進構想案が示されたものでございます。本市の関係では、本市と西川、朝日、大江の3町による組み合わせ案となっているものであります。

その後山形新聞社から、この中間報告に対する質問があり、答えたところであります。市町村の組み合わせ案については反対といたしました。その理由として合併するに当たっては、一定水準の質を有する行政サービスを提供できる規模として、人口10万人規模を目指す構想を実現すべきと考えとしたものであります。

また、合併の時期については新合併特例法下での合併が必要かとの問いに対し、地方分権の推進や少子高齢化の加速的な進行などの現在の状況から考えれば、市町村合併はできるだけ早期に実施すべきであり、合併の相手方の意向が整えば新特例法下で合併すべきと考えとしたものでございます。

人口10万人規模についてどのように想定しているのかとの質問ですが、旧合併特例法下において国が示した合併類型によりますと、10万人規模は高等学校の設置や消防、一般廃棄物の処理など、一定水準の質を有する行政サービスの提供を実現する規模とされていたこと。また、10万人から30万人規模の市が人口一人当たり歳出額が最も低いとされていることなどから、少子高齢化や情報化の進展、地方分権時代、そして厳しい財政状況の中での地方自治を考えると、今後の合併は最低でも10万人規模の市を実現し、自立した効率的な行財政運営を図りつつ多様化する住民ニーズに的確に対応し、サービスの向上に努めねばならないと考えたものであります。

現実に10万規模の合併となれば、県の組み合わせ案では人口6万9千人にすぎないわけであり、将来にわたって発展する地域をつくり、新たな地域再生を図り地域最適な行政サービスを提供するためには、生活圏域、国道112、287号、高速道路などの交通ネットワークや最上川を中心とした歴史、文化圏域、スポーツ圏域、加えて医療圏域などを視野に入れなければならないと思います。県が示した組み合わせの区域を越えて、広い範囲で10万人規模の合併もあり得るものと考えたところであります。

次に、市営墓地の建設についての質問にお答えいたします。

墓地、埋葬等に関する法律により、埋火葬は市町村長の許可を受けなければならないと規定され、埋葬または焼骨の埋蔵は墓地以外の区域に行ってはならないと規定されております。また、墓地を設けるには墓地経営の許可を受ける必要があり、自分の家の庭などに勝手にお墓をつくったり、遺骨をお墓以外の場所に埋めたりすることはできないものであります。

墓地の経営主体につきましては、墓地が公衆衛生、宗教的感情などと深くかかわりを持っており、また持続性の確保と適正な管理が強く要請されるものであることから、地方公共団体が経営主体となるのが原則とされており、これによらない場合であっても公益法人や宗教法人等であることとされております。

本市内で経営許可を受けている墓地は100件で、面積は約2.4平方キロメートルであります。これらはすべて宗教法人が管理運営しているものであります。寒河江市所有の土地になっている墓地もありますが、これらについても昭和29年の合併前における村や地域の所有名義となっていたものを引き継いだものであり、市が直接管理運営しているものではございません。墓地の新增設は、使用者の増加等により既存の墓地が狭隘になった場合など、やむを得ない事由の場合に限られるもので、必要に迫られた以外は新設や拡張をするものではないとされております。

新たな市営墓地については、少子高齢化の進展、核家族化の進行、さらには人口減少などにより今後社会情勢は大きく変化する中で、宗教法人等が管理する既存の墓地の状況と一緒に検討されるべきものであり、現在新たな市営墓地の建設は考えていないところであります。

以上です。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 1問に対する答弁をいただきました。合併に対する質問の答弁を聞いていると、この議場においては非常に答弁しづらい部分もあるのかなというふうに、今私なりに考えながら答弁を聞いておりました。私の質問に少し理解を深めていただく意味で、2問に入らせていただきます。

今議会に上程されている定数削減により議員定数が18名となるということで、先般議会運営委員会で、18名による議会運営をテーマに視察に行つてまいりました。視察先は、大阪府の泉大津市、交野市、人口はともに約7万8千人前後で議員定数はいずれも18名、経常収支比率はいずれも95パーセントを上回っており。泉大津市に関しては、財政再建団体途中まで行ったというような話を聞いてまいりました。急激な財政逼迫に至った経緯に関しては、大阪府のベッドタウンになるにつれ急激な人口の増加があったと、都市化の進展に伴い投資してきた市債残高が急激にふえて、財政が圧迫しているというような話を聞きました。

これは総務省の調査によりますと、全国的に一番合併の進まないのが大阪府周辺であります。ここまで財政が逼迫してくると、合併も一つの手段ではないのかなというふうに私はつくづく感じながら聞いてまいりました。必ずしも合併することが財政逼迫のカンフル剤になるということではないかもしれませんが、これもあそこまでいくと大きな政治課題、選択肢の中に入るのではないかなというふうに思つて聞いてきたところであります。

また、先般私たち緑政会は、昨年合併しました酒田市、鶴岡市にも視察に行つてまいりました。酒田市は、合併特例債の上限が315億円に対して169億円を見越し、そしてまた鶴岡市は485億円に対し375億円と、極力将来にツケを回さないというような方向のようであります。職員の人員削減も、酒田市は10年間で100名、鶴岡市は300名の削減を目標に掲げております。両市とも合併によるスケールメリットを十分活用して、また新規の投資的事業は当面抑制をする。合併前の旧市町村が検討していた事業を継続することに主眼を置いていると、このような説明でした。

今後両市の動向、成果を着目したいというふうに思つて帰つてまいりましたが、合併に成功した状況いろいろある中で、私がこの辺がポイントだなというふうに思つて聞いてきたのは、何よりも各市長、首長、議会、そしてまた行政が一貫して合併の必要性を十分認識し、最後までぶれることなく忍耐強く進めたことが最大の要因ではないかというふうに思つて聞いてまいりました。

市長も1問でも申しあげたとおり、合併の必要性を表明しておられますが、県が中間答申で出した合併のシミュレーションに対する寒河江西村山の首長の談話を聞く限り、また合併が破綻となった経緯を踏まえれば、ほとんど実現性に乏しいものというふうに判断せざるを得ない状況ではないかな、ましてや今の状況の中で、自主的な話し合いなどというものは進められるのかなという気がします。合併に対する知事の権限がどの程度あるのか、若干不勉強で不透明な部分もありますが、私が思うに実現するには、相当県が強力なリーダーシップをとって月下氷人的な役割を果たしていただかない限り、まずは進まないのではないかなというふうに思うわけであります。

もし進むとすれば、私の勝手な解釈ですが、平成21年に時限立法として切れる過疎地域自立促進特別措置法、このあたりの動向次第によっては、もしかしたら進展もあるのかなと。いずれにしても、なかなかあのシミュレーションの中では進まないのではないかなと、くどいようですが、私は思いません。そんなことで、これまでの歴史、交通体系、そうした観点から1問でも申しあげたとおり、私が

中山町出身だから言うわけじゃございませんが、あたりをもう一回見渡すと、当面中山町との合併を検討する価値がある。新たな枠組みの検討を県に対して進言するなり、あるいは当面非公式でも構わないと思いますが、市長と中山町の町長、あるいは議長同士あたりが意見交換ぐらいはしてみる価値があるのではないかなというふうに、私は考えて質問をさせていただきました。市長の見解があれば伺いたいなというふうに思います。

それから、市営墓地についての質問もさせていただきました。市長の言われることもわからなくてもいいんですが、現実の話として最近市営墓地を建設した東根市。酒田市あるいは尾花沢市を参考に進めたようですけども、東根市の状況を見ると、300区画を分譲して407件の申し込みがあって、公開抽せんにより1カ月で完売した。1区画あたりは4平米、永代使用料が19万、年間管理料が3千円だそうです。

この実現に至る経緯は、平成12年に墓地に対するアンケート調査を実施して、14年に検討委員会を立ち上げ、17年8月に完成と。予想以上の反響で、抽せんに漏れた100名のために第2期計画の要望が出されたというようなことがございます。本市と非常に似た状況である東根市でありますので、1問でも申しあげたとおり、アンケート調査ぐらいは実施してみる価値は十分あるのではないかなというふうに私は考えるわけですが、再度市長の見解を伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 1問で答えたように、広域合併のことをございますけれども、県案はもちろんでございますが、既成概念というようなものにとらわれず、新たな視点から組み合わせのパターンを考えるというの、これからの合併の選択肢の一つかなとは思いますが、具体的に県案のパターンを踏み外してどこどこというようなことについては、やっぱり十分様子といいますか、将来等々のことも考えて検討しなくちゃならない問題かなと、このように思っております。

御案内のとおり、これまで未合併市町村というのは、いろいろのパターンがあるかと思えます。これは、全国を見渡してのことでもございますけれども、合併をしないというようなことを宣言したり、あるいは条例で定めたりするところもありましたし、あるいはまた離島みたいに、地理的に非常に厳しいというような自治体もあるわけがございます。

それからもう一つあるのは、やっぱり一部破綻となったところの協議会というようなことがあるわけでございますが、これはいろいろ理由があるかと思えますけれども、協議会まで立ち上げて合併までに及ばなかったというものもありますし、あるいはまた住民投票とかアンケートをやって反対数が多かったというようなこともあろうかなと、このように思っておりますが、それこれを考えますと今申しあげたパターンの中で、やっぱり合併協議会まで立ち上げて、そして破綻になった、合併に至らなかったというような場合、あるいはまた住民投票というようなことをやったというようなことで、住民の意思が十分に確認されなかったといいますが、合併に至らなかったというようなことがあるかなと、このように思うわけでございます。

けれども、それをいろいろ原因を考えてみますと、議員もちょっとおっしゃいましたけれども、首長とかあるいは議会とかが非常に合併に対しての消極的なデータを流したとかというようなこともあるかなと、このように思っておりますし、住民説明会等々では行政あたりでの合併をしなくてもいいんだとか、あるいは自立できるんだというようなことを説明したことによるところの住民の意向を十分に酌み取れなかったというようなこともあろうかなと、このように思っておるわけでございます。

それこれを考えますと、やはりこれからの合併に至るまでには十分情報といいますか、仕切り直しですから、あるいは再びまた取り組むという事態に入るわけでございますから、今言ったようなことを十分考慮して、住民に対するところの理解を求めるように、そして21世紀という将来の分権時代の担い手としてどうあるべきかというようなことを、一定の規模、一定の能力というようなものを持っていく自治体というものを考える、どうするかというようなことを真剣にやっぱり考えなくちゃならないときに私はあると、このように思っております。

何にしましても少子高齢化でございますし、人口の減少の時代でございますし、またここ3年間で何兆円との地方自治体全体としてでございますけれども、税財源が不足しておるといような事態をかんがみますれば十分これまで以上の気持ちというものを見て、先ほども申しあげました新たな地域再生という考えを試みていく時期には当然あるのかなと、このように思っておりますし、そして、やっぱり持っているところのいろいろな資源というものを生かしながら、政策能力を高めるためにも行財政改革というようなものをして、ただ合併すればいいんだということではなくて、いかにして質の高いところのサービスを住民に提供できるかというようなことを考えていかななくちゃならない時期だろうと、このように思っております。

それから、再度の墓地の問題でございますけれども、先ほど答弁申しあげましたように、アンケートあるいは意向調査というようなことまでする段階までに、寒河江市の状況が逼迫しているのかどうかというような思いもあるわけでございますし、現在のところは考えていないところでございまして、議員のおっしゃるような考え方と少しは差異のあるところだろうと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

○新宮征一議長 柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 何と申しあげてよいやらという、でも一応4問までできるわけですけども、これ以上やるとくどいなおまえと、こういうふうに言われそうなので、そろそろやめますけども、先ほども申しあげました、前回の合併協議会が破綻になったことによって、特例債197億円が飛んだ。これは、本当にかかわった地域の方々は、理解しているのかなというふうな気がするわけです。その金があったとなかったとで、これからのまちづくりにどれぐらい差が出るのかなというようなことをどれだけの方が理解しているのかなと、要はまた時限立法で5年間伸びたわけですが、この次もしかしたらまた伸びるかもしれませんが、しかし、廃止になるかもしえられません。だと、そのときに合併議論が出てくるというのは、もう何ともならない状態の中で、もう一回合併の話をするかというふうになるんだろうなと。そんなことを考えると、何もアクションをとらないままにこの状態が進展するというのは、なかなか考えがたいというふうに私は思ったもんですから、この質問をさせていただきました。

墓地の件に関しては、これは見解の相違でしょうから、どこまでしゃべってもらちが明かないなんというふうに思いますんで、市長から怒られると悪いんで、この辺でやめます。

いずれにしても、私の意図するところは十分御理解をいただいたんではないかなというふうに思いますんで、申しあげた提言が少しでも進展することを期待して、質問を終わります。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号7番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 きょう最後の質問になりました。私は、日本共産党と障害を持ちながらも尊厳を保ちつつ安心して暮らせる社会を心から願っている多くの障害者や家族、関係機関の声を代表し、今年4月から施行される障害者自立支援法について、順次市長の考えを伺ってまいります。

この制度が、真に障害者の自立を支援する制度として生かされるかどうか、行政としての責任も大きく問われる課題と思います。障害者自立支援法は、05年10月、共産、民主、社民の反対、自民、公明の賛成で成立しました。この法案は、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するとして提案されましたが、障害者福祉の内容を大きく変えるものとなっています。

その大きな特徴の一つが、利用者負担を応能負担から応益負担にすることです。すなわち、これまでの支援費制度では、通所や入所などの施設利用をしても、在宅でホームヘルプなどを利用しても、利用者は所得などの負担能力に応じて負担をする応能負担でしたが、今回出された新制度では、利用者は基本的には受けたサービスの1割を利用料として負担する応益負担となっています。

医療費についても、医療を受けた場合は障害の違いや程度にかかわらず、医療費の1割を負担しなければならないというものです。障害が重く、多くのサービスや医療を必要とする人ほど重い負担を負わなければならないとなり、障害者やその家族、障害者団体などからは、自立支援どころか自立を妨げ生きる権利を奪うものだと強い反対の声が上がっています。やむを得ず障害者として生きなければならない人たちは、1年間に80万円、月にすれば6万6千円程度の障害年金が主な収入であり、その中から施設や病院などを利用するたびに1割の利用料を負担することになります。

国は、激変緩和措置として所得に応じて4段階の負担上限を設けていますが、低所得1の区分は年収80万円以下で住民税ゼロの世帯です。この区分の利用料は、負担上限月額1万5千円です。生活保護受給者世帯を除いては、最低でも月額1万5千円の利用料を負担しなければなりません。そのほかにも食費や水光熱費の実費負担があります。

市内にある障害者施設の園長さんの話では、現在通ってきている利用者は全員が負担なしだが、新制度が実施されれば、最低でも1万5千円の利用料と食費、水光熱費とで1カ月3万円の負担になる。こうなると通えなくなる人が出てくるのではないかと心配していました。医療にしても、障害者や障害児の医療は所得に応じた応能負担でしたが、これも1割負担になり、精神通院医療も5パーセントから1割負担になりました。入院すれば医療費の1割のほかに、食事代や部屋代、水光熱費も加算されます。負担が重くて医者にも行けず、状態を悪化させてしまう人が出てくることも危惧されます。

市長は、障害者が人間として当たり前前の生活をするために必要な支援を受けることを益、すなわち利益を得ることだとお考えですか。人は、だれもが人間としての尊厳を保ちながら生きる権利を持ち、国や自治体はそれを保障する義務があることを憲法25条はうたっています。障害者がその能力に応じて負担をすることは当然としても、生きる権利をも奪うような重い負担を課すことは弱者切り捨てにつながるものであり、社会保障、社会福祉の本質を大きく逸脱するものであると考えますが、市長はどのように考えられるか伺います。

寒河江市内の障害者の実態からしても、新制度による負担が重いために、これまでのサービスが受けられなくなる人たちが多く出ることが予想されます。このような事態があってはならないと思いますが、市長はどのように考え、どのように対処する考えか伺います。

さらに、市長は障害者の実態が最もよくわかる自治体の長として、国や県に対して負担減免策の拡充を求めるとともに、寒河江市独自の負担軽減策を設けるなどの努力をすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、障害者自立支援法の制度の概要や手続きなど、対象者への周知徹底について伺います。新しく制度化された障害者自立支援法は、これまでの支援費制度とその内容が大きく変わります。一つは、負担のあり方が応能負担から定率の応益負担に変わることで、サービスを受けようとする人は、市町村にサービス利用の申請をし、障害の程度を区分する審査を受けなければならないこと。判定の結果、支給決定になれば障害程度区分ごとに適切な利用計画書が作成され、その計画書に沿ったサービスを受けるようになることなど、支援費制度とは利用の手続きも内容も大きく違ってきます。

新しい制度である障害者自立支援法の概要や手続きなどについても、広く市民に周知する必要があると思いますが、まず初めに寒河江市には、この障害者自立支援法に該当する人がどれくらいいるのか伺います。

これまでに在宅で支援を受けている人や施設を利用している人以外でも、サービスを受けたいと思っている人がいると思います。これらの人たちが制度から取り残されることのないように周知を徹底する必要があると思いますが、どのような方法で周知を図る考えか伺います。

また、利用者やその家族が一番心配しているのは、利用料がどのように変わるのか、負担がどれくらいになるのかということです。新しい制度では、利用料の1割を負担することになっていますが、施設や在宅でサービスを受けている人たちの利用料がどれくらいになるのか具体的に示すべきと思いますが、その取り組みはどのようになっているのか伺います。

次に、障害区分認定や支給決定の判定について伺います。

自立支援法では、サービスの利用を希望する人は障害区分認定を受けなければならないとなっています。介護保険の介護認定と同様に障害の程度を審査し、非該当、区分1から6までの7段階の判定をし、非該当者を除いて該当者には障害の区分ごとに利用計画が立てられ、計画に沿ったサービスを受けるようになります。障害者の区分認定が適切に行われるか否かによって、その後に受けるサービスが真にその人を支援するものになるかどうか左右されてくると思います。障害区分認定、支給決定は、いつ、どんな方法で行われるのか。審議にかかわる委員は、障害者の実態とニーズを把握できる人が当たるべきと思いますが、どのような人選を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、ニーズの把握に努め地域生活支援全体に関する適切な予算確保について伺います。

障害者の生活を支える福祉サービス事業は、これまでの支援費制度では施設支援事業と居宅支援事業の2体系だったものを自立支援法では、介護給付事業、訓練等給付事業、地域生活支援事業の3体系に再編するということです。さらに、これまで知的、身体障害、精神障害の三つに分かれ、それぞれに福祉サービスを行ってきたものを一つにまとめ、総合的に地域での自立した生活を支援するという内容です。3体系に再編された事業のうち介護給付事業と訓練等給付事業は、障害者の程度や必要度に合わせた個別給付であるのに対し地域生活支援事業は、基礎的なサービスではあるが市町村が自主的に取り組むことができる事業であり、地域の特性や障害者のニーズを酌み上げて、さまざまな事

業を柔軟にやっていける事業です。

この事業には、これまでも福祉サービスとして実施されてきた手話通訳派遣や日常生活給付事業、相談支援などが含まれていますが、従来無料で実施されてきたものについては無料でのサービスを継続すべきと思いますが、市長の考えを伺います。

さらに、障害者のニーズを的確にとらえ支援していく必要があると思いますが、どのように考えられるか伺います。

国の社会保障予算抑制策が続くもとで、予算の確保も厳しいものがあると思いますが、新制度が実施されたことにより、これまで受けられたサービスが受けられなくなったり低下したりすることのないように、自治体としての予算も確保しながら、地域生活支援事業をしっかりと位置づけて障害者のニーズにこたえていくべきと思いますが、市長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

以上で第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、人間としての生活をするために必要な支援を受けることに対してどう考えるかと、こういうことでございます。

御案内のとおり、障害者基本法においては「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定され、障害者自立支援法におきましても、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図るとうたわれているように、障害者が生活していくために必要なサービスについては、それらに応じて受けられるものと理解しているところであり、支援を受けたからといって益というものではないと思います。

次に、生きる権利を奪うような重い負担を課すようなことは弱者切り捨てでないかというような御質問でございますが、利用者負担につきましては所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直されるとともに、障害種別で異なる食費、光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担の仕組みとなります。その中で低所得者の方に対しましては、所得に応じて1割の定率負担に上限額を設定していることや、食費、光熱水費などの実費負担についても軽減を図っていることなど、各種の負担軽減等の措置も行われることになっておりますので、必要なサービスについては引き続き利用できるものと理解しており、社会保障の本質を逸脱するものとは考えていないところであります。

次に、国や県に対して拡充を求めることとか、あるいは市独自の負担軽減策につきましてどう考えるかという質問でございます。

今申しあげましたように、この法律においては低所得者に対する個別の減免策も含め、必要な負担軽減策が講じられることになっており、また法律の施行前の現在でもありますので、市独自の負担軽減策については考えられませんが、国や県に対する要望も考えていないところであります。

次に、市に該当する人は何人ぐらいいるかと、それから周知徹底を図るための方法についての御質問がございました。

現在のところ施設サービスで100人、居宅サービスで84人が対象となっております。これらの方々には、制度の概要等については個別に周知しているところでありますが、市報にも掲載し、広く市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、新しい制度で1割を負担することになっておりますが、サービスメニューごとの単価というのはどういうことかと、まだ示されていないのかということでございますが、現在のところ国からはまだ示されていないところでございます。

それから、障害者区分認定や支給決定は、いつ、どんな方法で行われるかと、そして審査会委員については、どのような人選を考えているかという御質問でございます。

この法律では、新体系のもとでの支給決定によるサービスが本年10月から始まりますので、その移行を円滑に行うためには、9月末までに障害程度区分認定や支給決定を行う必要があると考えているところであります。1次判定のための106項目の調査の実施はもとより、障害程度区分の2次判定を行

う審査会をできる限り速やかに設置いたしまして、遅くとも7月をめどに審査会を機能させて、適正に認定してまいりたいと考えているところであります。

また、障害程度区分の判定にかかわる審査会委員の人選についてでございますが、法律の第16条におきまして「障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者」と規定されていますので、専門の医師をはじめ障害保健福祉に明るい方をお願いし、適正な判定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、地域生活支援事業全体に関する予算確保等についてのお尋ねがございました。

まず、地域生活支援事業に移行を予定しているサービスのうち、従来より無料で実施してきた事業については、無料での継続をすべきではないかとの質問でございますが、御案内のとおり地域生活支援事業は、市町村の創意工夫により利用者の立場に立ったサービス提供を考えるものとして規定されております。従いまして、本市としましては現在実施している支援事業を、利用者が引き続き利用できるよう適切な予算を確保したところでございます。

また、障害者のニーズを的確にとらえた支援を実施していくべきではないかという御質問でございますが、地域生活支援事業は本年10月からの施行であることもあり、当該事業のうちの新規事業についてやサービス提供事業者なども含め、現在のところ不明な点が多いことから、具体的には決められない状況にあることを御理解いただきたいと思います。

予算を確保して、この支援事業を充実すべきでないかという質問がございましたが、地域生活支援事業は市町村で取り組むべき事業として法律に規定されておりますので、必要な予算については引き続き確保してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 1問に答えていただいたわけですが、この自立支援法というものが、減免の対象といいますが、軽減措置もとられているから、受けられなくなる人はいないであろうというような市長の答弁でありましたけれども、この負担軽減の措置を見ても4段階あるわけですが、生活保護の受給者はゼロ円です。それで、低所得者1という区分と低所得者2、そして一般というふうに分かれているところですが、低所得1の区分の人、これは住民税の世帯非課税、それで年収が80万円以下の世帯ということで、これの月額上限額が1万5千円、さらに低所得2の方は、住民税非課税世帯ですが、年収が300万円以下、この世帯では2万4,600円、そして一般の方は、市民税課税世帯で1カ月の上限が3万7,200円というふうになっております。

今回の新しい制度での大きな違いというのが、これまでは支援費制度のときには、本人または扶養義務者の所得に応じた応能負担というふうなことであったところですが、今回は世帯全員の所得にかかわるということなんです。ですから、世帯全員の所得を見られるというふうになりますと、非常にこれは厳しい条件になると思います。

ですから、生活保護受給者以外は、すべての家庭が最低でも1万5千円の利用料、それに食費などの料金が加算になるということです。ですから、施設の施設長さんが言っていましたけれども、約3万円ぐらいになるんだと。だから、今でさえ障害者年金年80万円、これは1カ月にすると6万6千円ぐらいの収入しかない人というのは、もう生活保護の基準よりも低い人なんだと、こういう人からも1カ月1万5千円の負担を強いる、これはもう本当に血も涙もない、そういう制度ではないかというふうなことを言っていました。

市民税が課税になる世帯というのは、3万7,200円におよそ水光熱費、食費の1万5千円を合わせますと5万2,500円、5万円以上の負担をしなければ通所サービスなんかは受けられない、こういうふうになるわけです。ですから、私のところにも施設に通っている子供さんを持つ親御さんが訪ねてきたんですけれども、その人の話によると「私のところは市民税を払っている。だから5万円以上の負担をさんなねくなんのよ」と、「そうすると、うちではもう施設に通わせらんね」と、「うちに置くよりほかなくなんべな」というようなことを言っていました。

これまで保護者や施設の設置者とか、また行政なんかもさまざまな努力をしながら、ようやく障害者が社会の中で健常者とともに共存できるようになった。こういう状況の中で、利用料が高いために施設に通えなくなったり、サービスが受けられないといったことにしてはいけないと私は思うんです。こういう事態を憂慮して、ほかの東京都とか横浜市とか京都市あたりでは、利用者のための軽減の措置をとっているところも出てきているんです。

市長は、独自の減免をするつもりはないというようなことを言われましたし、また県や国に対しての軽減の要望書を出すつもりもないと、このようなことを言われましたけれども、一番と困っているのは、やはり障害を抱えた御家族だと思うんです。こういう方たちが、サービスの利用ができなくなるというような事態を市長は痛みを持って感じていらっしゃるのでしょうか。ぜひこれは、減免とか軽減の措置をとるような働きかけをすとか、自治体独自の食費に対する一部負担をすとか、何らかの措置をとる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、重ねて市長の見解を伺います。

また、認定の区分、判定というものは9月末までにするというようなことで、審査の審査員についても適切な医者とか、そういう関係者を選んでいくというようなことがあったわけですが、障害者の区分認定をするに当たっては、当事者との面談とか聞き取りなんかの調査があるわけですが、これは知的障害者あるいは精神障害者などは、当事者が適切に答えることができないという方が非常に多いというふうに聞いております。ですから、施設なんかにも伺っても、精神障害者の場合なんかもそうなんですけれども、その時点時点でいろいろ症状や病状が変わっていると、だからそのときに聞き取りをされても、本人は適切な答えを出すことはできないだろうというようなことを言っておりました。

ですから、面談とか聞き取りなどをする場合には、その人の症状とか病状、そういうものがわかる人を同席させるとか、そういう人の意見を聞くとか、そういう聞き取りの方法をすべきだというふうに思うんです。でないと、本当の正しい認定がなされない。そのことは、後で受けるサービスにも非常に大きくかかわってくるということなんです。ですから、これはぜひ当事者の状況がよくわかる人、そういう人たちの同席を求めるなどの対策をとるべきだというふうに思いますけれども、この聞き取りに当たる方はどういう方が当たるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、地域生活支援事業、これは自治体独自でできる事業なんです。これは、市長の答弁にもありましたように、自治体が独自にその地域の状況とか、障害者の置かれている状況などに合わせて柔軟に事業を展開することができるというふうになっているわけですが、どのような事業を取り入れていくかはこれからだというようなことがありましたけれども、今寒河江市には法人格の知的障害者の施設が2カ所と、それから無認可の知的障害者の施設が1カ所、そして精神障害者の作業所が1カ所あるわけですが、いずれにしてもこれは、障害者にとってはなくてはならない施設なんです。

今回の支援法に該当するのは、法人格を有した二つの作業所だけということで、無認可の知的障害者施設、それから精神障害者の施設、これは今回の支援法には該当しないということなんです。ここで作業を受けたり訓練を受けたりしている人がいるわけですね、現在。ですけれども、今回の支援法の新しい制度になったことで、小規模作業所に対する国庫補助金が06年度から廃止になるというようなことが言われております。

ですから、この小規模作業所にも私行っているいろいろお話を聞いてきたんですけれども、これまでどうかそういう国の補助、県の補助などを受けて運営していたんですけども、今年度からその補助金が廃止されるというふうになると、小規模作業所としての運営ができなくなる状態だということを言っておられました。この小規模作業所というのは、今回の障害者の区分認定で認定から外された人、あるいは給付事業を受けられないという人たちの受け皿としても、非常に大切な役割を果たすものだというふうに考えるわけですが、こういう事業所に対する対応として寒河江市ではどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

以上で2問です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 4点ほどございました。

そこで、定率負担でございますが、御案内のように定率負担に対しましては、所得に応じて負担の上限額を設定したり、それから高額障害福祉サービス費の支給とか、あるいは低所得者層に対するところの個別減免、社会福祉法人の減免とか、さらには生活保護に移行しないように負担上限額を下げるとか、こういうことを講じておるようでございますので、そしてまた先ほども答弁申しあげましたように施行前でもありますし、このことについては市独自では考えていないと、このようにお答えいたします。

それから、認定の際の審査、実際の聞き取りに当たる方はどういう方かと、こういうことでございますけれども、担当の方から申しあげたいと思います。

それから、地域生活支援事業の質問がございましたが、1問でも答弁申しあげましたように、これまでやっておったものは従来どおりやろうかなと、このように思っておりますし、また新規につきましては今年の10月のスタートでございますので、現在はまだ決めていないというところでございます。

それから、小規模作業所が廃止になるのじゃないかなと、こういう話でございますけれども、この辺は検討させていただきたいと思います。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 審査の際と、その前の面談というようなことですが、面談につきましては本人だけじゃなくて、保護者等についても面談の際には一緒に聞き取りをするというふうなことになります。

それから、聞き取りする、対応する人ですが、中心は職員がすることになりますけれども、職員の中にもそれなりの資格を有している職員もございますので、場合によってはそういう職員も含めて聞き取りをしたいなというふうに思っております。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 利用者やその家族が一番と心配をしているのは、料金がどうなるのかと、どれくらいの負担をしなければならないのかということだというふうに思うんです。私のところに来た人も言っていましたけれども、やっぱりその料金がどれくらいになるのかによって、契約をするかしないかを決めないといけないと。

だけれども、この4月からもう新しい制度がスタートするわけです。何だかんだかわからないうちに、とにかくスタートだけはすると、そして利用料の負担はいただきますよと、こういう制度なんです。ですから、利用者にとっても施設側にとっても、また行政にとっても非常に厳しい要件があるわけですが、利用者に4月からの契約に向けて一番急いで取り組まなければならないのは、この利用料金がどれくらいになるのかということだというふうに思うんです。これを早急に利用者に知らせるべきだというふうに思いますけれども、いつごろまでにこれはわかるのでしょうか、そのことをお伺いしたいというふうに思います。

それから、私は障害者のニーズをとらえて、適切な支援をしていくべきではないかというふうなことをお尋ねしましたけれども、この障害者のニーズの把握、これはどのような方法で行おうとしているのか、伺いたいと思います。

それから、2問で小規模作業所に対する対策をどうするのかというようなことを私申しあげましたけれども、これはやっぱり小規模作業所などとの話し合いも十分にさせていただきたいというふうに思うわけです。この施設もなくてはならない施設なんです。ですから、今回の制度の中で地域活動支援センターというのが、新しく自治体ごとにやることができるというふうな制度になっております。ですから、この中で何とかそういう小規模作業所も活動できるような支援策をとっていくべきではないかというふうに思います。

それから、今通所をしている障害者たちがバスを利用しているわけですが、このバスの運行も今回の制度の中では、事業者がお金を取ってバスを運行することはできないという制度になったのだということを知りました。ですから、このバスの運行についても施設側とのいろいろな話し合いも必要かと思えますけれども、移動支援事業といいますか、新しい制度の中でそういうこともできるというふうなことが書いてありました。ですから、この移動支援事業の中で寒河江市独自にバスの運行を図るというようなことも考えられるのではないかというふうに思いますので、このこともぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

以上で3問です。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 料金はどうかというのは、先ほど言ったように細部については、まだ国の方でも決めていないような段階だと思っております。判定は9月までにやると、そして支給決定などは10月以降になると、こういうことを聞いておりますので、料金の設定等につきましてはこれからじゃないかなと思いますけれども、担当の方からも詳しく知っておるならば答弁させます。

それから、障害者のニーズのとらえ方はどうするかというようなことにつきましても、担当の方から答弁させていただきます。

それから、小規模作業所というものに対して関係者との話し合い、あるいはバスの運行がやめられたと。ですから、今後はバスの運行あるいは助成等について支援事業の中に入れてどうかと、こういうような話でございますけれども、これも1問で答弁申しあげましたように、これから調査したり検討したりさせていただきたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 利用者の利用料の件を示すべきでないかというようなことになりましてけれども、具体的な料金の単価とか、そういうものが現在私どもにまだ届いていない状況なんです。今月の10日に、県の方で説明会を実施することになっております。従って、それ以降であればそれなりの計算もできるのかなというふうに思っております。そんなことで御理解をいただきたいなと思います。

それから、ニーズの把握ですけれども、これにつきましても機会あるごとに、今後その対象者の聞き取りなんかもしていきたいなというふうに思っています。その際のメニュー等につきましては、今回まだ具体的に情報ありませんけれども、それができることによって現在の事業所あたりでも、それについての新しい事業なんかも考えていく機会になっているんだろうと思います。指定を受けるために、基準がどういうものなのかというようなことがまだはっきりわからないというようなことで、その辺も含めて事業者の方でも検討するに非常に頭を悩ませているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 これまで私がいろいろお尋ねしてきたんですけれども、まだわからない点が多いということで、はっきりした答弁はいただけませんでした。

この障害者自立支援法というのは、1度去年の衆議院の選挙のときに、解散に伴って廃案になったわけです。それが再度特別国会に提出されて、強行採決されたという法案です。ですから、この法案が障害者の自立と社会参加を目的としたとは言われていますけれども、内容としては本当に生活保護以下の収入しかない障害者にまで重い負担を追わせるという大変な内容になっております。

障害者、利用者だけでなく、この施設なんかを運営している方、そういう方というのは利益を度外視して、障害者の福祉に頑張ってくられた方が多いわけです。そういう人たちにも非常に大変なことを押しつけているというのが、この自立支援法の中身です。その一つとして、これまで支援費制度の中では、通所事業などに通ってきた利用者が1カ月のうちに何日か休んだとしても、1カ月分の支援費というものは国の方からもらえたというんですけれども、今度は利用者が何日そこに通ったかによって、日割の計算で運営費が来るというようなことですので、やっぱり休んだりする人が多くなれば赤字になってしまうという経営的にも大変な状態になるわけです。ですから、この内容自体が障害者にとっても施設側にとっても、非常に重い負担の内容になっているということです。

さらに、法案の成立日から5カ月という短期間の中で、まだ政令とか省令とかがはっきりと決まらないうちに、今年の4月からもう施行をするということになっているわけですから、各自治体の担当者の準備なども大変で、非常に御苦労されているというふうに思います。これは、国が国の財政支出をできるだけ減らして、その分を利用者とか自治体に押しつけるという内容になっているわけです。

ですから、最も弱い立場にある障害者に重い負担をかけるという、こういう国の悪政から、地方自治体は住民を守る責任があるというふうに思うんですが、市長は軽減措置も要望もしない、自治体としての努力もしないというようなことを言われましたけれども、ぜひ住民を守る立場としての市長の態度、この市長の考え次第では、その自治体の福祉の程度というものは非常に大きな差が開いてくるというふうに思うんです。ですから、寒河江市でも独自の予算を確保して、障害者が地域の中で生き生き生活できるような支援体制をとっていくべきだと思います。何か市長の考えがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

これで終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 先ほども答弁申しあげましたように、詳細がまだわかっていない段階で、これをやる
とか、あるいはこういう分野を国に要望するとかということが出てこないか、このように思っており
ます。

詳細が出た段階におきまして十分調査するなり、あるいは検討するなりと、こういうことだろうと
思っております。

散 会 午後1時50分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年3月7日(火曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課	長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課	長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課	長	真浦山邦	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課	長	山田敏彦	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課	長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課	長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課	長	鈴木英一	会計課長
荒川貴久	水道事業所	長	兼熊子良	病院事務長
芳賀友幸	教育	長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課	長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課	長	鈴木一徳	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員		宇野健雄	監査委員
清野健	農業委員会	事務局長		事務局長

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	局調査係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第4号

平成18年3月7日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年3月7日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	農業振興について	雪害対策について 新しい残留農薬規制における市の対応 について(ポジティブリスト制につ いて)	3番 鴨 田 俊 廣	市 長
9	商工業振興につ いて	企業誘致と工業団地拡張の見通しにつ いて 伝統産業の継承と育成について		市 長
10	農業振興について	農産物の安全・安心対策について	6番	市 長
11	中心市街地活性化 について	中心市街地活性化センター(フローラ S A G A E)の活性化について	松 田 孝	市 長
12	教育行政について	児童生徒の遠距離通学対策と援助につ いて		教育委員長
13	少子化対策につ いて	国県の補助制度がなく市単独事業とし て実施している少子化支援策の現状と 児童手当支給見直しされる法の改正を 受けての今後の対策について 市内企業との連携を図り育児休業制度 の奨励と啓蒙について	5番 木 村 寿太郎	市 長
14	まちづくり三法の 改正による対策と 影響について	本市においてはどのような対策を考え ているのか、またそれに対する駆け込 み申請等はないのか 木の下土地区画整理事業への影響や、 事前協議はあるのか		市 長
15	市政一般について	アスベスト対策について 公共施設の耐震対策について 議会に説明されたチェリークア・パー ク計画の問題点について 機構改革の問題点について	16番 川 越 孝 男	市 長

鴨田俊廣議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番、9番について、3番鴨田俊廣議員。

〔3番 鴨田俊廣議員 登壇〕

○鴨田俊廣議員 おはようございます。私は、緑政会の一員として、通告番号に従って順次質問をする次第であります。市長の積極的な答弁を期待するものであります。

通告番号8番、農業振興について。その、雪害対策について質問をいたします。

今年の冬は当初からの寒波が続き、根雪も早く、43年ぶりの豪雪となりました。このような寒く長い冬のため、市民生活は大変困難で不便さを強いられる結果となりました。雪おろしの最中や転倒などで多くの方がけがをしたとのことであります。改めてお見舞いを申し上げます。

さて、この豪雪が原因で農業にも多大な被害が出た模様であります。果樹の枝折れ、桜桃の雨よけハウスの倒壊、園芸施設の破損などがそうであります。2月20日現在県の調査では、県全体で5億7,000万円の被害になるとの結果が出ました。しかし、中山間地の被害をまだ把握する前のことであり、これからもっと被害が増大するとのことであります。本市の農業被害はどうか、改めて現状をお伺いいたします。

さて、3月に入っても雪解けは思ったほど進んでいないのが現状であります。今後の農作業のおくれが気になってきております。このような状況の中で、県では豪雪被害対策としまして融雪剤や苗木購入の際の助成や、各種被害施設への復旧補助などを決定いたしました。市は、農業被害に対してどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

農業は、高齢化がますます進展しております。このような雪害が引き金となって、農業生産の意欲減退、そして離農の加速化が懸念されております。市は、農業、農地維持のため、特に中山間地に配慮しながら意欲減退に対処すべきと考えます。ハード面の対策ばかりでなく、ソフト面の対策もより重要となるものと考えております。市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、新しい残留農薬規制、ポジティブリスト制における市の対応についてお伺いいたします。

本年5月29日から施行されるポジティブリスト制とは、食品衛生法の改正に伴い、すべての食品に農薬残留基準が設定され、すべての農薬が規制対象となります。従来残留基準がなかった農薬に対しても国際基準などを参考にして基準値を設定するほか、参考基準がないものについても人の健康を損なう恐れのない量として、0.01ppmという厳しい一律基準を設ける制度であります。これによって国内で流通するすべての食品が対象となり、基準値を超えた食品は販売禁止の措置がとられることとなります。

一方、農家は農薬を使用する際使用基準の遵守義務が求められております。従って、生産現場ではこれら使用基準を確実に守っていれば、残留基準値を超えることはないし、人体への健康被害も発生はしないものとしております。

しかしながら、農家が自分の圃場で登録農薬を使用して使用基準を遵守しても、その農薬が近隣の農家の圃場で栽培されている農薬登録のない作物に付着した場合、一律基準である0.01ppmを超えることも出てくる可能性があります。

本市では、米、果樹を中心として野菜や施設園芸を組み合わせた寒河江型農業が推進され、発展し

てまいりました。その結果、さまざまな種類の作物が混在して栽培されているのが現状であります。果樹にしても同様で、また混植も多いことも事実であります。何種類もの野菜や果樹を隣り合っつくっていけば、農薬の飛散で一律基準である0.01ppmを越すことは十分に考えられることであります。飛散した農薬が原因で出荷停止となれば、隣同士で被害者と加害者になるようなことが出てきます。農家は、この規制の導入前は主として無登録農薬に対して注意を払えばよかったものが導入後は農薬の飛散防止にも配慮しながらの防除作業となってきます。

また、希釈に使用する水は用水からの使用となることが多いものであります。用水の農薬汚染がないことが保証されることも必要であります。昨今農業には大規模化や高齢化の進行に伴い、農薬散布にはスピードスプレーヤー等の大型機械の使用が普通になってきております。

また、水田のヘリコプターによる散布もあります。より広範囲の飛散や散布後の余剰液に対する不注意等もあり、さまざまところで一律基準を侵す要因が出てくるものであります。従いまして、検査機関や消費者からより多くの指摘やクレームの発生が予測され、本市農産物販売に多大な影響が心配されることとなります。

トレーサビリティシステムや、寒河江型農業への一部修正を余儀なくさせるようなこのポジティブリスト制にいち早く対応すべきと考えます。本市農産物のより高度な安全安心のために、市はより積極的に対策に努めるべきと考えます。このようなことから以下の点につきまして市長の見解をお伺いいたします。

大型農機使用時代にあって、完全な飛散防止は不可能と考えます。従って、飛散の影響をできるだけ小さくする手段として、隣地との境に飛散防止ネットを張るか、生産物に防御ネットを張るかの二つの方法が考えられております。目に見えにくいものへの対策という負担に対して、できるだけ軽減するという行政の支援も必要と考えます。飛散防止・防御ネットに対する市の助成の有無について、まずはお伺いいたします。

2点目は、水質保全のための大小用水路の農薬濃度の水質検査の実行について。

3点目は、市報や市のホームページ上でのポジティブリスト制の周知とこの規制の施行後に關しての本市農産物の安全安心のPRについて。

4点目には、ポジティブリスト制の施行後の寒河江型農業への影響についての調査検討と今後の寒河江型農業のデザインや展望について、以上お伺いいたします。

続きまして、通告番号9番の商工業の振興について質問をいたします。企業誘致と工業団地拡張の見通しについてであります。

長らく低迷してきた東北の景気も、最近になりようやく明るさが見えてきたと言われるようになりました。しかしながら、本県、本市にとりまして、その実感はもう一つというのが実態ではなかろうかと思われま。

現在本市では、第5次振興計画と行財政改革大綱ができ上がり、来年度から実行に移ります。その中で、活力ある本市の実現に向けて企業誘致は必須のものとの考えが有ります。地域経済の活性化と新たな産業の創出を目指し、県の超精密技術集積特区の区域指定等の有利性を発揮し、これら関連の企業誘致に大いに努力すべきと思っております。

ところで、今年1月からトヨタ自動車系列の関東自動車工業の岩手工場が本格稼働に移ったとの報道がありました。このような経済環境の中で、本県では自動車等の輸送関連の企業育成と誘致に前向きに取り組むという意向を示しております。本市の工業団地にも数社の輸送機器関連の企業がありま

す。本県の意向に沿いながら、さらなる輸送機器関連企業や先端加工技術企業の誘致、集積ができるのではないかと考えているところでもあります。このような情勢の中、本市の企業誘致に関して、最近の動向はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、現在誘致している中央工業団地の分譲面積は残り少なくなってまいりました。平成18年度には新たな拡張計画が実施の予定であります。その見通しなど、どのようになっているのかお伺いいたします。

最後になりますが、伝統産業の継承と育成について質問をいたします。

第5次振興計画の中に、伝統的な地場産業と農産物による新しい事業等を積極的に応援する必要があるとしております。私は、これを推進するには伝統産業の技術や技能が正確に継承されることが大切だと思っております。しかし、継承の現実には厳しいものがあるようでございます。本市には伝統技術はたくさんあるものと考えますが、ここではわら草履やわらじづくり技術の継承や育成について、市はどのように考えているのか、またどうすべきとされているのか伺っていきたく思います。

本市の伝統的地場産業に草履産業があります。草履は、舞台や祭りなどで時として必ず用いられるものであります。まだまだ必要とされるものであります。生産高は必ずしも大きいものではないということでもあります。そのため生産の集約が進み、今では本市の生産高が全国の85パーセントにもなるとのことです。草履は、みこし祭りなどに使用される一般的なものと、歌舞伎や時代劇などに使用される伝統工芸的なものに分類されます。わらじは、ほとんど伝統工芸的なものに分類できると思います。本市の伝統的な草履、わらじづくりの技術は、各種演芸、そしてテレビ、映画などの時代劇の履き物の要求を満たしております。現在放映中のNHK大河ドラマ「功名が辻」の小道具の草履やわらじもさまざまな時代的要求やデザインを満たし、つくられたものであると聞いております。

ところで、2001年能楽が世界文化無形遺産に選出されました。2003年には文楽が、そして2005年には歌舞伎が選出されました。このためこれからは国がその保護の責務を負うこととなりました。これら三つの世界文化無形遺産の履き物もそれぞれの特徴的部分で本市の技術が必要とされ、生産品が使用されております。このように本市の草履技術は日本文化、そして世界遺産を下支えしているのであります。

しかしながら、祭りなどで使用される一般的で大量生産される草履の製造技術は継承されるということではありますが、わら草履やわらじの作製技術は間もなく絶えるのではないかと心配があります。技術を保有する職人の高齢化のためであります。現在職人は3人で、最高齢は99歳であるとのことです。伝統的生産物であるわら草履やわらじは本市の技術で成り立っているものであります。市は、この伝統技術を保存する責務があるものと考えます。わら草履やわらじづくりの技術の継承、育成について、市ではどのように考え、どうすべきとされているのか、改めてお伺いいたします。

私は、この質問においてわら草履、わらじの製造技術についてのみ取り組んできましたが、市では他の伝統技術についても継承、育成について考慮をすべきと考えます。このような観点から、市は本市の伝統的地場産業を包括した支援センター的なものをつくるべきと思うが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、お答えします。

雪害の被害の方から申しあげます。

昨年12月から今年1月にかけての大雪によりまして、市内においてはリンゴ、さくらんぼ、ブドウなどの果樹の枝折れやさくらんぼの雨よけハウスや野菜ハウスなどの農業用施設の損壊等の被害が多く発生しております。2月24日現在の被害状況でございますが、市内全域にわたる各樹種の枝折れをはじめ、さくらんぼの雨よけハウスの倒壊が14棟で99アール、さくらんぼの加温ハウスの半壊が2棟で6アール、ブドウ無加温ハウスの半壊が1棟で15アール、ブドウ棚の半壊が30アール、野菜ハウスの半壊が9棟で22アール、花卉ハウスの全壊が2棟で3アール、水稻育苗ハウスの全壊が1棟で1.7アールなどとなっております。被害面積は176.7アールで、被害金額は資材購入経費として推定では2,208万5千円となっております。

それで、支援策になるわけでございますが、さがえ西村山豪雪対策本部から要望があった樹園地の枝折れ防止等を図るための幹線農道除雪について、1月4日付けの補正で緊急に100万円の予算を組み、農道維持管理団体等が実施する幹線農道の除雪に要する経費の30パーセント相当分を市が補助することといたしまして、1月13日から2月20日までの期間に行う農道の除雪を支援いたしました。その結果、19カ所で総延長約46キロメートルの農道を除雪することができました。

また、県は2月補正を行い、融雪剤の共同購入費に対する補助と3月中に定植する必要がある園芸用ハウスの復旧経費に対する補助につきまして、市町村が補助する場合支援することになっております。具体的に申しあげますと、融雪剤補助としまして市が10アール当たり3袋につき12分の1以上を補助する場合、県が4分の1を補助しまして、園芸用ハウスにつきましては復旧資材について市が10アール当たり6分の1以上を補助する場合には、県が24万円を限度に6分の2の補助を行うことになっております。

さらに、県では新年度予算でさくらんぼの雨よけハウスなどの復旧に要する資材購入費や果樹の補植に要する苗木購入費の補助などに充当するための予算を計上しておりますので、本市におきましても被害状況を見きわめ、予算措置を踏まえながら一体的な支援について検討してまいりたいと考えております。

次に、ポジティブリスト制度についての残留農薬規制制度についてでございます。

これまで国では、厚生労働省が食品衛生法において250農薬と33動物医薬品等について残留基準を設定いたしまして、残留基準を超える農産物は食品衛生法により販売禁止などの措置がとられ、農産物の安全が確保されてきました。

しかし、国際的に使用が認められている農薬の数は約700以上あり、残留農薬基準が設定されていない農薬については、幾ら残留があっても規制できず、食の安全確保上大きな課題となっていました。こうしたことから厚生労働省では、食品衛生法を改正し、残留農薬基準が設定されていない農薬等が一定量、この一定量というのは人の健康を損なう恐れのない量、いわゆる一律基準の0.01ppm、御指摘のとおりでございますが、それを超えて残留する食品の流通を原則禁止するポジティブリスト制度を、平成18年5月29日から施行することになったのでございまして、御案内のとおりでございます。

この制度への対応については、まず農薬使用基準を守ることが大切でございまして、農薬のラベルの記載事項を確認し、適用作物、それから使用量または濃度、使用時期、総使用回数などを遵守していく必要があります。また、散布時は散布する薬剤が周りの圃場に飛散し、他の農作物にかかることのないよう、これまで以上に細心の注意を払うとともに、自分だけの注意で防げない部分があることから、地域や隣の耕作者と一体となって、農薬飛散防止のための協調体制を整えるなどの対策が必要となってくるわけでございます。

さらに、日ごろから農薬の管理というものを徹底し、使用した機械などは洗浄を行い、散布記録を必ず残すなど、農薬の取り扱いには十分な注意が必要となります。

そこで、具体的な対策といたしましては、飛散防止ネットへの助成を検討できないかと、そういう質問でございましたが、風のないときを選んでの散布、作物の近くからの散布、スピードスプレーヤーでの散布は過大な風量を避けて、樹体に到達する程度に調節、散布水量の適切な管理、適切なノズルへの切りかえなどのさまざまな飛散防止対策を講じることが基本と考えております。その上で飛散防止ネット購入助成について強い要望があれば、市としての助成は非常に厳しいこととございますし、勉強させていただきますが、国や県に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、用水路の水質検査についてでございますが、現実的な対応は非常に厳しく、薬剤散布に使用する水については、排水のまじらない用水路からの取水を徹底いたしまして、散布する際も用水へ流れ出さないようにするとともに、容器などの洗浄水についても園地内で処置するなど、十分に注意していただくことがまずは大事なことでと考えております。

次に、市報やホームページを利用したPRでございますが、市におきましては市報での広報はもちろんのこと、JAとの連携によりJA機関紙「あぐりん」などへの掲載とともに、農作物の各部会においても引き続き指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、ポジティブリスト制度施行後の寒河江型農業のあり方の研究、検討についての御質問がありました。

米や果樹を中心に、施設園芸を組み合わせた寒河江型農業が発展してきた現在、本市では農作物の混在や混植が多く見られる実態にございます。こうした中では今回のポジティブリスト制度が導入された後は、農薬の飛散防止にかなり神経質にならざるを得ません。

そこで、将来的には、田、畑、樹園地など、農地形状の問題はありますが、同一作物の団地化などが推進されれば、農薬飛散の問題も一定程度改善される部分があるかと考えております。今後各地区において設立され、あるいはされた農用地利用改善組合での話し合いをもとに、地域内における同一作物の団地化の推進と共同防除体制を検討していくことが大切であると考えております。

次に、商工業振興についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、企業誘致の最近の動向でございますが、平成15年4月に山形県が精密加工分野において高いレベルの技術を有する企業の集積を図るため、超精密技術集積特区の認定を受け、本市もこの特区の区域に含まれております。

また、昨年11月には、山形、岩手の両県知事がトヨタ自動車の東北での自動車増産に合わせ、山形、岩手、宮城、3県が連携して関連産業の育成に取り組むことを表明しております。これらの影響もあってか、本市の工業団地におきましても昨年来、自動車産業の好況さを反映いたしまして、自動車関連の引き合いがございまして、既に自動車部品製造の株式会社フジミが新規に立地しました。また、テ

ーピ工業株式会社におきましても工場の増設が行われております。ほかにも自動車関連の企業が設備投資を行っております。

精密関連では、超小型レンズや薄型テレビのプラズマディスプレイなどの影響を受けて増設されている企業も複数あります。

次に、工業団地の拡張計画でございますが、現在約152ヘクタールの工業団地のうち、分譲可能な区画は国道287号に隣接する2区画、約7.2ヘクタールでございます。分譲率としましては95パーセントとなっております。この2区画についても数社に対し積極的な誘致活動を行っており、感触はよいと思っております。現在の工業団地が完売いたしますと、新たな工業用地の需要にこたえる分譲地がない状況となってきます。

こうしたことから、テーピ工業の南西約22ヘクタールを工業団地として拡張する計画でございます。この計画地につきましては、大部分が農業振興地域の農用地区域でございます。従いまして、本年度竣工した国営寒河江川下流かんがい排水事業の受益地になっております。現在、国等と国営事業の受益地からの除外について内部協議を進めておるところでございます。

また、本市が定めている農用地区域からの除外を行わなければなりません。このため、都市計画の用途地域の中の工業専用地域に指定する予定でございます。用途地域の指定の後に、土地開発公社による事業が着手されるものでございます。すべての手続きが順調に進めば、平成19年度から用地買収ができることとなりますが、前回の工業団地拡張時と同様に一括した買収は行わない予定でございます。企業の進出動向を踏まえ、企業の意向に合わせた買収、造成を行ういわゆる寒河江のオーダーメイド方式で行うよう、土地開発公社に申しあげることにしております。

次には、伝統産業の継承と育成ということでお尋ねがございました。

本市の地場産業としましては、食品、繊維などの産業がありまして、今日まで本市の基軸産業として地域の雇用、経済を支えていただいております。今後ともますますの発展を期待しております。

御質問の草履産業の継承でございますが、かつて日本の草履表は大和表の奈良県、それから伊勢表の三重県、遠州表の静岡県、最上表の山形県が4大産地となっております。山形県の最上表は、寒河江・河北町が主な産地となっております。特に豊国の稲わらを原料にした草履表は全国の6割を生産するなど、農家の副業として現金収入を支え、当地方の経済を担ってまいりました。

昭和30年代に入りまして、ゴム草履が出現し、たちまち普及したことによりまして、草履産業は衰退の一途をたどり、ほとんどの草履製造業者はスリッパ業へ転業する中で、今日草履の製造販売を続けているのは本市の業者1社だけとなっております。御質問にありましたように、草履やわらじのほとんどのシェアを占めるとともに、伝統芸能や時代劇の履き物の需要を支えているところでございます。稲わら草履をつくるためには、材料となる稲わらの確保が必須でございますが、現在のコンバインによる収穫を基本とする稲作においては、丈の長い稲わらを手作業で確保することは無理であるため、草履の主材料はトウモロコシや竹皮を余儀なくされております。

こうした中で、市内の酒造業者が酒造好適米として豊国を復活させました。当地方は銘醸地とされており、その背景にこの豊国の存在と、寒河江川の清流があったと言われております。草履表づくりには最適の品種であり、そして酒造好適米であるこの品種が復活したことで、草履製造業の方の伝統の稲わら草履を何とか残したいという思いを市が酒造会社に伝えまして、これに耕作者の方々や商工

会、JAなどが加わって、平成15年に豊国活用研究会が立ち上げられ、稲わら草履を復活させる活動が始まったところでございます。

ただ、産業として成り立っていくためには、材料となる稲わらの安定確保、草履をつくる人の確保や育成が検討課題となっております。研究会では3年計画でこれらの課題解決に向けて活動中ですが、事業継続に大きな期待を寄せているところであります。農業、酒造業、草履産業の異業種間の結びつきによる豊国草履の復活と、農業と温泉の結びつきによるバラ風呂などは、異業種の融合化による新たな成果として、今後の産業活性化の一つのあり方を示すものと考えております。

次に、他の産業もあわせた地場産業センター構想も視野に入れるべきとの話もございました。

このことにつきましては、第5次振興計画において本市の伝統的な地場産業とすぐれた農産物を生かし、技術や商品、サービスの創出を促進していくことを掲げております。伝統的な地場産業の発展のためには、それを支える技術、技能の継承が大切でございます。草履やわらじづくりにおいては、作製者の高齢化が進んでおりまして、後継者の確保と育成が課題となっております。このことから草履をつくる人の発掘や、草履づくりの技術を伝える講習会の開催、あるいは草履の展示会の開催などに取り組みながら、づくり手を確保していくことが考えられますが、本市としましてもこれらの取り組みを支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 丁寧なる答弁ありがとうございました。

最初の雪害対策ですか、これきのう質問がございました石川議員と椋津議員の後を受けての質問でございました。私、農業面ということで質問をさせていただいたところでした。現在、市でも頑張っ
て対策に取り組んでおられるようでございます。ひとつ農業意欲が減退しないように一層の配慮、支
援をお願いしたいと要望しておきます。

次に、ポジティブリスト制でございますけども、自分だけでこれは防げないということでございま
す。従って、どうしても飛散防止対策が必要かと。ただ、先ほど言ったように気象条件とか、そうい
うふうな大型機械で、なかなか防止ネットだけでは難しいのではないかとというふうなことがあります
ので、これからのことでございますんで、十分ひとつ検討しながら支援をできるような方向でお願い
したいなと思っております。

ただ、ここで一番問題なのが無農薬栽培だということで売り出している農産物でござい
ます。食用菊やツルムラサキ、ブルーベリーなどがあります。空散か何かで飛散する薬剤がちょっとでもかかれ
ばアウトになるということがございます。現実には食用菊などは、そういうことになった経験がござ
いますので、こういうことにもひとつ配慮をお願いしたいと、このように思っておるところでございま
す。農薬が、すべてが悪いというふうな風潮は私は納得できないということもあります。我々食べて
いる農作物は、左に農薬があつて、右に改良があると、そういうふうな両輪でやってきたものでござ
いますので、農業がやりづらくならないように、ひとつPR等お願いをしたいなと思っておるところ
でございます。この辺の、市長、考え方ありましたらひとつお願いをしたいと思います。

余り時間ありませんので、先に進みますけども、企業誘致に関してでございます。工業団地、市
長の思惑どおり企業誘致がなっているのかなと、このように思っておるところでござい
ます。第1次、第2次、今第3次の団地だそうでございますけども、間もなく第3次まで完売するのではないかと、
こう喜んでいるところでございますけども、工業団地を造成するに当たり、これが本市の財政にどの
ように寄与するのかなと、ちょっと担当各課に聞いたことがございます。税収がどの程度上がるかな
ということでございますけども、なかなか計算が複雑で一概に出せないということ
でございました。

だけれども、普通の会社だったならば、何かこういう造成するときに、10年間ぐらいの計画で損益
を計画するわけですよね。過去幾ら前からとって、1次、2次、3次の造成をやってきたとい
うことで、それなりの経済効果とか、費用対効果とか、ちょっとわかりそうな気がしないでもない
でございます。現在わからないというならば、今度第4次造成するわけ
でございますけども、その辺の費用対効果、市税への効果がある程度できるような計算方法の研究などをひとつ
お願いしたいなと思
っているところでございます。市長、何かありましたら、その点に見解をお伺いしたいと思
います。

それから、草履産業のことでございます。豊国研究会今発展中で、その中で伝統技術、とにかくわ
ら草履、わらじなどの技能、技術を伝える研究もやっているということ
でございます。大いに期待し
たいところでございますけども、何せ伝統的なわら草履とかわらじとかという
つくる人は3人だけし
かない。筆頭が99歳、86歳、78歳だそう
でございます。99歳でまだ現役で
ございますので、78歳
の方はまだまだできるのかなとは思
っておりますけども、後継者は何百人とは必要
でござい
ません。ほ

んの何人かで結構でございますけども、より若い人をひとつ発掘していただきたいと思っております。

その草履づくりの1社でございますけども、その中では汎用的なものをつくっているわけです。そういうふうな伝統的なものはとてもとても回らないということで、うちの敷地の中にも工房があれば、大いに協力したいというふうな考えもありますので、ひとつ参考にしながら、その技術を、技能を伝えられるような方法でやっていただきたいなと思っているところでございます。

世界遺産のことでございますけども、一応国でそういう技術は面倒見る、技能は面倒見るということで、その下支えとなるわらじ技術を市で面倒見るというような違いも必要かと、そのように思ったところでした。市長のその辺の見解あれば伺って、第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、ポジティブリストの問題でございますけれども、自分が散布しなかったと思っております。いつの間にか市場に出して検査を受けたところが不適合になったと、こういうことが出てくる場合もあるのかなと、こう思っております。

ですから、先ほど答弁申しあげたように、いわゆる団地化してといいますか、すみ分けして、こちらに消毒したものがかからないようなと、こういうことを考えると、あるいは今度は共同作業でやるとか、こういう方法をとって、お互い迷惑のかからないような消毒のやり方を地元で地域で交流をしていただいて、安全、安心な農産物をつくってもらおうと、こういうことをやっていただきたいものだと思っております。

地域内の農業、今地域集落農業ということで、いろいろ議論されておりますけれども、そういう面との絡み合いというようなものもあるわけでございますから、そういう方向で十分農薬の使用ということにつきましても、そういう分野にも入って検討していただければと、このように思っております。

それから、工場誘致の効果、いろいろこれは多方面にあると思っております。税収の面からいえば固定資産税が上がるのが一つでございますし、あるいはまた雇用が図られるということで市民税ということ、あるいは法人税ということに絡んでくるわけでございますし、そしてまた寒河江の工業団地に勤めてくださる。それが遠くからということじゃなくて、やはり地元寒河江に定住していくと、こういう効果があるわけでございますし、あるいは地元のこれまでの企業、いわゆる物流とか、あるいはその他の産業ということの関連企業をなお伸ばしていくと、発展させるという効果も出てきよいかと思っておりますし、またやっぱりほかから入ってきた企業の方も当然いらっしゃるわけでございますから、そういうことでの物的交流のみならず人的な交流ということになりますと、おのずからそこが宿泊を伴うとか、あるいは観光産業等に結びつくと、こういうことになりまして、数えられない、目に見えないような効果というものを及ぼしているだろうと私は思っております。

実際、寒河江の元気というようなものもそういう工業団地が盛んになったということが大きな要因の一つであろうかなと、このように思っております。これからもそれに十分留意して企業の誘致、進出が可能になるように努めてまいりたいなと、このように思っております。

それから、草履表を例に出してのお話でございますけれども、やはり異業種間の交流ということで、新しい産業を興すということが私は必要だなと、こう思って、今回の草履表、それから農業、それから醸造と、こういう3者の結合というものを考えて、そして研究会というのが発足しておるわけでございますけれども、こういう異業種間の交流、連携によるところの新しい産業というものは、そのほかにもいろいろ私は、ここで申しあげませんが、考えられるものだろうと、このように思っております。

そういうことで、これからの新しい産業というものを興していくということが、私は求められるのじゃなからうかなと。ただ単に異業種間の交流とか言っていないで、具体的なもの一つ一つをつくり上げて、またそれにかかわる人の育成ということも十分力を入れてまいるのが私たちの、あるいは商工観光関係の方々との提携によってやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 鴨田俊廣議員。

○鴨田俊廣議員 ありがとうございます。さまざまに寒河江の活性化のためにやれることはいろんなことをやって、そしてより豊かな寒河江ということで、市長にはお願いしたいと思っております。

最後に、なぜ伝統産業が私は保存に必要なのかなと、こう思っているわけは、あれは新聞に物づくりということで記事が出たところでした。自動車産業のメッカである静岡、愛知、あと三重ですか、横の流れでして、縦のあれは愛知と岐阜と富山ですか。今現在の一番栄えている物づくりの地帯だそうでございます。

新しい自動車産業、ロボット産業があるわけで、そこに何があるかという、カラクリ人形がある。カラクリ人形で、技術的に1工程に2回するところ1工程に4回もできるような構造もあると、その返答を与えてくれたと。我々が今現在忘れていた、忘れられた、そういう技術がそこに埋もれているんだそうでございます。従いまして、たかだかわらじづくりとか、草履づくりでしょうけども、その技術の中にひょっとしたらこれらに通じる技術があるんじゃないかなと、また寒河江の中にそういうふうなものを発見できる伝統的技術があるんじゃないのかなと、このように思ったところでした。

従って、そういうふうな包括的な伝統の支援センターみたいなものがあつたらいいなということで提案したところでした。ひとつこれそういうふうな愛知、岐阜あたりに倣って、ここも物づくりの盛んな場所に位置づけられるようなまち寒河江、そういうような地区になってほしいという思いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。市長、何かありましたらお願いします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 そういう有形の物づくり、あるいは無形文化財のものを育成するということは非常に大切なことでございますし、難しいことだなと、こう思います。

それをすぐ、そういうセンターづくり、箱物づくりと、こういうことに結びつけることは、現行非常に厳しくなっておりますから、やはりあらゆる場所を利用して、市内だってそういう場所ないわけじゃありませんから、そういう場所を活用して、そしてその中でこれこれの伝統工芸、伝統産物あるいは無形の技能というようなものを生かしていくということは非常に大切なことでございますし、これがやっぱり地域文化をはぐくむことになりまして、あるいは地域産業を発展するものになると思いますので、そういうソフト的なものでの活動というものをこれからも、1問でも申しあげましたけれども、その方向で取り組んでまいりたいと思っています。

松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号10番、11番、12番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。私は、日本共産党と通告した内容に深い関心を寄せている多くの市民を代表して、市長並びに教育委員長に質問いたします。

最初に、通告番号10番、寒河江市の農業振興にかかわる農産物の安全安心対策について市長の考え方を伺います。

農業の後継者不足に加え、家族型農業が国の施策で破壊され続けており、農地の管理放棄が急速に増加したことで、農業を営む環境が日々深刻化しています。この社会的条件が変化したことで、農家は大型機械導入や農薬の空中散布をはじめ、肥料、農薬はできるだけ効果と持続性を兼ね備えた商品を求めてきています。

そのために、西村山地域ではありませんでしたが、発がん性があるために販売が禁止されているにもかかわらず、無登録農薬を購入し、使用する例などもあり、加えて輸入野菜に高濃度の農薬残留が確認されるなど、食の安全性を揺るがす問題や農産物の偽装表示などが次々と起きています。消費者はだれを信頼し、何を食べてらいいのか。食の安全や表示に対する消費者の不信感や怒りは頂点に達していると言っても過言ではありません。

このような現状を考える緊急な対策として、間もなくポジティブリスト制度が施行されることになりましたが、市長は市政運営の要旨の中で、安全防除指導や安全確認の徹底、広報宣伝活動など、安全安心な農産物産地として取り組みを継続していくと述べています。しかし、ポジティブリスト制度は、あらゆる食品に対して残留農薬の基準設定であり、行政は危機意識を持ってこれらに対処すべきであります。

そこで伺いますが、農産物の防除暦の統一と出荷前の残留農薬の事前分析で、集団構成員の5パーセントを目安に検査となっていますが、さらに安全なものを出荷するために、分析の強化策も検討すべきと考えます。また、直接販売、直売所へのお荷の事前分析の指導は、どのように取り組むのかお伺いいたします。

次に、寒河江型農業は使用する農薬成分数を減らし、環境に優しい農産物の安定生産と安全安心、それに健康をキーワードにした農産物の産地化を目指すべきです。これまでもJAを中心として減農薬の取り組みも行われていますが、新たな目標を定め、減農薬推進計画を策定し、農家自身ができるだけ農薬を抑える方向に施策を転換していくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、17年度産米出荷の等級内訳実績、2月2日現在のJA資料によると、西村山全体で1等米の比率は80.2パーセントで、前年度比9.7パーセントも品質が低下しています。この主な原因は、異常に発生したカメムシによる品質低下であります。これらの要因は、コスト削減を図る目的から航空防除に依存し、地域別の適期防除、適正農薬への指導の悪さを指摘する声もあります。

また、規模拡大と複合経営などで管理不足、それに耕地の管理放棄により病害虫の発生を増加させてきたことにあります。今後生産農家は伝染源をなくすこと、病害虫発生で過剰防除とならないように対策が必要です。対策として、病害虫、雑草の発生増加を抑えるための適切な手段とルールをつく

り、周知させること。また、総合的病害虫、雑草管理の実践となるIPM手法を取り入れ、指導に当たるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号11番、中心市街地活性化センター、フローラSAGAEの活用について。

中心商店街の空洞化が言われて久しく、郊外の大型店に奪われてしまった買い物客を取り戻すために、寒河江市としてさまざまな対策を講じてきました。その一つとして、市は平成12年度に国の補助制度を活用し、寒河江ショッピングセンター（PAO2丁目）の空きビルを購入しました。その直後にショッピングセンターの活用策が検討され、設計を依頼し、間仕切りや改装工事を行い、中心市街地活性化センター、フローラSAGAEとして再生し、行政自ら中心市街地での商工部門の活性化を図る目的でリードしてきました。同ビルの再生から5年が経過し、その原点に戻って、同ビルが中心市街地の活性化に役立つ内容になっているのか、利用者の声を踏まえて改めて検討し、さらににぎわいとなるよう機能の充実を図るべきと考えます。

一つに、市の本町駐車場は、同施設利用者にとってふだんでも駐車スペースが少ないなどの苦情も多く、加えて冬期間は除雪が徹底されないために、さらに駐車スペースが減少し、買い物客が引き返すこともしばしば見受けられます。今年度の教訓を踏まえ、来年度以降の除雪、排雪の対応について伺います。

さらに、車の接触などの事故防止のために、駐車場敷地のライン整備を実施すべきと考えますが、これらの対策についてどう取り組むかお伺いいたします。

次に、芸術文化活動の発展のために設けられた交流促進施設について。

交流促進施設は、絵画、書道、趣味のサークルなど、団体から個人の文化活動での作品を展示する会場として活用されてきました。さらに充実を図るために、芸術文化活動で市民が運営、準備にどんな障害があるか、また展示品を鑑賞するには問題はないかなど、関係者の意見をくみ取り、文化活動の環境を整えていくべきです。課題としてギャラリーホールの照明の不備で、作品が大変見えにくいことが関係者から指摘をされています。展示物の形状、色を正しく本来の姿で鑑賞できるように、照明機器機能の充実。

2点目、現在イベント広場などで使用する展示パネルは、多目的に利用するに会場設営の負担や作品の大型化で不安定、また高さが低いために鑑賞しづらいなどの意見もあります。対策として間仕切りも可能なスライド式大型展示パネルの新設、さらに落ちついた雰囲気にするためにBGMなどの活用も含め、検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、現在ギャラリー室の展示更新は年2回程度となっているために、鑑賞する方も少なく、新たに企画を検討すべき時期に来ていると考えます。対応として、市が所有している美術品等を活用し、企画展を定期に開催するなどの取り組み、そのために美術品の収蔵庫を同ビルに備え、展示しやすい環境を整えていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

通告番号12番、児童生徒の遠距離通学対策と援助について。

この問題は、平成11年6月議会でも取り上げています。現在通学のために路線バス利用児童数は、白岩小学校で25名、中部小学校4名で、田代9名、幸生7名は、陵西中学校へ無料でスクールバス通学となっています。これらの利用の経過はそれぞれありますが、問題は路線バス利用の父母負担の軽減対策です。利用地域の通学路は、道路として随一の幹線道路のみで交通量も多いこと。歩道は狭く、冬期間は除雪も行われず、バス通学を余儀なくされている状況であります。義務教育であるにもかか

ならず、バス代が年間4万円前後の負担となることで、父兄から負担の軽減対策を講じてほしいとの声が上がっております。

これらの対策として、他市町村は国の補助事業を活用するなど、さらにバス通学児童定期代金等助成交付要綱を独自に設け、保護者負担の軽減に努めています。その理由は、義務教育において交通機関を利用しなければ通学が困難な場合、他の児童との公平性を保つため、行政が児童生徒の通学の確保を図る必要があるとして対策を講じています。このような実態を踏まえ、寒河江市として通学距離が満たないから、国の補助が受けられないからなどの理由で一方向的に拒否、放置せずに対策を検討すべきです。

そこで、伺いますが、義務教育の中で過重負担となっているバス定期代をどのように軽減を図っていくのか、具体的な対策について教育委員長に見解を伺いたいと思います。

次に、児童の低学年の通学対策について伺います。

小規模小学校では急速な少子化が進み、これまで行われてきた縦割りの集団登下校が困難な地域や、町会によっては単身で2キロも通学する児童も出てきています。そのため家族は交通事故や、冬期間などはなだれや屋根からの雪の落下などの災害に巻き込まれるなどの不安を抱えています。このような状況の中で、路線バス通学や父母の自家用車での送迎などを検討している方もいます。これらの対応と今後の取り組みをどうするのか伺いたいと思います。

また、児童の登下校はどこまで自由選択が可能なのか、これについて見解を伺い、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず最初に、農産物の防除暦等々についての問題でございます。

農産物の安全安心対策につきましては、関係団体等が一体となって農産物の安全性を確保するため、農薬の適正使用、栽培履歴の記帳、それから出荷前の残留農薬分析といった対策に産地を挙げて取り組んできたところでございます。

また、安全安心米、直播栽培、エコファーマー、堆肥による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減を一体的に行う農業者のことでございますが、エコファーマーへの取り組みを推進いたしまして、環境保全型の農業に取り組んでいるところでございます。しかし、農作物の栽培においては、すべて無農薬、減農薬栽培とはいかないのが現実でございます。農薬の使用については安全性の確保や適正使用に十分留意していただき、農薬使用の低減に努めているところであります。

御質問の主な農産物の病害虫の防除については、少量でより高い効果が得られる散布適期や使用農薬の調整を図るため、1市4町、JA、西村山農業技術普及課によるさがえ西村山農産物安全安心対策推進会議、それからJAの水稻部会、果樹振興協会、野菜振興協会等が一体となって、標準防除暦を作成し、農薬等の適正使用を推進しているところでございます。御案内かと思えます。特に18年度から御指摘のポジティブリスト制度が導入されることから、その制度について周知を図るために、その内容を記載し、防除暦についても内容の見直しを行い、農家に配布し、PRを図るとともに、また主な農産物についての事前分析についても、品目ごとに出荷組織や出荷団体が出荷前にサンプル検査を行い、平成17年度から制度化されたやまがた農産物安全・安心取組認証制度というものを受けまして、安全性の確保に努めるよう指導しているところでございます。

また、個人的に直売所に出荷している農産物の指導でございますが、にしむらやま直売組織連絡協議会というものがございまして、これらと連携を図りながら、事前検査を受けているところでございます。市場に出荷している農産物につきましては、市場ごとに集団を形成し、事前検査を行っているところでございます。

次に、新たに目標を定める減農薬推進計画を策定し、農家自身ができるだけ農薬を抑える方向に施策を転換していくべきじゃないかという御意見が述べられました。これまで減農薬及び環境保全型の農業の推進については、国、県の施策として実施されてきており、本市におきましても関係団体と連携を図りながら、施策のPRや推進に努めてきたところであります。

具体的な取り組みといたしましては、寒河江市水田農業ビジョンにおいてトレーサビリティシステムの構築と、減農薬米のための土づくり安心米の生産拡大を目指しておりまして、さらに果樹、野菜等の施設栽培におきましては、エコファーマーの育成によりまして、一層消費者ニーズに合った安全安心な農作物の生産を目指しております。今後も関係機関及び生産団体と連携をしながら、適正な農薬の使用と減農薬の環境保全型農業への取り組みをさらに推進してまいりたいと考えておりますので、現在のところ新たな減農薬推進計画の策定というものは考えてはおりません。

それから、航空防除依存などによると思われるところのカメムシの異常発生と、そして耕作放棄地や管理放棄園地からの病害虫発生の対策についてでございます。

一つ目が、農地の管理を放棄する場合、周辺に被害と迷惑をかけないルールを策定し、周知させることについてでございますが、カメムシの異常発生は管理が行われていない農道や畦畔などが発生源と考えられることから、カメムシの防除対策としましては、農道、畦畔等の草刈りの徹底により生息場所をなくすことや、それから農薬散布による一斉防除が効果的とされており、やまがたこだわり安心米推進運動村山地域実践本部では、数回にわたる生息調査を実施し、稲作だよりなどで情報を随時提供しながら、一斉草刈りウィークの設定や地域ぐるみの防除を呼びかけしているところでございます。

また、耕作放棄地の解消についても病虫害予防に大きな効果があるものと考えられますので、現在各地区に立ち上げようとしている、または立ち上げた農用地利用改善組合の十分な話し合いをもとに、耕作放棄地が出ないように農用地の利用集積を地域ぐるみで図っていくことが大切だと考えております。このため地域ぐるみでの話し合いの中で、耕作放棄地を出さない方策を講じていくことがまずは大事であると考えております。

それから、総合的病虫害、雑草管理、いわゆるIPM手法を取り入れ、実践できるよう指導に当たるべきというようなことでございますが、御指摘のように天敵に優しい殺虫剤や殺菌剤を使いながら、害虫の天敵である寄生蜂などの有用昆虫を温存し、作物の品質、収量を安定させる総合防除、いわゆるIPMの手法、それから病虫害の発生しにくい栽培体系や圃場条件、在来天敵が活動しやすい圃場環境づくりなどを展開していくことも、これからの減農薬による安全安心な農産物の生産に向けた課題の一つであると考えております。今後関係団体及び地域と連携しながら、体制づくりについて詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、中心市街地活性化センター、フローラの活性化について御質問がございました。

まず、本町駐車場の排雪の問題でございますが、除雪の回数が増えれば、当然駐車場の一角に押し当たったところの雪の量もふえて、駐車スペースが少なくなることから、雪の状況、雪のたまりぐあいを見ながら、1月12日に本町駐車場と駅前3カ所の駐車場の排雪を行い、駐車スペースを確保してきたところでございます。

なお、市の施設としましては、市役所、文化センター、図書館、病院にも駐車場がありますが、お客様の駐車スペースを確保するため、本町駐車場と駅前駐車場のみの排雪を行ったところでございます。

次に、駐車場ライン整備につきましては、平成18年度に整備を行うべく18年度の予算に計上しているところでございます。

それから、フローラ3階のフロアの利活用に関する御質問がありました。

まず、ギャラリーホールの照明のことについての御質問でございますが、このギャラリーホールは、ガラスの展示ケースとパネルを設置する展示フロアからなっていますが、特にガラスの展示ケースは、作品に対するとおりの盗難や損傷から守るために設置したものであり、また展示フロアには横引きパイプシャッターを設置いたしまして、閉館後の盗難等への対策を講じております。このガラスの展示ケースに展示フロアの天井照明と隣接するイベント広場の天井照明が反射して、ガラスケース内の展示作品が見にくい状況となることから、その対策として展示フロアの天井照明を消灯することとイベント広場の天井照明を遮るために、ギャラリーホールに沿ってカーテンを設置するなどの対応を行っているところでございます。このカーテンを活用することにより、照明の反射は起こりません。せつ

かく設備したものでありますので、これを利用していただきたいと思います。

それから、イベント広場の展示パネルのことでございます。展示用のパネルとしまして穴あきパネルが60枚、布パネルが40枚の計100枚を備えつけております。そして、絵画や書などの作品展示に利用しておるわけでございます。このイベント広場は作品展示だけでなく、各種のイベントなどを開催するための広場であります。作品の展示にはギャラリーホールを利用することもできるわけですので、イベント広場で作品を展示する場合には、今の展示用パネルの設備で十分と思っております。

また、BGMの活用についてでございますが、現在のシステムでは3階フロア全体に音が流れるようになっておまして、他の各種教室への影響から流すことができないようになっております。3階の各部屋ごとに対応できるシステムがあるのかどうか検討してまいります。

それから、ギャラリー室での企画展のことでございます。このギャラリー室では、常設展のほか定期的に企画展を行っております。今後もこれまで同様、この常設展に企画展を取り入れた形で展示していきたいと考えております。

また、美術品の収蔵庫をフロアに設置してはどうかということでございますが、美術品の管理には警備上の問題はもちろん、照明、温度、湿度、殺菌等も考慮しなければならず、フロア内に適当な場所はありません。また、フロア内に新しく収蔵庫を設置することも困難でございます。

私からの答弁は以上でございます。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 児童生徒の遠距離通学対策と援助についてお答えいたします。

御案内のとおり本市においては、陵西中学校区の幸生、田代地区を除いては徒歩あるいは自転車で通学ができるよう、通学区域を設定しているところです。現在路線バスを利用して通学している児童は、白岩小学校の宮内地区と上野地区及び寒河江中部小学校の洲崎地区などであります。

御質問の路線バスを利用して通学している児童生徒について、どのように保護者負担の軽減を図っていくのかということでもありますけれども、市全体を見ても、市全体を見ても、通学距離が宮内地区や上野地区と同じくらいか、あるいはもっと遠い地区にあっても、路線バス等が通っていないために、徒歩で通学している児童生徒もおります。このような状況の中で、路線バスを利用できる児童生徒にだけ補助をするということは、公平性という点で非常に難しいと考えております。

次に、低学年児童の通学対策についてお答え申し上げます。

現在、小学校においては登校時は縦割りの通学班を編成し、集団で登校していますが、下校時には授業の終了時間が学年によってまちまちであることから、学年ごとの下校となっています。このため、各学校では帰宅方向が同じ児童はできるだけまとまって帰るよう指導をしているところです。その際交通ルールの遵守はもとより、さまざまな危険から自分の身を守れるよう、日ごろから指導しております。

また、保護者や地域と連携しながら、危険箇所の把握や改善、見守りなど、学校と地域・行政が一体となって児童生徒の安全確保に努めているところです。いろいろな事情で保護者から交通機関を利用させたいとか、自家用車で送迎したいなどの要望があった場合は、現在各学校で実施しております集団登校の持つ意義もございまして、御理解をいただけるよう努力を重ねた上で、なお保護者の意向というものを尊重するよう努めてまいりたい。このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時20分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。松田 孝議員。

○松田 孝議員 第1問に答弁いただきまして、ありがとうございます。

早速2問に入りますけども、減農薬に対しての寒河江市の考え方が、やはり今鴨田議員の中でもありましたけども、農用地利用組合とか、あと集団営農の集団で取り組む体制に移行してというか、丸投げするような感じで、非常に危険だなと思っております。これは、寒河江市としてやっぱり指導する立場であるんですから、もう少し真剣に受けとめて減農薬対策を検討すべきだと思います。

確かにJAなどでも取り組んでおりますけども、なかなか安心米などの状況を見ましても、今実施している農家が6割ぐらいで、全体に広がっていない状況もあります。ですから、この辺の徹底をしないとなかなか計画をして推進していく方向性を持たないと、私は無理だと思います。地域で対処してくれというと、地域が逆に崩壊しますよ、これ集団営農で。与えられた課題ばかり多くて、こうすればこうまとまっていくかという問題でなくて、課題でみんなパンクするような状況になります。確かに集団化も必要ですけども、そういう体制の中でやっぱり話し合いの場として行政がもう少し指導力を発揮してもらわないと、この問題は解決しないと私思っております。ですから、この辺についてもう少し真剣に受けとめていただきたいので、もう一回見解を伺いたいと思います。

それから、飛散の問題の提起も鴨田議員からありましたけども、結局防護ネットで対応できる場所であればいいけども、農産物については本当に近くで、片方は出荷、片方は生育状況で、非常にアンバランスな状況もいろんな問題あります。ですから、これに対しても具体的にすみ分けですか、区分をしていく方向性をきちっと明確にさせていただいて、広報、宣伝をしてもらいたいと思います。補助金だの防護ネットだのという対策は一つはありますけども、大枠でくくるんでなくて、やっぱり小規模農家あたりも対象にするような施策的な展開も私は必要だと思います。この辺についてもひとつ見解をお伺いしたいと思います。

次に、フローラの活性化についてですけども、これも非常に考え方が現状のままというんですか、現状整備なっているから、ある程度いいという感じで結論が出ていなかったですね、除雪の問題も。これふだん商業者は、駐車場を確実に確保して集客を見込むように努力しているんです。それが寒河江市の場合だと、市の駐車場だからということがあるかどうか、商店街の活性化として設けられた施設ですから、十分なやっぱり除雪体制をしてもらわないと、今の状況ではもう半分ぐらいしか駐車できない状況であります。特に今年初めてですけども、あの場所で初市を実施して、そして駐車場がかなり狭くなったんです。一方、華やかな雰囲気はあるんですけども、いざ買い物に入ろうとすると入れない状態で、ですからそういう企画があれば、もう少し徹底した除雪、排雪をして、そういう事業に取り組むべきだと、活用するべきだと私は思います。ですから、この辺についてももう少し、寒河江市としてあの場所を買って活性化するのであれば、もっと環境を整えていただきたいと、こう思います。

ラインの方は、今年度の予算で何とか対処するということですけども、あとイベント広場関係とかギャラリーホールの関係ですけども、非常に行っても暗い環境で、本来ならば交流促進の場であるんですから、お互いに行って作品の展示者と交流して、いろんな話ができればなという思いで行く人もいるし、ただ見て一遍に帰っていく人もいろいろおりますけども、もう少し環境を整えてもらえば、まだまだお客さんが鑑賞に行けるような状況をつくれなかなと思っております。

作品もある程度、今の現状見ますと単なる穴埋めに使っているようなところも見受けられます。単なる長期的に確保して、間をあけないように努力の姿はありますけども、余り展示が長過ぎると、ほとんどお客さんが行かなくなります、幾ら企画展だって掲示していても。ですから、ローテーションをもう少し工夫するような方向づけを検討していただきたいと思います。

ところで、この活性化センターという名目で各市町村でいろんなイベントに取り組んでおります。そして、展示などもいろんな形でやっております。ですから、こういう方々と共同で貸し借りのできるような制度を設定してもらって、そしてローテーションを組んで、その対策に取り組んでいただきたいと思いますが、この辺も非常に寒河江市としてばかりでなくて、全体として考えなくちゃならない課題だと思いますけども、この辺なども活性化の一つの提案だと思いますけども、この辺についてお伺いしたいと思います。

あと、展示室の照明とか間仕切り、整備はなっておりますけども、実際照明を暗くして鑑賞するというのは本来の姿ではないと思います、私は。絵を描くといったってやっぱり日中の明るいときに描くんですから、その色彩感覚というのを見に行くわけですから、実際はやはり照明暗くしたり、あと室内を暗くしたりして、カーテンで仕切ったり、そういうことではないと思うんです。明るい感覚で鑑賞できるような工夫をしていただきたいということで、私はこの辺の問題を取り上げたんです。

ですから、ギャラリーホールだけでなく、イベント広場をうまく活用する方法としてスライド式の展示パネルの案も提示したんですけども、全体としてあの場所を活用する工夫をもう少し徹底的に計画していただきたいと思います。

企画展なども、少し検討する意向打診しましたけども、もっともっとやっぱりあそこの場所を活用する具体的な対策も検討すべきだと思います。二、三日前に米沢市の児童が学芸員として5回ぐらい講習を受けて、そして自分たちで企画展を展開して、市の保存物を展示したというような話題になっておりますけども、ですからそういう形に社会教育の中、あるいは学校の教育の中の一環としても、こういう最大限活用するような取り組みをしていただきたいと思いますが、その辺について御見解を伺いたいと思います。

あと、教育委員会ですけども、やはりこの問題はこれまでと全く変わらないんです。11年6月議会での答弁と全く変わりません。住民が求めていることに対して、もう少し教育者として考えていくべきこともあるのではないかと思います。

結局、ほかの自治体の取り組みなども見てみますけども、ちょうど尾花沢市で今やっている現状見ますと、距離が小学生4キロ、中学生が6キロ、こういう国の基準、マニュアルですけども、これに当てはまらない児童に対してどういう対策をとっているかといいますと、一つの集落をおおむね4キロ以上と限定して、このおおむねという言葉が非常に大切なんだなという、見てしたんですけども、その集落が4キロ満たなくとも、その対策をとっている。特に尾花沢市あたりはいろんな事情があって、いろんな対策をとっているんですけども、低学年に対しても別に2キロとか3キロを基準にして対策をとっているんです。そして、安全に登校できるような制度をやっております。

ですから、寒河江市でも4キロに満たないからということだけでなく、そして特別な地域と限定することも必要なんではないかなと思っております。これまで白岩地区の上野、宮内地区はもう古い歴史があるんです、これ通学は。その通学をやっている以上、教育委員会としてこの対策をやっぱり検討していく時期だと思うんですけども、一向に意思がないということで、大変私は教育受ける機会均等

の中で果たしていいのかなと思いますけども、もう少し、全額と言わなくとも少し補助を出すような対策もひとつ検討すべきだと思います。

そして、距離の問題ですけども、これはバス停の結局距離か、それとも学校の正門から自宅まで、そういうくくりになっているのか。前回の中でもありましたけども、教育委員会でもはかったんですね、宮内地区は3.1キロとか。これの基準が明確でないんですけども、本来校門から自宅までという位置づけに私はなると思うんですけども、この辺についての状況をお伺いしたいと思います。

あと、路線バスでの通学の自由選択については、考え方でできるというような内容になりますけども、実際低学年が今非常に、特に小学1年生の子を持つ親が非常に心配して、学校にも相談に行きましたけども、なかなか結論出ないということで、やはりこの対策なども具体的にこういう地域に対して何らかの配慮も、これから少子化対策の一つとして、対策も講じていかなければならないと思っております。

ですから、こういう形のところをある程度スクールバスの配車するなど、それなりの対策も私は必要だと思っております。ですから、この辺についても今後検討課題と思いますけども、この辺についての考え方を伺いたしたいと思います。第2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 農薬の問題でございますが、行政で行政でと、こうおっしゃいますけれども、これは行政だけでできるものじゃございませんから、やっぱり行政、あるいはＪＡ、あるいは各地域におけるところの組合等がありますから、これらが一体となって進むべきだと私は思っております。

特に現在、農村社会の連携の中で実態として取り組まなくちゃならない、いわゆる農用地の集積とか、あるいは共同作業とかということになりますれば、これはやっぱり地域の中で期待しておるわけでございますから、行政の指導、行政の指導というのは今はもう余りにも現行の農業等を見渡した場合に、やっぱり団体の農家の方々と連携し合って、それぞれの農家の力を発揮してもらおうということの方が、私は必要でないかなと、このように思っております。

それから、飛散防止の話でございますけれども、ＰＲ、ＰＲと、こう言いますけれども、ＰＲは先ほども申しあげたようにやっておるわけございまして、その上に立ってネットというような話が出てくるわけございまして、これからすみ分けするためにネット張るのを援助したらというようなことは非常に難しいと思いますし、農家自体だって、これは楽じゃないなと、このように思います。

ですから、先ほど申しあげたように、難しい問題だな、厳しいことだなと、こう言っているわけでございますので、ならば何をするかということでの対応ということは、やっぱり隣近所での境界を境にしているところの農家たちのお互いの協力、連携というものを持っていかなければ、これからは非常に難しいと。あるいは、共同することもあるかと思えますけれど、そういう方向というのは私は大事じゃないかなと、このように思っております。

それから、フローラの話でございますけれども、そもそもあそこは活性化センターでございまして、ショッピングセンターもございまして、あるいは娯楽施設もありますし、体験教室もありますし、お年寄りから子供まで楽しむ場所もいろいろあるわけございまして、そして中心市街地に人を呼び込むと、こういう中でいわゆる生涯教育といえますか、そういう場所もギャラリーという形であるわけでございます。

寒河江では、御案内のように市民文化センターにロビーとしてのギャラリーのようなものはあったわけでございますけれども、それ以上のものはありませんで、美術館があれば美術館に越したことはないわけでございますけれども、美術館があるわけじゃございませんから、そういう機能というものも果たしていこうということでギャラリーを設けておるわけでございます。

ですけれども、ギャラリーあるいは展示するにふさわしいような施設整備ということは、まずは施したつもりでございますが、まだまだ御不満の点もあろうかなとは思いますが、フローラＳＡＧＡＥなりに活用できるようなことをやっておるわけございまして、あそこを利用してくださる方は非常にいいと。パネルもできたしとか、あるいは先ほどチェーンといいますが、鉄の網というようなことで防犯にも十分考慮したわけございまして、あるいはカーテンも備えつけてあるわけございまして、利用する方はカーテンなどもうまく利用して、照明灯を十分効果あらしめるようなことをしていただきたいもんだと、このように思っております。

それから、展示のローテーションですか、こういうこともいろいろ考えておるわけございまして、各種団体に呼びかけたりして、活用する場の年間を通してなり、あるいは季節を通してやるということでございます。

ほかの美術館との交流ということになりますと、これはかなり私は難しいんじゃないかなと、こう思っております。やっぱり先ほども申しあげましたように、美術品というものを持ってきますと、これは盗難防止やら破損ということまで考えていきますと、大変な神経の要ることでございます。あそこに先ほども申した鉄柵と申しますか、それをつくりましたから、少しはましだけれども、非常に神経を使うというようなことでございますし、簡単に貸し借りと言われますと、保証金とか、移動の問題とか、いろいろありまして、簡単にはいかない。やはり市内の方々の作品を陳列して、お互いに市民で見てもらおうということ、あるいは市外の方々にもいらしてくださるといことが今の形かなと、このように思っております。

これから、うちの方でも商工観光課が4月1日から、あそこに事務室を設けることとしているわけでございますから、これまで以上に現場に行って出払っての指導なり、あるいは商工団体との連携、あるいは展示しようとするところの個人・団体との連携というものがますます私は深まっていくし、にぎやかにしていくし、これまで以上のものを展示したり、あるいは鑑賞できる場としての備えというようなサービスもできるのではないかなと、そうしてもらいたいものだなと、このように思っております。

以上です。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 今、個々の児童生徒の通学の状況やスクールバス運行上の実態等も踏まえたことだというふうに思いますので、担当の方から答えさせます。よろしくお願いします。(終了の合図)

○新宮征一議長 学校教育課長。簡潔にお願いします。

○菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

まず、通学距離の基準ですが、学校の校門から自宅までというふうになっております。現在のところ一番遠い子供さんは宮内地区ではなくて、高松小の上谷沢地区の子供さんになって、3.6キロというのが一番遠い地区のようです。

なお、宮内地区や上野地区、それから洲崎地区と同程度の地区が寒河江市内に9地区ほどございます。ですので、先ほど教育委員長が申しあげたとおり、宮内、上野地区と洲崎地区の児童だけに補助とかスクールバスを活用することは、均衡を欠くのではないかなというふうに考えているところでございます。

なお、低学年の安全確保につきましては、地域保護者と一体となって、今後考えていきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員の質問

○新宮征一議長 通告番号13番、14番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題についてお伺いいたしますので、御答弁をよろしくお伺いいたします。

通告番号13番、少子化対策についてお伺いいたします。

昨年末に発表された2005年国勢調査の人口速報によりますと、日本の総人口は前年比1万5,000人減で、国勢調査が始まった1920年以来初めて減少に転じたわけです。政府の予測より2年早く、日本はいよいよ人口減社会に突入したことになります。

子供が生まれない原因としては、晩婚化や非婚化、教育費の高騰、仕事を生きがいとする女性の増大、子供の養育に縛られたくない自分中心の生き方の広がりなど、いろいろ挙げられるわけですが、それだけでしょうか。そうではなく、一言で言えば子供を産み育てる世代の日本の将来に対する不安や不信のあらわれではないかと感じております。地方では余り感じてはいないのに、ようやく景気が回復しつつあると最近よく言われますが、やはり最大の課題は日本の進むべき道、はっきりした方向性が国からも経済界からも示されないことなども一つの原因ではないかと思われまます。

少子高齢化とよく言われますが、ある資料などを見ると、少子化対策先進国である北欧諸国では、国内総生産の約3ないし4パーセントに当たる多額の予算を子供向けに充てているのに対し、日本は0.4から0.5パーセント程度の予算しかありません。社会保障給付費の面でも、日本は高齢者向けに偏っており、高齢者一人当たりの支出にすると約270万円ですが、子供一人当たりにすると17万円と少額であり、その対比はわずか6.3パーセントにすぎません。子育て世代に対し未来への不安を払拭することももちろん大切ですが、経済的支援と仕事と子育ての両立できる環境整備も整え、給付をもっと手厚くしていく抜本的な保育政策も必要ではないかと思われまます。

本市においても、第5次振興計画の基本計画の中にありますが、子供を安心して産み育てられる地域社会の創造を基本理念に、子供たちと子育て家庭の幸せを願い、少子化対策を一層推進してまいりますとあります。本市における10年前と本年度の児童数を比較してみました。まず、小学校の児童数ですが、11校の合計で平成7年度が3,248名でしたが、平成17年度、いわゆる本年度ですが、2,589名で10年前の79.7パーセント、659名の減です。中学校は3校で、平成7年度が1,719名で、本年度が1,421名で82.6パーセント、298名の減です。もちろん地域によって格差はありますが、合計で児童数が957名も減っており、間違いなく一校もふえておりませんし、私も議員になり初めてこの深刻さを感じているところです。

この4月からは児童手当制度も一部変わり、改正前は支給対象年齢も0歳から小学校3年まででしたが、それが小学校修了の6年までとなり、支給対象の所得制限が夫婦と児童2人の世帯の場合、780万円であったのが860万円までと拡大になります。費用負担も今までですと国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1であったのが逆転し、国、県、市がそれぞれ3分の1負担に変更になるわけです。

そこで、2点についてお伺いいたします。一つ目は、対象人数が改正前と改正後でどれくらい違うのか。児童手当制度が本市においても県とともに、地方の3分の1の負担分が出てくるわけですので、

その改定分だけで新年度からどの程度の財政負担になるのか。

また、二つ目は、厳しい財政環境の中で国、県の補助制度がなく、本市単独事業として実施している少子化対策の現況と、今後に向け策定している寒河江型子育て対策というのがあればお聞きしたいと思います。

次に、育児休業制度についてお伺いいたします。

平成17年4月より、次世代育成支援法の中に301人以上の従業員がいる企業は子育て支援計画をつくるのが義務づけられました。厚生労働省の指導によると、産休産後の現職への復帰、短時間勤務制度の導入などを目的として盛り込まれ、支援計画制度の導入をした事業所数は多いのですが、現実とのギャップが結構大きいようです。やはり日本では長い間保育は福祉であると位置づけられ、子供は家庭で育てるのが当然とされた時代の名残であります。

しかし、このように人口減が深刻になってくると、専業主婦という存在を前提としたその働き方を根本的に変えるということが必要かと思えます。出産を機会に女性の7割の方が離職するとの統計は、仕事と育児の両立がいかに難しいかのあかしであると思えます。しかも、一たん職場を離れると、再就職の壁が立ちだかる現況が女性社員を産まない選択に駆り立てているのではないのでしょうか。そして、妊娠中や産後1年以内の解雇は、妊娠出産が理由ではないことを事業主が証明しない限り無効とする男女雇用均等法改正案を、今国会に提出しているようですが、ちょっと遅過ぎるかなという感は否めません。

先日、県の文化環境部を訪ね、いろいろ県の対策を伺ってみました。新しい女性副知事が誕生し、その意向かはわかりませんが、男女雇用均等法を意識した女性青少年対策室という新しい課に案内されました。その意気込みも十分感じられ、また対応の仕方が大変感じがよく、つい長居をしてしまいましたが、その中で山形県内で本社機能があって、従業員が301人以上いる会社が86社あるそうです。そのうち85社が改正育児介護休業法による支援計画制度を作成し、届け出があるそうです。

しかし、企業体によりばらばらであり、随分まだ格差があるようです。そして、その支援計画制度を提出している会社の女性の社員の方の約62パーセントくらいの方が何らかの形で育児休業制度を利用しているそうであり、男性の方は残念ながらゼロだそうです。ここ何年かは大分取得率がアップしているとのこと。県としては、今後仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業に対し、税制面の優遇措置や助成措置の拡充について国へ働きかけ、事業者に対しては、結婚、出産後も継続して働ける職場づくりなどに向けての啓発を図るとおっしゃっていました。

そこで、お伺いいたしますが、本市においても従業員が301人以上あり、本社機能がある会社が5社と聞いております。そのような制度の実態やアンケート調査などを行ったことがあるのか。

そして、商工会や寒河江中央工業団地振興協会などと連携した次世代育成支援育児休業制度の本市独自のモデル、マニュアルなどを策定し、普及を図り、啓発を推進していく必要性があるかと思えますが、それに対するの所見をお伺いいたします。

次に、通告番号14番、まちづくり3法による対策と影響についてお伺いいたします。

政府は、郊外への大型店の出店を規制し、まちづくり3法の一部を改正し、中心市街地の活性化を取り戻そうとする法律を平成19年度中に施行しようとしております。

まちづくり3法は、1998年に空洞化する中心街を活性化するために制定されたわけですが、その3法の一つは自治体の判断で土地の用途規制を可能にする改正都市計画法、二つ目は市街地の整備と商

業活性化を一体で行う中心市街地活性化法、三つ目は大型店周辺の環境を保全する大規模小売店舗法の3法をいうわけですが、今回の改正は改正都市計画法と大規模小売店舗法の2法であり、要旨は床面積が1万平方メートルを超えるスーパーなどの大型商業施設の郊外進出を原則規制し、進出は中心市街地の商業地域に限定しようとするわけです。それも都市計画法上の用途は商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限られるわけです。これまで出店が認められていた工業地域、市街化調整区域やいわゆる用途指定されていない農振の白地などには原則出店できなくなるわけです。

やはり、中心市街地の空洞化を進めた原因としては、大店法の改正によりさまざまな条件をつけ、中心部への出店を規制し、さらに郊外へ大型店舗の展開による居住地の移転や車社会の急激な進展などが挙げられるわけですが、結果として多くのシャッター通りが生まれたわけですので、新法はその中心部の衰退に歯どめをかけるねらいのように思われます。

先日、県の商業経済交流課からこの3法の見直しについての資料をいただきました。その中の見直しの契機に、1998年にいわゆる大店法からまちづくり3法に転換されてから7年を経過するわけですが、中心市街地の状況は必ずしも改善されていないと記載してありますが、少しは景気が上向きといっても、この経済不況下であったわづか7年間の短期間で、大きく改善されるとは考えにくいのが普通ではないかと思えます。

郊外の大型店の周りには住宅地が張りつき、むしろ中心市街地がそちらに移行したという感じがする現在、人口をもとの中心市街地に極力戻し、行政やライフラインの維持コストを下げようとするねらいは大変よいことと思えますが、郊外への大型店の立地規制で中心市街地が活性化するとはなかなか思えません。むしろもとの中心市街地を活性化するには、客を引き寄せる個性ある、そして魅力ある店舗づくりを支援する方法を講じた方が、コスト的にも随分違うのではないのでしょうか。

本市においては、長年の懸案でありました駅前中心市街地整備事業が昨年11月みごとに竣工し、郊外にも大型店舗と住宅団地がバランスよく何力所かに配置され、都市計画上も他の市町村からもうらやましがられるばかりで、当分は心配はなされていないかと思えますが、次の3点についてお伺いいたします。

一つ目は、この新法は平成19年度から施行の予定ですが、駆け込み申請などはないのか。

二つ目は、先ほども申しあげましたように、これまで出店が認められていた工業地域などへの今後の出店の場合は、地方自治体が用途地域を変更しなければならない点などが盛り込まれてあったり、人口規模に関係なく全国一律であったり、床面積が1万平方メートルを超える店舗だけを規制すれば、逆に郊外に1,000平方メートルぐらいの小規模の店舗が乱立しないかとか、またこの法自体が都市部と地方との温度差を考えていないのではないかとか、山積みする課題がたくさんありますが、現在の本市でこの新法への対応や対策はどのようになっているのか。

そして、三つ目は、平成24年度に竣工予定の木の下の土地区画整理事業に大型店舗の進出があった場合にその影響はないのか。その3点についてお伺いし、第1問とします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、少子化対策についてでございます。

現行の児童手当制度は、0歳児から小学校第3学年終了までの児童を養育している方に、支給率がおおむね85パーセントとなるように所得制限を設けながら、第2子までは一人当たり5千円、第3子以降は一人当たり1万円を支給しており、財源としての費用負担については国3分の2、県6分の1、市町村6分の1となっております。

平成18年4月1日に改正予定の児童手当法では、支給年齢を子育てを行う家庭の経済的負担軽減などを図る観点から、小学校修了まで拡大するとともに、できるだけ多くの人々を対象とするため、支給率がおおむね90パーセントとなるよう所得制限が緩和されます。

制度改正に伴う財政負担の増加額についてであります。所得制限の緩和により約40名がふえ、約280万円の増額となります。年齢拡大では約1,200名がふえ、約7,800万円の増額となり、合計8,000万円の支出増を見込んでいます。

費用負担については、国の三位一体改革により国と地方の負担区分の改正がありまして、国が3分の1、県3分の1、市負担3分の1になることに伴い、約5,000万円の負担増となりますが、支給対象者の拡大分は地方特例交付金と地方たばこ税、負担割合の変更分については、平成18年度は暫定的に所得譲与税、平成19年度以降は国税と地方税の税率改正にて補てんされると伺っております。

次に、少子化支援策の現状と今後の方策についてでございますが、子育て支援策の基本理念としましては、行政の子育て支援策のほか、家族や地域が寄り添って力を合わせ、みんなで子供の未来と幸せをつくっていくことが大切と考えております。

市立の保育所におきましては、多様化する保育需要にこたえるために12時間の延長保育と一時保育、障害児保育等に取り組むとともに、保育料についても厳しい財政事情下であります。国の定めている基準よりも低く定め、保護者の経済的負担を軽減しているところであります。

また、0歳児をはじめとする低年齢児の保育に取り組んでいる認可外保育施設に対し連携を図るとともに、補助金を交付し、積極的に支援を行い、低年齢児の積極的受け入れを推進していきます。

放課後児童対策としての学童保育については、住宅用地の造成や宅地開発に伴い、対象児童が年々増加しておりますが、施設の拡充や運営費に対する市費の上積みなどを行い、積極的な支援を行っております。

また、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを図るため、平成13年に開設しましたファミリーサポートセンターは、県内でも早い時期に取り組みを行ったところでありまして、会員数は463名となり、活動実績も着実に伸びており、若いお母さんに大変喜んでいただいております。

さらに、地域子育て支援センターでございますが、この支援センターは市立児童センターを中心施設として、毎週水曜日に相談員が出向きまして、昔の井戸端会議のイメージによる育児サークルの育成や、子育て家庭に対するいろんな相談や情報提供はもちろんのこと、乳幼児検診日と同時に開設している絵本の部屋や、高校生を対象とした乳幼児ふれあい体験学習事業などは、ハートフルセンター

の機能を十分に利活用いたしまして、寒河江型子育て支援として取り組んでいるところでございます。

第5次振興計画の基本計画におきまして、子供を安心して産み育てる環境づくりを進めることとしていただいております。子どもすこやかプランを基本に少子化対策を一層推進していきたいと思っております。

次に、育児休業制度についてでございます。次世代育成支援法では、従業員301人以上の企業についても働き方の見直しや子育てしやすい労働環境づくりのため、事業主行動計画の策定が義務づけられておりまして、平成17年度までには全国対象企業の97パーセントが策定し、届け出がされているようでありまして、県内の策定状況については、御承知のとおりほぼ100パーセントの企業が行動計画の届け出を済ませておりまして、本市においても対象企業5社で届け出がされているようでございます。

行動計画の内容といたしましては、育児休業の取得促進と職場復帰しやすい環境の整備が最も多く、年次休暇の取得促進、それから時間外労働や深夜就業の制限などが盛り込まれていると聞いております。今後の課題としましては、ほとんどの企業で行動計画が策定された今日、行動計画をいかに実行して、仕事と子育てが両立しやすい環境づくりを着実に進めていくことができるかどうかにあると思っております。

基本的には、企業への働きかけなどについては、国の機関及び県の役割として行われております。次世代育成支援法では、一定の要件を満たした場合、厚生労働大臣の認定を行うことがうたわれており、これらの企業が牽引車の役割を担っていくことと思われまます。御質問でありますところの市内企業での実態や、アンケート調査についての取り組みは行っておりませんが、県からの要請に基づく勤労者向けの窓口の設置や市報での広報などを実施しており、今後機会があるごとに事業所に対し制度導入の勧奨を図っていく考えでございます。

次の大項目といたしましてのまちづくり3法の関係についてお答え申し上げます。

まちづくり3法は、御案内のように御質問にもありましたが、都市計画法と、それから中心市街地活性化法、それから大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法の三つの法律を総称して言うものでございます。商店街などが集まる中心市街地の活性化を図るため整備されたものでございます。

しかし、大型店は環境指針などをクリアしやすい郊外へと進出しまして、逆に中心市街地の既存大型店が撤退を始めた結果、全国各地で中心市街地の空洞化が見られるようになってまいりました。御案内のとおりでございます。そのためまちなかににぎわいを取り戻そうとまちづくり3法の見直しが議論され、都市計画法と中心市街地活性化法の改正案が先月閣議決定され、今通常国会に提出、平成19年中に施行される予定になっているものでございます。これを受けまして本市において駆け込み申請などはないのかという御質問でございました。

現在、店舗建設のための開発許可を受けているのは、白地地域になっている中郷地区へのスーパー1件のみであります。規制対象外となる1万平米を超えない床面積の建物でありますので、駆け込み申請ではないと考えられるところであります。

次に、本市での新法への対応や対策をどのように考えるかということでございますが、本市の中心市街地の活性化につきましては、御案内のように市の振興計画あるいは都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画をもとに、これまでにぎわいと魅力ある中心市街地を形成するため、駅前中心市街地整備事業を実施し、本市の玄関口にふさわしい交流拠点施設として南北市街地の一体化、周辺幹線道路とのアクセス、中心市街地活性化センター、いわゆるフローラSAGA Eなどを整備して

きたところであります。

また、ソフト面の取り組みとしましては、住みよいにぎわいのある魅力あるまちづくりを推進するために、（仮称）駅前まちづくり推進委員会を立ち上げるための発足準備会を開催しております。

それから、上町・六供町通りの商店街につきましても都市計画道路柴橋日田線の整備に合わせて、新たな街並みの形成によりますところの活性化を図ろうと、まちづくり協議会により具体的な整備計画について検討が進められているところでございます。整備された駅前地区の施設を有効に活用するとともに、個性豊かな魅力ある専門店の確立や各種イベントによる交流人口の拡大によりまして、駅前商店街、フローラSAGAE、上町・六供町通り商店街などの回遊性を高めるなど、まちなかの活性化を図るため、まちづくり交付金事業を活用しながら、活性化に取り組んでまいりたいと考えております。本市では、郊外の大型店立地というのは、都市規模からして実現性は少ないと考えられますので、今後とも中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、木の下土地区画整理事業との関連でございます。

木の下土地区画整理事業地内に大型店舗の進出があった場合、その影響はないかとの御質問だろろうと思っておりますが、土地区画整理組合では市民や地権者などからのスーパー誘致の強い要請を受け、当初事業計画から都市計画道路落衣島線と下釜山岸線の交差点箇所にて用地を確保し、床面積が5,000平米未満の商業施設を誘致する考えのようであり、規制面積の対象外でありますので、本改正による影響はないと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 第1問本当にありがとうございました。丁寧な御説明ありがとうございます。

少子化について、ちょっともう一点お聞きいたしますけども、最近の新聞記事の国民世論調査によりますと、政府に対する要望の中では、やはり少子化対策の充実というようなことは余り今まではなかったんですが、昨年なんかはちょっと新聞の記事をみますと、30.7パーセントに上がり、2001年の当時よりも約2.6倍ぐらい上昇しているわけです。やはり国民の強い危機感というものが、いよいよ浮き彫りになってきたのではないのでしょうか。

そして、その中でも年代別に見ましても、やはり30代女性が39.3パーセント、20代女性の36.4パーセントが突出しております。やはり出産後の子育てと仕事の両立に不安を感じ、育児で苦労している世代の不満がこうやって調査の結果になっているのかなというふうな感じがしております。

次に、育児休業制度についてですが、先ほど私も申しあげましたように、市内の5社があるわけですが、それぞれ訪問したり、電話でお伺いしたりして、いろいろお伺いしました。その結果、やはり千差万別でございまして、5社の中でも全国レベルの規模の会社があったり、山形工場として独立してはいるんですけども、本社機能であったり、女性の社員も結構多いのですが、高齢化だったり、全く提出しているだけで何も使っていないというような企業も大分あり、本当にばらばらという感じがして、県の調査の62.6パーセントにはちょっとほど遠いというような感じがしたわけでございます。

先ほど、ファミリーサポートセンターと地域子育て支援センターについて御説明がありましたけども、数字的な面を余りお伺いしなかったわけでございますので、実際市民の方というのがその名前だけは聞いたことがありますけども、やっぱりどのような現況になっているのか、そしてどんな要望が多いのかとか利用状況がわかればお伺いして第2問とします。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 少子化の問題というのは、最近特に議論されてきた少子高齢化と二つ並んでおりますが、高齢化につきましては十分これまで議論され、施策もいろいろ整えてきておりますけれども、少子化対策というのは非常に難しい面もあるんだろうと、こう思っております、あるいは個人差というようなものについてのこともあるということも重なって、非常に難しさ、それなりに政策面からもいろいろ議論されているんだろうと思っておりますけれども、おっしゃったように人口減がもう2年も前倒しになって始まったというようなことがあるわけでございますので、やっぱりこれからは高齢化と並んで少子化というものは、非常に議論されてくるものだろうと思っております。

そういう中での、育児が心配にならないように、あるいは出産が行われるように、あるいは結婚が数多く行われるようにというようなことの施策を考えていかなくちゃならないんだろうと、このように思っております。具体的な数字等につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 御質問のファミリーサポートセンターについて、まずお答えしたいと思います。

平成13年4月に開設しておりますけれども、アドバイザー職員1人を配置してございます。会員制度をとっております、現在463名の会員がございまして、この方々は、依頼をしたいというふうな人、それから依頼を受けてもいいですよという人、それから両方兼ねて大丈夫ですよというふうな方々が463名でございまして、

活動の状況といたしましては、育児の相互援助の活動、それから会員の交流事業、それから会員の研修会などを行ってございまして、利用の状況につきましては、平成16年度中におきましては860件ほどございまして、今年度に入りまして、1月末で1,000件を超えているというふうな状況になっております。大変な大きな伸びを示しております。

それから、利用の内容につきましては、主に保育所の送り迎え、それから学童保育の迎えなどが多いようございまして、もちろんその前後についても一時預かりというふうな内容が多いようございまして、

それから、保護者の休養あるいは病気による通院などで、どうしても一時預かりをしなきゃならないというふうな方々が、多く利用されているというふうな状況にございまして、最近は核家族化になっておりまして、近くに親戚なんかもいないというような方々が多くございまして、大変な利用になっているというふうなことでございまして、これからの地域福祉の新たな形態として注目される事業かなというふうに思っているところでございまして、

それから、子育て支援センターでございまして、16年度の相談件数でございまして、育児不安に対する相談、それから保育サービスに関する相談が多くございまして、形態としては来所して相談される方が276件というふうな状況です。そのほかには電話による相談ということで、年間で319件ほどになっております。

それから、児童センターを活用しての子育て支援の利用につきましては、工作や親子遊びを通じての育児相談や親同士の交流などが多い状況にございまして、利用者につきましては子供1,461人、大人1,174人というようなことで、2,635人ほどの参加がございまして、

以上でございます。

○新宮征一議長 木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。私らも全然熟知していないものですから、大変聞いてよかったなと思っているところでございます。

それから、育児休業制度に関してでございますけども、300人以上の企業ということですけども、今市長の答弁にもありましたように、本市においてはそれ以外の、要するに人数が少ない会社というのがほとんどだと思いますので、これからもやっぱり啓発運動や奨励なんかも十分やっていただいて、子育てするなら寒河江というぐらいに期待したいと思います。

それから、まちづくり3法に対するけさの山新によりますと、きのうの県議会の総務、商工労働、建設の各常任委員会が行われ、市町村が大規模集客施設の立地を目的として土地利用に関する計画を変更したりする際、周辺市町村から意見を聞き、立地を予定している自治体に対して意見への対応を求めることができる法案を、県でもいよいよ新年度からスタートするようでございます。けさの山新にも出ておりましたけども、やはり大型店の郊外立地について、広域なまちづくりが必要であるという観点からの制度だと思いますし、先日緑政会で鶴岡に行政視察に訪れたときも、三川町の大規模商業施設の集積地に関するいろいろな議論が出たこともお聞きしております。当然ながら、やはり合併を意識した制度ではないかと思っております。

しかし、私も大型店の利便性や品ぞろえではもう既に消費者に支持を得ており、なかなか中心市街地に顧客が戻ろうというのは難しいんじゃないかなというような感じをしております。先ほど市長の答弁にありましたように、本市にとっては余り関係がないことかもしれませんが、一番大きいフロアでも床面積が1万4,500平米、ヤマザワさんが4,800平米、ヨークベニマルさんが3,600平米と、当市にとっても余り、先ほど申しあげましたように関係がないのかなという感じはしておりますけども、それも新聞報道なんかによりますと、イオングループが今のマックスバリュの床面積の10分の1、約150平方メートルぐらいの小型スーパーを、様子を見ながら今年の夏ごろから展開したいという記事があり、そうすれば私個人の考えかもしれませんが、フロア店や例えば島屋さんの跡地あたりにも進出してくれたらありがたいなというような感じがしております。

いずれにしても、今後大型出店の申請が出たときには十分な御審議をいただき、よりよいまちづくりができますよう期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号15番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられている御意見を踏まえ、私の考えや提言を含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

財政事情が一段と厳しさを増す一方、多様化する市民の要求を受け、今市政、とりわけ市議会が果たさなければならないのは、限りある財政の中で市民の命と財産、市民の健康と安全な暮らしを守るためには何が必要で、何を優先すべきなのか、十分に審議、検討する中で選択するということであり、このことが極めて重要になってきていると思います。そういう立場から今回提案されている予算案や実施計画を見ると、問題も多くあります。

そこで、今回は通告している4点について、端的にお伺いしたいと思います。

まず、アスベスト対策について伺います。昨年の調査では、市庁舎などそれまで判明しているのに加え、市民文化会館の天井や西根小学校、陵南中学校、陵西中学校のボイラー室など、4カ所にアスベストが使用されていることが明らかになりました。

市民文化会館を見ると、その後当局は昨年の9月1日に気中のアスベスト濃度調査をしたところ基準値以下で、いわゆる自然界並みで問題ないとのことで、実施計画にも載っていません。定期的に調査を続け、問題が出たら対策をとるというのではアスベスト対策としては誤っていると思います。天井にアスベストが使われている市民文化会館を使用し続ける以上は、対策は絶対に必要だと思います。まずは、どういった方法で対処すべきか検討するための調査を実施すべきであります。そして、その調査結果に基づき具体的に対策がとられるように財政的な確保も含め、実施計画に盛り込み、計画的に取り組むべきと考えますが、市民文化会館の設置者である市長の見解をお伺いいたします。

次に、公共施設の耐震対策について。今回は、市庁舎の耐震対策に絞って伺いたいと思います。

以前の私の質問に対し当局は、耐震調査をしているが、その結果は問題ないと答弁されてきました。その後市庁舎の耐震調査をしていないことが明らかになりましたが、昨年の12月市議会の決算特別委員会で、当局は耐震調査はしていないこと、また県の方で組織しており、東北大学の教授が会長となっている耐震調査判定会議の場をかりて話を聞いた結果、市として市庁舎の耐震診断はするまでもないとの答弁でありました。

しかし、私はその判断は誤りだと思います。なぜならば、市庁舎は市の行政の中核であり、常に多くの市民が来庁しています。市長は、行政の責任者として庁舎を安全に管理する義務があると思います。従って、市庁舎の耐震診断を実施すべきと思いますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

2点目として、国や県が市庁舎などの公共施設に対する耐震化に向けた指導の有無とあるならば、市庁舎の耐震化、とりわけ耐震診断についてどういった指導がなされているのか示していただきたいと思います。

次に、チェリークア・パーク計画の問題点について伺います。

2月21日に市議会に対して、中国パールが撤退した跡地1万坪に寒河江自動車学校が進出することと、こころの宿一龍が、公衆浴場と物販施設を開設する計画が示されました。私は、未分譲地が売れ

ることや既に分譲されている土地に、事業展開がなされることは大変結構なことであり、歓迎するところではありますが、問題点もありますので、以下7点についてお伺いいたします。

一つは、メーンの施設を予定をしていた1万坪の敷地に自動車学校の開設は、既に事業計画を持って土地を取得している方を含め、これからの開発全体への影響について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

二つには、買い戻し後土地開発公社に支払った金利は幾らになるのか。また、その分を土地の代金に付加して売却する計画なのかお伺いいたします。

三つには、自動車学校のこれまでの実績と進出後の土地利用を含む事業計画を示していただきたいと思います。

四つには、事情があるにしても、1万坪の土地を法人に8,600坪、個人に1,400坪を分譲することには疑問があります。すべて法人になるように協議をすべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

五つには、売買契約の内容はどういうものか。

六つには、毎分750リッターの源泉を必要とする一龍の大衆浴場計画の内容はどういうものか教えてください。

七つには、現在のチェリークア・パークエリアにおける分湯計画はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

次に、四つ目の機構改革の問題について伺います。市行財政改革大綱が決定され、26課から19課とする機構改革についても市報などで既に周知されていきました。ところが、2月21日の議員懇談会で突如として総合政策課に財務室、行財政改革推進室、企業立地推進室を、建設課に都市整備室を、学校教育課に指導推進室の五つの室を新設し、室長として管理職を配置するという説明がありました。

そこで、伺います。唐突な五つの室の新設は、行財政改革に逆行するものと言われるのではないかと思います。なぜ五つの室を設けたのか、その理由について率直にお答えいただくことを期待いたしまして、第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、アスベストの問題でございます。

昨年7月に、アスベストが社会問題となったことから、本市においても直後の8月から9月にかけて、市で保有するところのすべての施設において調査をいたしました。その結果、三つの学校のボイラー室と市民文化会館の天井にアスベストが含まれている吹きつけ材が使われていることがわかりました。

幸いなことに、あわせて実施しました気中アスベスト濃度調査、いわゆる空気中への飛散の状況を調べる調査においては、自然界と変わらない数値となっており、室内への飛散はないことが確認されたところであります。このことから今後においても定期的に調査を実施しながら、対応が後手とならないよう注意を払って慎重に使用してまいりたいと、このように思っております。

それから、市庁舎のことでございますが、本市の公用あるいは公共用施設の耐震化対策については、今も申しあげておりますけれども、まず子供たちの安全ということを第一に考え、学校から取り組むこととしておるわけでございます。市庁舎につきましては、その後ということと考えております。

市庁舎の耐震化対策につきましては、昨年12月の定例会において担当の者が答えておりますが、構造が特殊ということもありまして、通常の耐震診断の方法に当てはめることができない。仮にできたとしても、補強工事は難しいということでありまして、補強が現実的に難しいということから、耐震診断だけでも意味がありませんので、実施については考えていないところでございます。

現在は、耐震診断ではございませんが、定期調査を毎年実施しております。はりの下がりぐあいや床のたわみ、それからコンクリートのクラックなどを中心に調べ、以前の調査結果との突き合わせをしながら安全性を確認しているものでございますが、通常では差し迫った危険はないとの報告を受けております。このことから今後においても調査を継続して、建物の状況変化を見逃すことのないように気を配りながら、また専門家などのアドバイスをいただきながら、大事に使っていきたいと、このように思っております。

それから、国、県からの指導の有無についてのお尋ねもございましたが、県からは「山形県公共施設等耐震化基本指針」の送付というものを受けておりますが、国からは何の指導もありません。

それから、クア・パークについてのいろいろな問題が質問されました。

1万坪の土地の件でございますが、御案内のようにあの土地は平成13年8月13日に、中国パール販売株式会社から本市が買い戻しを行った土地でございます。その土地代に対する利息相当額として、16年度までに市が土地開発公社に支払った総額は1,257万4,975円となっておりますが、平成17年度の利息相当額314万2,170円も加算しまして、この土地を分譲する場合の分譲価格に含める予定でございます。

それから、新たに立地しようとしているところの施設が、これまで取得しているところに影響はないのかというようなこともあったようでございますが、1万坪に進出を予定されている事業者につきましては、昨年の8月に開催しました民活エリア開発推進連絡会で協議いたしました。この会議には、会員全員が出席されております。それから、滝の湯からも影響ない旨の発言があつて、満場一致をも

ちまして賛同を得ておるところでございます。

それから、1万坪の土地の利用でございますけれども、法人と法人の代表取締役である個人に分割して分譲する予定であります。法人の所有になる約8,600坪と個人所有となる約1,400坪は、事業に必要となるメインの施設や業務用車両や従業員の駐車場として、一体的に利用されると聞いておるわけでございます。引き渡し後できるだけ早期に着工されまして、10月中に竣工し、営業を開始されると聞いておるところでございます。

それから、法人と個人への分譲についてのお尋ねもありますが、事業用地を会社の所有分と個人に分割しても、一体的に使われるものでございますから、これは問題はないと思っております。

それから、現在進めておるところの事業計画ですか、新しい温泉のことでございますけれども、このことは先ほどの2月21日の議員懇談会で担当課長の方から詳しく説明した内容ですけれども、あえて申し上げますと、多くの市民から利用していただけるような温泉を使った公衆浴場を建設したいとこのことでございます。そのため今年の平成18年1月17日に、温泉施設の経営等を目的とするところの株式会社グリーンクアパークが設立されております。

建物につきましては、本年の4月に着工し、9月に完成、10月から営業を開始する予定だと聞いております。構造は、鉄骨づくりの一部2階建て、総面積は約1,800平米となっております。市の源泉と、自社で新たに掘削する源泉の2種類の温泉を楽しむことができるということなので、露天風呂や2種類のサウナもつくられると聞いておるところでございます。その他の施設としてはレストランやら、あるいは物販やら休憩所も併設される予定という、これも聞いております。

それから、これが分湯されたというようなことで、分湯計画についてもいろいろあると思いますが、市の源泉からの分湯計画というものは、市民浴場に現在毎分400リットル使っております。それから、シンフォニーアネックスに100リットル供給しております。それから、新たに建設される今申しあげた公衆浴場に300リットルと。それから、県と温泉組合の足湯及びロードヒーティングで100リットル使っております。その他今後の事業者用として100リットルが計画されておると、こういうことでございます。

次に、機構改革についての問題がございました。

御案内のように組織の見直しといたしまして、18年4月1日から現在の26課等を19課等に再編するものでございます。新たに室を設けることにつきましては、先月21日の議員懇談会におきまして担当課長が説明したところでございます。室は、現在本市が有するところの重要課題について、課全体の総合的な推進の中におきましても責任ある体制で事務を執行し、施策の着実な推進を図ると。そして、住民サービスの向上を図るということで臨時的に置くものでありまして、総合政策課に財務室、行財政改革推進室、それから企業立地推進室を置くわけでございますし、建設課には都市整備室を、学校教育課には指導推進室の計五つの室を置くこと、御案内のとおりでございます。

総合政策課は、未来への投資の企画や行財政改革を財政と一体となっていく必要があると、統合を行ったものですが、歳入が減少する中、社会保障費が増大し、公債費がピークの時期を迎えるという厳しい状況において、いかに財政のかじ取りを行うかが非常に重要な課題でございます。施策の総合的な推進を図りつつも、財政事務を責任ある体制の中で執行させるために財務室を置くものでございます。

それから、行財政改革推進室は、昨年策定しました行財政改革大綱と、その実施計画に基づきまして行財政改革を着実に進めるために設置するものでございます。

それから、企業立地推進室は、現在これまでの誘致活動がいよいよ実を結ばんとしている時期であり、これまで培ってきた人的なつながりなども踏まえ、専門的な体制で取り組み、工業団地やチェリークア・パークへの企業誘致を実現するため設置するものであります。

それから、都市整備室は、木の下土地区画整理事業やまちづくり交付金事業、柴橋日田線整備事業、最上川寒河江緑地整備事業などの重要事業を着実に進めるため設置するものでございます。

それから、指導推進室でございますが、これは第5次振興計画において施策の大綱の一つとして、21世紀を担う人材の育成を掲げておりまして、学校教育の場での人づくりを県から派遣いただいております指導主事の先生を中心に、責任ある体制の中で進めるため設置するものでございます。

このように五つの室は、いずれも本市の重要課題を担うものでありますので、室長には課長職を配置するとともに、主幹と異なり議会に出席させ、重要課題について説明する体制を考えているところでございます。

それから、室を設けることは時代に逆行するんでないかというような質問もありました。

行財政改革として組織の見直しを行うのは、大綱に記載しておりますように、施策の総合的な推進と新たな行政課題に対応するため、類似関連業務を実施している部署の統合を行おうとするものでございます。今申しあげましたように、室の設置は施策の総合的な推進の中において当面の主要課題を着実に推進し、住民サービスの向上を目指すものであります。

組織の見直しは、課等を削減することが目的ではなく、住民ニーズの多様化、高度化により、的確に、しかも効率的に対応できる体制を整備し、住民サービスの向上を図ることが目的でありますので、室の設置をすることが行財政改革に逆行するなどということは考えておりませんし、当面の重要課題を推進するためには必要な措置であると考えているものでございます。このことについては市民からも理解され、支持されるものと思っております。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目に対する答弁をいただきましたので、さらに深め合うために、冒頭申しあげましたように、今日の状況をとらえてどうあるべきなのかという観点から、2問目に入らせていただきたいと思います。

それで、アスベストの関係でありますけれども、市民文化会館、これ天井の吹きつけ材の中にアスベストが含まれているんだそうでありますけれども、ハウドクターやまがたの方にもいろいろ私勉強のためにお尋ねをしました。そうしますというと、市庁舎もそうであったわけでありまして、天井の吹きつけ材、これは絶対飛散しないということはないんだそうです。気中濃度測定で出なかったとしても、たまたま出なかったというふうに見るべきだということなことであります。従って、市庁舎、もちろんこの議場もあったわけですから、議場は封じ込めやっています。すべての階の市庁舎は囲い込みをやっています。

そして、前に市長は、囲い込みなり封じ込めを市庁舎でやっているから、それで効果が出ていますというふうにも答弁されているんです。そして、昨年9月1日調査したそうでありまして、当然暖房機や冷房なども含む空調機能が作動中と休止中でも違った結果が出ますよというふうなことであります。従って、9月1日測定したのは何時ごろで、そのサンプリングをとったのは何時ごろで、そしてそれ以前3日間の会館の使用状況を教えていただきたいと思います。

そして、方法にはこれまでも当局で答えていますけれども、一つは除去、囲い込み、封じ込めの三つの方法があるそうでありまして、今公共施設は除去が基本だそうです。その理由は、囲い込みや封じ込めやっても、後で解体の段階、施設はもう永久にというふうなものでなくて、解体をしなければならぬ。そのときに大変なお金がかかるといふふうなことで、除去というふうなことが基本になっているそうです。しかし、財政状況や何かがあって、あるいは構造上の問題もあり、さまざまな方法を選択するそうでありまして、こういうふうなことであります。従って、この点についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

それから、市庁舎の耐震診断の関係でありますけれども、今もありましたように、県の耐震調査判定会議というふうに当局で前に答えていますので、それで申しあげますけれども、昨年1月17日に、県の建築設計事務所協会の会議室でお聞きをしてきたんだそうでありまして、だれがどういう立場で、何を基本に設計図とか、さまざまなものを持って行って見ていただいたんだというふうに思いますけれども、だれがどういう立場で何をもとにして、そういうやっても意味がないという結論に達することになったのか。これをまずお聞かせをいただきたいと思います。

先ほども市長からありましたけれども、昨年1月17日にそういうふうに県に行って、団体に見てもらった。その後昨年4月20日、山形県として各市町村の主幹課長会議をやっているそうです。県で。そして、その場で先ほど市長からあった県の山形県公共施設等耐震化基本指針というものが各市町村の担当者に渡されて、指導がなされたそうであります。

しかし、県としても極めて重要な問題だといふふうなことで、主管課長会議だけでは何ともならないというふうなことで、それぞれの自治体の首長が本気になって取り組んでもらわなければ困るといふ、こういう判断のもとに17年5月11日、県内の全市町村の首長を対象にした防災講演会があったそうです。それぞれの自治体からは市長もしくは助役が出席されたそうであります。知事があいさつを

し、この担当は県の危機管理室が所管になっているそうでありますけれども、危機管理室長からも要請をし、東北大学の源栄教授の講演がなされたそうです。そしてまた、県のこの指針では耐震診断の優先順位も三つの観点から判断するべきだというふうなことであります。その一つは、公共施設の用途の分類。二つ目には、建築年。いつつくられたんだかということ。三つ目は、その建物の規模だそうです。

その最初の用途分類でありますけれども、もし災害時その施設はどういう役割を果たすのか。そういうふうなことで、市庁舎については市なり町村の庁舎については、当然災害を受けたときの中心になるところだということで、重要度係数も最大の1.5です。

それから、建築年、これは法改正された56年5月31日以前に建てたものは、古い方から公共施設はやりなさいというのですが、この市庁舎は41年3月30日着工で42年4月30日竣工です。もちろん今の法になる以前のものであります。

それから建築物の規模、対象としては2階以上、延べ面積で200平米以上が対象ですけれども、県のこの優先順位の中では、3階以上で延べ面積1,000平米以上は最優先すべきというふうになっています。寒河江の市庁舎は、ごらんのとおり4階建てで、延べ5,015平米であります。

従って、やっても意味がないというふうに相談された以降、県の方はもう市町村長を集めてまで、主管の担当者の会議だけでもだめだということでやっているわけでありまして、これを受けて市長の考えはどうかをお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、チェリークア・パークの関係でありますけれども、この関係についてはさまざまなお尋ねをしなければならないことありますけれども、時間も限られていますので、また別の機会にも譲りたいというふうに思いますが、1点だけここでお聞かせをいただきたいと思っております。というのは、今寒河江市の新寒河江温泉、毎分1,000リッター上げているわけでありまして、その計画先ほど示されました。

そこで、二つお尋ねします。一つは、土地を買っている滝の湯、それから王将、いちらく、これ返された部分ですけれども、この土地、それから中国パールの今回自動車学校になる土地、それからさがえ土地建物、チェリーランドさがえ、この升があるわけでありまして、当初の計画では王将といちらくと、それから滝の湯と中国パール。中国パールの部分には毎分100リッター、あと王将、滝の湯、いちらくは50、50、50、3カ所は50でした。

それから、さがえ土地建物とチェリーランドは分湯計画がなかったわけでありまして、この関係ひっくるめて先ほどの説明ですというと、100というふうなことあったわけでありまして、この点がどうなっているのか、今現在、教えていただきたいということが一つです。

それから、一龍に対して300リッターの分湯をして、750リッター使う計画だそうですけれども、新たな温泉が県の認可を得れば掘削なると思っております。そして、例えば750以上揚湯できるというふうになった場合に、寒河江市の今は300もらうことになっているけれども、そいつも「もう要らない」ということがあり得るのかどうか。

そうしたときに、寒河江市のあの新寒河江温泉の毎分1,000リッター、あるいは1,500まで大丈夫、1,200までも揚湯試験の結果大丈夫。だけれども、申請はとりあえず1,000リッターを使うというふうな形で今許可得ているわけでありまして、その辺の関係でそこが皆返されてきたりなんかした場合に、大変困ったことになるのではないかなというふうに思っておりますけれども、この2点だけチェリ

ークア・パーク関係の源泉をめぐってお聞かせをいただきたいと思います。

それから、機構改革の関係でありますけれども、私は行革委員もしました。従って、課を減らすだけでなく、係や何かもどういうふうになるのかというふうなことも出してほしいと言ったんですが、その時点では出なかったんです。まず、それはいいです。

それで、この間の10年間のやつを管理職と課の関係をお聞きをしました。平成8年度から17年度まで言っていきますと、8年が24、そして管理職の数が29、5名多いんです。平成9年が25の課に対して28、3名多い。10年が25名に対して27名、2名多い。11年が24の課に対して27名、3名多い。12年が24名に対して31名の管理職。7名がオーバー、13年が24名に対して31名、7名オーバー。14年が24名に対して34名、10名オーバー。15年が25名に対して36名の11名オーバー。16年が25名に対して37名の12名オーバー。17年が26に対して40名の14名オーバーというふうな形でありましたけれども、これ年々12年度以降などずっとふえてきたわけです。

それで、お尋ねしたいのは各年度の、この数は派遣の分は見えていないということと、それから行政職のみだというふうなことで当局の方からいただいた数字でありますけれども、3月定年退職をされた後、4月1日からというような形になっているんだというふうに思いますけれども、その退職の数と管理職の昇任発令した数、これを8年度から17年度まで教えていただきたいというのが一つです。

それから、二つ目、今回18年度に課を減らしますけれども、室を設けるわけです。従って、この3月の定年退職の管理職の数あるいは欠員もあるわけですが、そういうので減る部分と、また新たに管理職を任用するなどという考えがあるのかどうなのか、この点をお聞かせをいただいて2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点が再質問いただいたわけでございますけれども、アスベストの市民文化会館のことでございますけれども、これまでも飛散調査をやっておるわけでございますし、これからも事細かに調査というようなものを続けていきたいと、このように思っております。健康上の安全安心というものを守る上で支障のないようなことに、かかわりのないような状況になっているかというようなことをつぶさに調査してまいりたいと、このように思っております。

保育所や学校と違いまして、補助制度というのがここはないわけございまして、そういう面からいきますと、財政的な負担というようなものも非常に伴うというような事情もないわけではございません。そんなこといろいろ考えて、それから十分調査しまして、継続しながらそういう期間といいますが、状態になるようなことがありますれば、またその時点で十分考えていかななくてはならないと、このように思っております。

それから、市の庁舎でございますけれども、やっぱりこれは御案内のように一般の建物と構造は全く違うという質のものでございまして、ですから支柱というようなものも用法があって、それにクレーンといいますか、鋼鉄線をつないでいるというような建物でございますので、今の耐震化調査というものからいきますと、非常に難しいといいますが、普通の耐震化調査では不可能と言っていいほどの建物だなというようなことが言われるわけございまして、ですからこそ建設当時からいろいろな面からの先ほど申しあげたような調査を継続しておるわけでございます。

それで、御質問のだれがどのようなことで行ったかというようなことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それで、市庁舎の耐震の状況というものを、庁舎というものをもっていくためには、やっぱり荷重といいますが、負担にならないような状態に置かなくちゃならないと、かように思っておるわけでございますので、そういう意味ではいわゆる普通の書類というようなものをずっと使わないような書類ならば、これは別の倉庫に預けるとか、あるいは窓際から外すとか、そういう対応というものをして安全を確保してまいりたいと、このように思っております。

それから、管理職員等の話がございましてけれども、これまで主幹制度という管理職員を設けてきたわけございまして、これにつきましてはやっぱりそれ相応の年齢に達した場合で優秀な者、そしてまた責任のあるところの部署というものを預けていくというような面。そしてまた、士気を鼓舞すると、こういう人事管理上の配慮から主幹というものも置いたわけございまして、今度室というものをまた置くわけでございますけれども、これまでも室というものがなかったわけではございませんで、それで室というものを先ほど申しあげたような考え方から配置するということでございます。

そんなことで、今後主幹等をふやすのか、あるいはどうかというような御質問もありましたけれども、これはこれからの人事作業の中で十分必要性なり、あるいは先ほど申しあげた理由というものを考慮しながら考えていきたいと、このように思っております。

そのほか数字的に、どうのこうのという話がございましたけれども、それらについては担当の方から申しあげたいと思っております。

○新宮征一議長 財政課長。

○秋場 元財政課長 アスベストについてお答えいたします。気中アスベストの濃度調査時点における、市民文化会館の使用状況について御質問がありました。お答えいたします。

8月27日には、午前10時から高校、それから中学校の練習会、さらに民舞のリハーサル、そういったことで夜の10時まで使っております。次の日の28日については、朝の9時から夕方の5時まで、今申しあげた民舞の発表会がありまして、一日使っております。29、30日は使用しておりません。31日につきましては、午後の6時から夜の10時まで高校の演劇部の練習で使っております。気中調査を実施しました9月1日でございますが、午後の1時から夜の10時まで高校の文化祭のリハーサルで使っております。

それで、気中調査を実施した時間でありまして、午前10時30分から午後2時30分までの4時間でございます。

それから、耐震診断判定委員会の件でございますが、平成17年1月17日の委員会に諮ったということで御質問もあったわけでございますが、その日に社団法人の山形県建築設計事務所協会の会議室で行われておりまして、市内の建築事務所の建築士を通じて伺っております。前もってお願いしておきまして、その委員会の案件と案件の間に時間をとってもらって伺ったところでございます。資料としましては、この市庁舎の概略の設計図、それから断面図、そういった建物の概要がわかる図面を持参して伺っておるところでございます。

○新宮征一議長 行財政改革推進課長。

○菅野英行行財政改革推進課長 平成8年度以降の管理職の退職者数と、その翌年度の昇任者数の数でありますけども、平成8年度退職者4名、9年度の昇任者3名でございます。平成9年度、退職者1に対して昇任者ゼロ、平成10年度退職者2名、昇任者2名、平成11年度、退職者2名、昇任者5名、平成12年度、退職者1名、昇任者1名、平成13年度、退職者2名、昇任者5名、平成14年度、退職者1名、昇任者3名、平成15年度、退職者4名、昇任者5名、平成16年度、退職者2名で昇任者が5名であります。

なお、平成17年度の退職者につきましては、広域等除きまして、欠員も含めまして6名というふうな予定になってございます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 今後の温泉の配湯計画について、どのようになるのかということについてお答え申し上げます。

現在は、県の温泉審議会より1,000リッターの許可を受けておりますので、その配湯計画の中で今後事業展開される方と相談をしていきたいと考えております。

それから、もう一点でありますけども、新たに温泉施設を行う事業者が温泉を掘削し、800リッター以上のお湯が出た場合に、市の源泉は使わなくなるのではないかという御質問でありますけれども、温泉掘削申請の際の同意書の中で、市の源泉300リッターを使う条件を付して同意をしておりますので、問題はないと思っています。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 議長、やっぱり前よりも30分一般質問の時間少なくなっていますので、事前に打ち合わせもしていますし、1問目で答えたやつなどとダブらないように、当局の方でもぜひお願いをしたいということをお場でも申しあげておきたいと思えます。

それで、今の答弁の後ろの方からちょっと確認の意味でお尋ねをしたいんですが、これから開発の部分はさらに協議をしてというふうなことですけれども、最初から、その土地に分譲した段階からお湯のついていなかったさがえ土地建物とか、チェリーランドさがえなどについては、もうなしと。それはないんだというふうなことで、いちらくなり王将に分譲した土地や滝の湯などでは協議をしていくと、こういうふうな理解でいいのかというかだけ、まずこの関係では再度確認のためにお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、庁舎の耐震の関係でありますけれども、県の先ほど市長から言われたように、この指導出ているんです。そして、県自体は極めてこれは地震起きた場合に、もう防災とか何かではなくて、減災をこれからやっていかなければと想定して、そうしたときにそういうような対策を自治体が、あるいは行政がやる際の庁舎なんていうのは、一番大事なところだというふうなことでなっています。

先ほど、市長からもみじくもあつたように、学校優先していると。それは、国の方からの補助もあるというふうなことで。それ以外のやつなどは.....間違った。アスベストの方でした、今の関係は。補助の関係は、アスベストの方ですけれども、耐震の関係は補助の関係もあります。従つて、市長、やっぱり銭ないから、やらないで調査をしていると。調査で問題出たから、その時点でアスベストも耐震もやるというのではだめだと思えます。従つて、限りある財政の中で市が本来しなければならないもの、あるいは民間団体にやってもらえる事業、こういうものを取捨選択することが今極めて重要だと思えます。そうしたときに市の施設のアスベスト問題とか耐震調査というのは、民間にやってもらえる問題でないんです。

従つて、私は今ここでは答弁など要りませんけれども、これまで再三にわたつて提起をしています最上川緑地公園のカヌー場なんて本当に見直しでもしなけりゃならない課題なんだから。財政的にこれだけ逼迫しているのだとすれば、あるいは花咲かフェアINさがえだつて、もう少し金をかけないで民間から出してもらつたようなことも考えていかなければならない時代なのではないかということも提案しているんで、ぜひ市長が行つたのか、助役が行つたのかわかりませんが、防災講演会行つて、知事やあるいは県の危機管理室長から、あるいは東北大学の源栄先生からお話を受けて、今なお調査が難しいから、しなくていいのだといつてられるのかどうなのか、この点について再度お尋ねをしたいと思えます。やっぱり私は調査に入るべきだということを強く提言しながら、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

- 新宮征一議長 佐藤市長。残り時間が約2分となっておりますので、簡潔にお願いします。
- 佐藤誠六市長 十分飛散の状況調査して、飛散の状況がなければ健康に支障がないという意見とありますが、考え方があるわけですので、十分調査していくということと、それからもう一つにはやっぱり国の動向というものがそういう方向に向いておりますし、補助制度というようなものもそういう方向に向いておりますので、いずれ市民会館というような分野につきましても、そういう財政援助というようなものがあるならば、それをうまく使って対応するというのが、やっぱり市の財政の運用という面でのベターな方法じゃなかろうかなと、このように思っておりますのでございます。

平成18年3月第1回定例会

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 クア・パークの温泉の配湯につきましては、先ほども申しあげましたけれども、それぞれの事業者の事業内容が固まった段階で相談をしていきたいと考えております。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 防災講演会には、首長というふうなことで県内市町村長を集めたそうですけれども、寒河江ではどなたが行ったんですか。

そして、その講演を聞いて、あるいは知事や危機管理室長の要請を受けて、どのように受けとめているのかお聞かせをいただきたいと思います。答弁漏れなんです、さっきもその部分。(終了の合図)

○新宮征一議長 ただいまの件に関して答弁求めます。(「答弁漏れなんだ。2問目でもそれは言っている」「何遍も同じのやっているわけだから、答弁漏れだよ」「さっきは教育委員長だって答えているわけだから」「簡単に言ったらいい」の声あり)

平成18年3月第1回定例会

散 会 午後2時45分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年3月8日(水曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	椋	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	郎	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	倉	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課
菅野英行	行財政	改革推進	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課	真浦山邦	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課	山田敏彦	花・緑・せせらぎ	推進課
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課	尾形清一	地域	振興課
石川忠則	健康	福祉課	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所	兼熊谷	病院	事務
芳賀友幸	教育	課長	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学校	教育課	布施崇一	社会	教育課
石山忠	社会	体育課	鈴木一徳	選挙	管理
安孫子雅美	監査	委員	宇野健雄	事務	局長
清野健	農業	委員会		監査	委員
	事務局	長		事務	局長

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	局	調査係

平成18年3月第1回定例会

議事日程第5号

第1回定例会

平成18年3月8日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

" 2 議第40号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

" 3 議案説明

" 4 質疑

" 5 委員会付託

散 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時30分

- 新宮征一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長報告

○新宮征一議長　ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治　議会運営委員長　登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長　おはようございます。

本日の会議運営について、昨日本会議終了後、議会第2会議室において議会運営委員会を開催し協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正についての1件であります。

追加議案の取り扱いについては、明日からの常任委員会審査との兼ね合いもありますので、本日の一般質問終了後、議第40号として上程し、提案理由の説明を受け質疑を行い、委員会付託の順で行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申し上げます。

○新宮征一議長　お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年3月8日(水)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
16	第5次寒河江市振興計画に関して	「安全安心な地域づくり」に関して「災害対策の充実・強化」の具体的な内容について 「新たな市町村合併の検討」の具体的な内容について	20番 遠藤聖作	市長
17	豪雪対策について	二度にわたる党市議団の「豪雪対策の申し入れ」に関連して その後に発生したいくつかの課題について		市長
18	第5次振興計画について	目標年次の人口・世帯数と将来人口の推計について 生活排水の処理について 市民浴場の将来展望について	17番 内藤明	市長
19	行財政改革大綱について	図書館業務の民間委託と課題について		市長

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長 通告番号16番、17番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告問題に関心を持っている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問をいたします。

最初に、第5次振興計画に関して、以下の2点について伺います。

一つは、安全、安心な地域づくりに関して伺います。この課題をいかにして具体化して、達成していくのかという点についてであります。

本市の住民の安全、安心を脅かすものが何であるのかを、今現在明確になっているものについては、きちんと記述しておくべきなのではないかと考えます。そのことによって、行政も対応すべき課題が明確になり、市民もどういう備えを行えばよいのかイメージしやすくなると考えます。そうした観点から、私はこれまで何度も対策と備えの重要性を訴えてきましたが、本市の中心部を南北に走る山形盆地活断層の存在を明確に意識をして、振興計画にその対策を明記すべきだと強く要請するものであります。

既に御承知のとおり、この活断層は2002年5月8日、政府所管の地震調査研究推進本部地震委員会が公表したもので、改めてこの際確認しておきますが、その報告書によれば、その活断層の位置、形態については、大石田から寒河江市中心部を通り上山市まで、北北東から南南西に約60キロメートルの延長を持ち、複数の断層が併走して分布していること。そして、全体として西側が東側に対して相対的に隆起する、いわゆる逆断層であること。

そして、この断層の活動履歴は、これまで1万年の間に少なくとも3回活動しており、直近の活動は約6千年前以後200年前以前であり、平均活動間隔は約3千年であること。その過去の活動の内容は、西側が東側に対して相対的に4メートルから5メートル隆起している可能性があること。さらに将来の活動の可能性については、断層全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震になる可能性があることと指摘をしています。

そして、あくまでこれは確率の問題ではありますが、その報告書によれば今後30年以内の発生確率がゼロから7パーセント、50年以内の発生確率はゼロから10パーセント、100年以内の発生確率はゼロから50パーセントであるとし、日本ではかなり発生確率の高いグループに属していると指摘をしています。

振興計画が、今後10年間の寒河江市の計画であることを考えれば、その発生確率の中に既に入り込んでいるというふうに理解してもいいと思います。死者6,400人以上、負傷者4万3千人、倒壊家屋51万戸以上の大災害を引き起こした今から10年前の阪神・淡路大震災がマグニチュード7.2でしたから、地震の規模としてはそれを上回る大きさの地震が起こる可能性を推定しているのです。

この震災対策は、寒河江市が自治体としても、市民としても、未曾有の災害を最小限に食いとめるために何をするのか、何をすればいいのか、全力を挙げて精いっぱい取り組むべき大きなテーマの一つだと考えます。この活断層問題を他の災害一般と同列に扱うのではなくて、地震調査委員会の指摘

のとおり活断層が動いた場合、大きな災害が予想される本市の現実的な脅威として、しっかりとした対策を打ち立てるためにも、振興計画にきちんと位置づけるべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、振興計画に記述されている新たな市町村合併の検討の項目について伺います。

この箇所については、具体的に踏み込んだ記述はありません。佐藤市長がこの問題に、どう取り組んでいくのかが示されていません。6日の一般質問で、柏倉議員がこの問題に触れておりますが、市長の答弁では、合併新法の定めた今後5年の間に、どういう基準でこの問題にアクセスされるのか、明確にはなりませんでした。

そこで、さきに寒河江市、西川町、朝日町の枠組みでの合併構想が破綻して間もないこの時期にどのような再合併の枠組みが考えられるのか、佐藤市長の基本的な見解と、今後どのように行動されるのか、改めて伺いたいと思います。

また、今回も政府主導、さらには県主導の合併の押しつけと感じている市民も多いし、私自身もそう思っている一人であります。私は、まず住民ありきという姿勢が地方自治の生命線と考えますが、そのことと今回の新たな合併問題がどうすればかみ合うようになるのか、佐藤市長の見解を伺いたいと思います。

また、何度もこの場で議論したテーマではありますが、さきの合併劇の破綻の最大の原因は何だったのか、どうすればうまく進められたと考えているのか、この際改めて市長の見解を伺っておきたいと思います。

さらに、先日の答弁で市長は、合併の効果は10万人規模の自治体でないと言っています。どのような自治体との合併の枠組みを念頭に置いて発言をしているのか、伺いたいと思います。

次に、雪対策について伺います。

このテーマでは、本議会で既に3名の同僚議員が質問をしています。それほど記録的で大変な豪雪だったし、いろいろな角度からこの冬の豪雪対策を検証して、来年度以降の教訓にしなければならないとみんなが考えているからではないかと思えます。同じ質問テーマですので、時間の節約のためにもできるだけ重複を避けて質問をします。答弁も、重複は避けていただきたいとお願いしておきたいと思えます。

さて、記録的な豪雪となった今年の冬は、行政だけでなく市民も大変な苦勞を強いられました。特に直接市民との窓口になって対応に追われた土木課の職員の皆様は、心身ともに疲労したのではないかと思います。私も市民の声を取り次いで、さまざまなお願いをした当事者の一人として、心から感謝をしたいと思えます。

私たち日本共産党市議団は、12月6日の降雪がそのまま根雪になり次第に積雪量が増加し、低温も例年になく続いているというかつてない事態を踏まえて、市長と面談し年末の12月26日に、豪雪対策、雪害防止対策についての緊急申し入れを行いました。その中では、8項目について対策を求めています。さらには、年明けの1月4日には豪雪対策連絡協議会の会長に就任されたばかりの荒木助役に対して、5項目の2度目の具体的な追加申し入れを行いました。さきの3名の同僚議員の質問で触れられなかった部分について、その具体的な取り組みはどうだったのか伺いたいと思います。

さらに、私たちの申し入れ以降、家屋の軒先の損壊があちこちで発生しました。私の居住地だけでも、4軒もの住宅が被害を受けています。一般的に家屋の老朽化が進んでいる場合、積雪の重みで

屋根が折れる場合がありますが、今回はかなり広範囲に発生しているのではないかと思います。その発生件数をつかんでいるのであればお知らせをいただきたいし、その調査結果もあれば発表していただきたいと思います。そして、今後の教訓にもなると思われますので、その原因を究明の上、来年以降のこともありますので、市民にその対策を呼びかけていただきたいと思います。

最後に、県と政府に対する豪雪対策予算の交付について、強く要求すべきことについて市長に伺います。

私たちは、日本共産党山形県委員会と党の自治体議員団で合同で、1月に入ってから県に豪雪対策を求めて交渉を行いました。さらに、1月16日には国土交通省や農水省にも政府交渉団を派遣して、地方の要望を伝える活動を行ってまいりました。市長も今回の豪雪では、政府や関係機関に対して除雪予算の追加配分等についてさまざまな行動を起こされたと思いますが、その内容と結果について伺いたいと思います。

以上、市長の簡明で誠意ある答弁を願って第1問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答え申し上げます。

第5次振興計画に、活断層問題を位置づけるべきではないかというようなことでございます。

自然災害というものは、自然災害がいつ、どこで、どんなふうにかかるのかわからないわけでございますので、起きたときにどう対応するかを考えるべきであると思っております。

自然災害は、洪水、土砂、地震災害などが考えられます。また、予期しないこのたびの12月の大雪も、自然災害でございます。こうしたことから、市民生活の安全、安心な地域づくりを構築するためには、地震に限らずあらゆる自然災害を想定し、対応する対策が必要であると考え第5次振興計画基本構想では、予期できない自然災害への対策として、日ごろからの災害に対する市民意識の高揚と地域社会の連携による地域防災力の強化を図るとともに、被害防止のための確かな情報収集や提供に努め、災害に強い地域づくりを目指すとしました。

御案内のように、15年8月に策定しました本市の地域防災計画においても、震災対策の中で地震に強いまちづくりを掲げまして、諸般の施策を講ずることとしておるところでございます。災害対策の充実、強化を図るため、消防団員の確保対策、あるいは計画的な消防施設の整備、自主防災組織の立ち上げと地域防災力の強化、ハザードマップと避難マニュアルの作成などを施策としたところでございます。

次に、合併とのかかわりについて申し上げます。

合併については、第1日目の柏倉議員の一般質問に申しあげたように、住民の日常生活圏は既存の行政圏を越えて拡大していることから、新たな行政サービスの提供について、生活圏域全体を考慮した最適なまちづくりや住民サービスの提供を図る必要があることから、生活、文化、交通網等を視野に入れ、広い範囲での新たな市町村合併の検討が必要であろうとしたところであります。

そして、将来にわたって発展する地域をつくり新たな地域再生を図り、地方分権を担っていけることの自治体を構築していくことで、質の高い行政サービスを提供できるような広い視野に立った規模において考えておるところでございます。

それから、どのように行動されるのかというようなことでございますが、本市を含めまして近隣の市町では、それぞれ何らかの形でさきの合併問題にかかわりを持っているところだろうと思っております。それで、仕切り直しにつきましては、それなりのきっかけ、あるいは期間というものを要することになるのじゃないかなと、このように考えます。いずれにしましても、相手方の意向、情勢というものを見きわめながら、合併について考えていかなければならないと思っております。

それから、国、県の押しつけじゃないか云々の話がございました。

市町村合併については、地方分権の推進や少子高齢化、情報化の進展、そして厳しい財政状況での地方自治を考えると合併は必要なものであるとともに、観光資源や産業資源等、合併効果を生む新たな地域再生を考えるべき時期にあると思っております。国においても昨年4月、全国的に市町村合併の進捗状況に差異があることや、効果的で効率的な行財政運営にこたえていくため、新合併特例法が施行されたわけでございます。県は、この新合併特例法に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想というものを今年度策定を目指しているわけでございます。

一昨日も、破綻をしたパターンについて申しあげましたが、その中で首長や議会が、そして行政当局の保身や都合に執着することによって消極的であったり、市民投票やアンケートをとる際、意図的に方向をねじ曲げてしまうようなケースを挙げましたが、それらはいずれも正しい情報、データを市民に提供していなかった場合に当てはまるんじゃないかなと、こう思います。

それで、合併は自主的な市町村合併を目指すものであり、市民に正しいデータを提供して考えをいただき、市民の意向を十分酌み取りながら、市民と進めることは当然のことだと思っております。

それから、西川、朝日、両町との前回の合併の破綻の原因は何かというようなことの御質問もございました。

最終的に、集約した合併協定素案と建設計画は、2町に十分配慮されたものでありまして、県内で最もスムーズに調整が進み、これならば住民の理解を得るものと、納得できるものをつくり上げることができたと思っております。

しかしながら、特に西川町において合併協議会の協議結果を町民に正しく説明されたかという疑問は、今でも残っているところであります。そして、町長自身が8回にわたる協議にかかわり合意したものでありましたが、協議が調った後において、わくわくするような夢が描けなかったとか、時間が足りなかったとかなどと発言されました。町執行部は、協議結果というものを一つ一つ自ら町民に、きちんと説明する責任があったのではないかなと思っております。

それから、どうすればうまく進められたと考えているかということでございますが、前回の合併については市民も行政も、そして多くの議員の皆さんにも、本市の将来を思い一生懸命、真摯に実現に向けて取り組んでいただいたものと思っております。

ところで、遠藤議員も所属する政党も、合併には消極的というよりは、反対の立場をとってきたものではなかったのですが、それが今になって、どうすればうまく進められたと考えるかと、まさに他人事のような質問を何を意図してなされるのか、その意図がわかりません。不可解でございます。自ら顧みまして質問すべきではないかと思っております、私の方から逆に伺うところでございます。

次に、雪害対策について申しあげます。

2回にわたって申し入れがあったことについて、いろいろ検討し、対策を講じたところでございます。記録的な豪雪で、行政だけでなく市民も大変な苦勞を強いられている中、日本共産党市議団はこういう2回の質問をなされたわけでございますが、それですで最初に、12月26日の要望に対しての状況を申しあげます。

除雪について、狭い生活道路の確保のために、小型除雪車を集中的に導入すること。また、朝の出勤時間に間に合うように実施し、日中の融雪によるでこぼこ道路の解消に努めること等々の申し入れがあったわけでございますが、市道の狭い道路については、除雪計画において道路幅員に相応する除雪車を配慮しており、また除雪した雪でより狭くなってきた場合には、市のロータリー除雪車で幅出しをするなどして幅員の確保に努めております。

また、早朝除雪については除雪協力会に対する除雪計画の説明会において、通勤時間までに担当路線を終了するよう指導しております。さらに、融雪によるでこぼこ道路については、状況に応じ日中の除雪で対応し、解消に努めてきております。今後においても、同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歩道と通学路の除雪を計画的に進めることについてでございますが、歩道については一斉除

雪の際に小型ロータリー除雪車、歩道幅員が1.5メートル以上のものでございますが、を配置し、通行の確保を図っております。通学路については、教育委員会と連携をとりながら通学路の確保を図っております。

本年度寒河江、寒河江中部、それから南部の3小学校と陵南中学校、寒河江高等学校の周辺の通学路について排雪作業を実施し、その他の学校周辺についてはロータリー除雪車による幅出しと除雪により、通学路の安全確保を図っております。

次に、交差点において除雪した雪によりまして、見通しが悪くなったり大きな段差が生じた場合の解消についてでございますが、市道の交差点については、パトロールによる調査や町会長などからの連絡により市の除雪車で解消を図り、また県道、国道の箇所についてはそれぞれの管理者に連絡し、対応をお願いしております。

次に、日陰で融雪の悪い場所の市道で、グレーチングふたの部分だけが早く解けて陥没し、車の通行に著しく支障を来している場所について、冬期間だけコンクリートふたへの取りかえを検討すべきでないかということでございますが、グレーチングのふたは県の土木技術マニュアルに基づいて約10メートルごとに1カ所設置されており、側溝の水があふれた場合の対応や道路上の融雪水、それから雨水の排水など維持管理上必要なものとなっております。冬期間中だけコンクリートふたに取りかえることはできません。パトロールの調査などにより、融雪による陥没した箇所が通行に支障を来している路線については、その陥没箇所に雪を入れて埋める方法や、市の除雪車を活用して圧雪をとり平らにする方法などで陥没の解消に努めております。

次に、排雪要望への機器の提供などに機敏にこたえることということもございました。

地区から道路の排雪の要望については、地区よりダンプトラックなどの協力体制をいただき、また市では除雪ドーザーやロータリー車などを配置し、共同作業で実施しております。今後とも地区との連携を図り、適宜市除雪車を配置する共同作業で対応してまいりたいと考えております。

それから、融雪期に起こる急傾斜地の崩落防止のための調査と対策についてでございますが、県では地すべり急傾斜地等巡視員19名を委嘱し、急傾斜地危険区域の巡視をお願いしております。これらの方により、地割れや小規模崩壊等の異常を発見された場合には、県を通し市へ連絡が入ることになっております。このため急傾斜地の崩落対策は、県との連携を進めてまいりたいと考えております。

なお、市においては毎年がけ地等危険区域の防災調査を県警察、消防署と共同で実施し、住民に対し避難場所の確認や異常の有無を調査しておりますが、今年は記録的な雪害でありますので、この調査を融雪期に実施すべく関係機関と協議したいと考えております。

それから、2回目の14日の申し入れについて申しあげたいと思います。

このときの申し入れは、身障者、高齢者対策を初めボランティア等が主な内容で、豪雪対策連絡会委員長に対するものであります。本市の豪雪対策連絡会は、前にも申しあげましたけれども、昨年の暮れ、12月としては近年にない記録的な豪雪であったため、12月28日に17の課で構成する寒河江市豪雪対策連絡会を設置し、降雪に起因する被害を防止する施策をとることいたしました。

豪雪対策についての追加、第2次の申し入れがあり、その内容について第2回対策委員会で協議いたしました。特に身障者、高齢者世帯の状況を把握し、対応することいたしました。追加要望の中に、町会長連合会、民生委員協議会、消防団の3者による弱者支援のための連絡協議会の立ち上げがありました。町会長は町会長としての、消防団は消火栓や防火水槽の確保などそれぞれの活動があ

りますので、身障者、高齢者世帯等については、民生委員の方から状況調査をしていただき、その対策を豪雪対策連絡会議において検討し、速やかな対応を講ずることとしたところでございます。

次に、道路の排雪であります。道路交通の安全確保を図るため、学校周辺の通学路、幹線市道などについて排雪を実施しております。また、地区の生活道路の排雪には、地区より運搬トラックの配置等の協力体制をいただき、市の除雪ドーザーやロータリー車との共同作業で対応しております。これらの作業には、除雪協力会から排雪用ダンプトラックと運転手、地区からは交通誘導員をお願いいたしました。

次に、軒先の被害のことでございます。

家屋の被害としては、消防署で豪雪による被害として罹災証明を交付した件数が9件あります。原因ということでありますが、12月上旬で降った雪がそのまま根雪になったこと、それに加えて連日の厳しい冷え込みを伴いながら降り続いた日が多かったことが原因と思っております。

次に、政府に対する豪雪対策予算の要望についてであります。1月5日に県市長会では今冬の、この冬の豪雪による除排雪経費に対する財政支援について、国に対し要望をいたしたところであります。さらに、1月12日は市長会長、県知事、町村会長の連名で豪雪災害に関する緊急要望として、道路の除雪に対する国庫補助金の増額及び拡大を初め、公共施設に係る除排雪経費に対する補助制度の適用、高齢者世帯等の除排雪に対する支援等をいたしたところであります。

除雪費補助金については、2月7日付で国土交通省より臨時市町村道除雪事業費補助金として、山形県に事業費で5億2,900万円、本市には事業費で1,300万円、補助率2分の1で650万円の補助内示があったところであります。今回補正予算(第7号)で歳入として受け入れたところでございますので、御案内かと思えます。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁で、質問の1.5倍ぐらいの答弁時間になっております。おまけに逆質問までいただきまして、時間の節約をお願いしたのですけれども、守ってもらえなかったという気がします。

活断層問題についてでありますけれども、第1問でも申しあげましたが、災害一般にとどめておけないような大きな問題ではないかという観点からの提案で、そのための振興計画上の記述が必要なのではなかったのかというふうな提案を申しあげたんです。

その他、土砂崩れとか雨とか雪とかというのの災害と、同列には論じられない大きな課題なのではないかという提案なのですが、それに対する御答弁は格別なものではなかったと。防災計画でも、私拝見いたしましたけれども、あれで十分だというふうには私は思っておりません。

一つは、繰り返しこれまでもお聞きしておりますけれども、活断層のより詳細な調査がなされていないんです。それで、寒河江で具体的に露見したのは、高速道路の工事の途中に、高瀬山で活断層の断層が見つかったというだけでありまして、よりどこまで続いているとどこで切れていて、どこからまた始まっているのかとか、そういうふうな調査がなされておりません。今後10年間の間に、そういう調査をきちんとすべきだと、計画的に。そういうこともあります。

要するに、そういうことを上げればたくさんありますけれども、それに対する具体的な施策を振興計画の中に触れておく必要があったのではないかと。発表してしまったので、今さら直したり追加したりできないということであれば、より具体的な施策の中で、その点を位置づけてやっていく必要があるのではないかと。

その手の提案は、これまで数多くやっておりますので、余りやりませんけれども、いわゆる耐震調査あるいは個人家屋への耐震補強工事への助成とか、いろんな課題を全国の自治体で取り組んでいるわけですが、そういうものに対する寒河江市としての取り組む姿勢が問われているというふうには私は思います。無論自主防災組織の早急な立ち上げなども当然必要ですけれども、そういうものをどう考えているのかという質問だったんです。

それから、合併問題ですけれども、共産党や遠藤聖作の意見を聞きたいというふうな話でしたので、この問題、今回初めてではないですね、議会で取り上げたのは。過去3回か4回取り上げているはずなんです。その一等最初取り上げたときの議会の質問で、私たちの合併に対する見解というのをきちんと表明しています。

いわゆる、合併そのものを否定するものではない、当然自然的な、歴史的な条件で合併に至る自治体もあるだろうし、そういう場合は私たちは反対はしない。しかしながら、今回のようなだれが見ても明らかですけれども、特例債をえさにした政府の押しつけ合併、無論その背景には交付税の削減とか、さまざまな弱小自治体いじめの施策があったわけですが、そうやって追い込んでいくようなやり方が果たして正しいのかどうかということから、この問題始まっているわけでありまして、情報操作どうのこうのという問題今回もおっしゃいましたけれども、それは私はわかりませんが、ただ少なくとも住民が意思を表明したのが朝日町と西川町だったわけですね、アンケートによって。寒河江は、それすらやらなかった。そういうことの中で、一部執行部あるいは当局者の手によって、あるいは政府主導でいろんな仕組みがつくられたとしても、住民がどう考えているのかというところが

なければ、合併はうまくいくわけないんです。

そういう教訓の上に立って、今度の新合併法ではどうなんだと市長の見解を聞くのは当たり前でありまして、お客様と言いましたっけ……（「他人事」の声あり）

他人事のような聞き方をするというふうな話がありましたけれども、まさに当事者としてお聞きをしているわけです。私も寒河江市民の一人として、そのことを聞くのは当然だし、それだけの権限を市長は持っているわけでありますので、それに答弁するのは当たり前だと。しかも、この合併に対しては全国でさまざまな反応がありまして、何も佐藤市長のような姿勢だけがすべてじゃないです。

県内でも、大江町とかでは首長として合併はしないということ、自立の道を歩んでいくということを打ち出している首長もいるようですし、新潟の加茂市長のように全国を講演して歩くような市長もいるぐらいです。そういう意味では、必ずしも寒河江のケースが特異なケースではないと、あるいは全国的に先進的な例でもないということで、そういう立場からの大きなスタンスからの合併問題のとらえ方というのが必要なんじゃないかというふうに思いますので、伺ったわけです。

それから、雪害問題は大変詳しく答弁いただきましたけれども、私たちは過去にも当局に申し入れを何年か前にもやっていますし、別段今回に限ったわけではないんですけれども、時間がないので、数点に絞ってお聞きします。

一つは、ひとり暮らし老人の、あるいは老人だけの世帯の屋根の雪おろしを何とかしなきゃいけない、みんな思ったはずですよ。私もそう思いました。私の近くにもそういう御家庭がありまして、ひとり暮らしのお年寄りがいて、かなり古いうちで1メートル50も雪が積もっていて、見るだけでつぶされそううちだったわけですけども、それで何か方法はないかと。本人にも相談したんですけども、1万2千円の2回分のお金では、人を頼んだら、商売人を頼んだらとても足りないということで本人はためらっていました。

それで、子供さんも遠方にいるんですけども、連絡とってみたんですけども、すぐには来れないということだったので、何とかしなきゃいけないということで町会長さんに話をし、そして地域の青年組織ありますけれども、親和会あるいはスポーツ愛好会等の青年組織もありまして、そういうところに町会長さんから呼びかけていただきまして、そして民生委員の方にも立ち会ってもらって、7名で雪おろしをしました。2時間ほどで終わったんですけども、その準備の過程の中で多くの人から言われたのは、うちの周りの雪を片づけたりするのはそんなに危険ではないけれども、屋根に上って、あるいは2階に上って雪をおろすという作業は危険が伴うので、万々そうやって例えばがをした場合、ボランティアで参加した人はどうなるんですかということを知りました。

それで、それは今のところ何にもないんだと、だから大変申しわけないけど、気をつけてやらうしかなかったらということをお願いしてやらしてもらったんですけども、ボランティアは無償のボランティアとして頑張るにしても、やっぱりそれを補強する支えるような仕組みがないと、ボランティアも育たないのではないかというふうに思います。こういうふうな危険な作業を伴うボランティアの場合は、でなければ、高齢者住宅の雪おろしの助成金をもっと多額にするとか必要なわけですけども、財政逼迫の折、そうはできないということであれば、やっぱりむしろボランティアを活用した場合は、雪おろし助成金の一部を障害保険の方に振り向けるというふうなことだってできるのではないかとこのように思うわけです。

そういう弾力的な対応をやらないと、500世帯を超える高齢者、もっともお金があって自分で雪おろ

しできるという人もかなりいます。うちの民生委員から聞いたら、かなりの人がそうやってやったということでしたので、実際にボランティアが必要な高齢者の住宅というのはそんなに多くはないと思いますけれども、実際そういう人たちは現に存在するわけです。ですから、そういう何らかのやわらかい頭を使って弾力的に対応していくというふうな、しかもボランティアも支えていくというふうなことが必要なのではないかとということからの問題提起であります。

グレーチングの問題も、そういうことであれば大変難しいのかなというふうに思います。しかし、10メートル置きではないですね、必ずしも。数カ所にどどっとあったり、ずっとなかったりというふうなところもありますし、それからパトロールしてくださっているということでしたけれども、必ずしも機敏なパトロールというわけではないと、私が知っている箇所は。しかも、場所によっては余り降らない日でも、吹きだまりで小路のような小さい市道には、どどと雪が積もるときがあるんです。

そういうところは、もう何回か車通っちゃうと踏み固められちゃって、そして今年なんか1尺以上積もったというところ、かたくなって積もってしまったというところもありますけれども、そのところはもう陥没するわけです、文字どおり。そういう意味では、まめに入ってもらわないとロータリーなんか通っても、乗り上げるだけで排雪もならない、除雪もならないというようなところが何カ所か今年はありました。そういうところの対応を言っているんです。

いわゆる、グレーチング全体のことを言っているんじゃないかと、その狭い道路で、日陰で、そして吹きだまりでというようなところの場合は、特別な対応が必要なんじゃないかというふうな意見として申しあげたわけです。市長のさっきの話だと、雨水が流れなくなるとか話がありましたけれども、そういうところはもう解けもしないし水も流れないです。ただ空気が下通ってるもんですから、そのところが解けて陥没するということだけが起こりまして、そういう意味では弾力的な対応をこれもお願いをしたいということです。

それから.....時間がないですね、もっとたくさんあるんですけども、後でもしあれだったら直接担当課の方との話も進めていきたいと思います。

以上で第2問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 地震対策が、詳細にわたって第5次振興計画に載っていないのじゃないかと、こういうような御質問だろうと思いますが、やっぱり自然災害ということで、その対応というようなものにつきましても、事細かには載せなかったかもしれませんが、先ほど申しあげましたように前に定めたとおりの対策要綱と、こういうものについては地震対策、そして安全、安心な地震に強いまちづくりという一項目を置いて述べておるわけでございますので、それらを十分一体となつての取り上げ方をするとすることに尽きるかと思つております。

それから、調査ということでございますけれども、活断層云々の調査につきましても、これまでも何回となく議員の方からも質問があつたわけでございますけれども、これは一市だけじゃなくて県と一体となつてやるんだとか、あるいは県に主導権をとつてもらつてやつてもらふというようなことを県にも要望しておるところでございますし、そのようにありたいものだなど、こう思つております。

それから、なぜ壊れたかとかというようなことは、先ほども逐一申しあげたところでございまして、要はデータが、十分に市民に判断されるような正確な情報というものを流していなかったのではないかと、そういうことが、これは将来においてもそのようなことがあつてはならないと、このように思つておつて、やはり首長とか執行部の都合のいい情報で市民の考えを左右するようなことでは、これはうまくないと、こう思つておるわけでございますし、市民が流布されたところの風評で動かされるようなことのないように、十分注意しなくちゃならないと、このように思つております。

それから、災害の問題でございますけれども、災害補償、特にボランティア活動に行った場合の災害補償とか後遺障害とか、そういう問題につきましても、まだ制度的に固まっているかどうか私も十分把握しておりませんが、わかつておれば担当の方から申しあげたいと、こう思つておるわけでございます。

いずれにしても、この豪雪によりまして、いろいろな反省すべき点、あるいは対応として考慮すべき点というようなものがいろいろ出てきたかと思つておりますので、それらを総括しながら次の豪雪というものに対する反省の材料なり、あるいは対応に向けての参考ということに生かすということにしてまいりたいと、このように思つております。

それから、グレーチングにつきましても、これは担当の方から申しあげたいと思つております。
以上です。

○新宮征一議長 生活環境課長。

○有川洋一生活環境課長 お答え申し上げます。

町会とかで、雪おろしに関してボランティア活動をやった場合の保険というふうなことでございますけれども、全国社会福祉協議会の方でやっておりますボランティア活動保険というふうなものがございまして、これには市の社会福祉協議会の方でもボランティアセンターがあるわけなんですけれども、そのところに登録をしていただいて、これは個人でも団体でもいいんですけれども、雪おろしに限らずボランティア活動をやった場合には保険がおりるというふうな制度がございまして、それで、それに加入していただくようお願いをしているところでございます。

それから、これは17年度、今年の冬からというふうに聞いておりますけれども、ボランティア行事用保険ということで、これは団体の保険がございまして、それについても加入すれば、保険金が何かあった場合はおりるというふうなことになってございます。

それから、ボランティアでなくても、いろんな行事について町内会等で自治会活動をやった場合に、そのときにけがをしたり何かした場合の保障についても、いろんな保険会社の方で企画している商品がございまして、それについても加入するようというところで、生活環境課の方で毎年1回ですけれども、進めているというふうなところでございます。

それから、ボランティア活動についての保険に、個人的にでも団体でもなんですけれども、加入した場合については、今そのタイプもいろいろあるわけなんですけれども、基本タイプといたしまして1人300円の掛け金でやっているところがございまして、その分については市の方から半分、150円の助成をしているというふうなところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 土木課長。

○浦山邦憲土木課長 グレーチングの陥没しているところの、ひどいところについての弾力的な対応というふうな御質問ですけども、今市長からありましたように、一般的には調査をして、そしてそこを平らにする方法として、手っ取り早いのは雪を埋める。それから、それができないという場合については、またロータリー車、そういった中での対応をすると、こういう一般的なやり方だと思っています。

ただ、今御質問のようなところで、またそれが対応ができないと、それ以上に何かあるというような場合につきましては、その状況を踏まえた中で、何かいい方法も今後検討していきたいと思います。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 何分ですか。

○新宮征一議長 1分。あと1分。残り1分です。

○遠藤聖作議員 最後に、じゃボランティアの方だけですけれども、各町会にそれ徹底していないですね。

それから、基本的にはやっぱりボランティアですので、もし雪おろし助成金などを回して、全額市で負担するというようなことぐらいはやれるんじゃないかと、300円ぐらいであれば。かなり広範囲にわたるもんですから、そういう危険なものについては、そういうふうな対応が必要なんではないかということを要請して質問を終わります。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号18番、19番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 おはようございます。

私は、通告している質問事項について、市長に質問をいたします。質問に先立ち、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、第5次振興計画における目標年次の人口と世帯数についてお尋ねをいたします。自治体における人口の伸長は、よく市勢をあらわすバロメーターと言われ、振興計画においてはこれまでも目標年次の人口や世帯数を設定し、それに向かって計画を推進してきました。

市長は施政方針の中で、前回国勢調査の平成12年より昨年的人口が伸びたのは、本市など4市1町だけだとして胸を張りましたが、それはそれとして大変喜ばしいことでありますけれども、第4次振興計画の指標である目標年次の人口は4万8千人で、世帯数は1万3,500世帯と想定しています。しかし、この2月末現在で人口は4万4,202人、世帯数1万2,711となっており、指標とした数値には到底達しないことは既に明らかであります。私は、為政者としての首長は反省すべき点は率直に反省して、どこに問題があったのか振り返り、新たなまちづくりに当たることも、またあってしかるべき姿だと思っております。

ところで、第5次振興計画は他に類のない寒河江市ならではの計画としていますが、指標とすべき目標年次の人口、世帯数などは示されておられません。画竜点睛を欠くという諺語がありますが、大変気がかりであります。

そこで伺いますが、目標年次における人口、世帯数をどのように想定してまちづくりを進めるのか、まずお尋ねしたいと思います。

次に、将来人口の推計について伺います。

都市計画をはじめ各種事業を推進するに当たって、よく百年の大計ということが言われ、まちづくりが行われております。日本の人口は減少に転じ、少子化時代の中で将来人口について厳しいことが予測されております。

そこで伺いますが、合併をしない現在の条件のもとで2030年、2050年、2100年の本市の将来人口をどのように推計しているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、生活排水の処理について伺います。

下水道の整備は、水環境の保全あるいは快適な生活環境をつくる上で欠かせないものであり、本市では生活排水処理基本計画に沿って整備が進められてきました。ところが、第5次振興計画の中で今後の生活排水処理施設整備については、投資効果も含めて効率的に、さらに水環境という総合的な観点からも検討を進める必要があるとし、計画変更もあり得るような示唆をしております。

そこで伺いますが、下水道の未整備地域についてどのように対処する考えか、お尋ねしたいと思います。

次に、市民浴場の将来展望についてお尋ねをいたします。

先日の全員協議会の中で、クア・パーク民活エリアに公衆浴場の計画が示されました。その説明内

容からすると市民浴場との競合が予想され、サービスや料金設定、あるいは近隣の施設の条件を考えれば、市民浴場の利用者は激減することが心配されます。

そこで伺いますが、市民浴場を将来どのようにする考えなのか、お尋ねしたいと思います。私は、当面利用者が求めるかけ流しや、さらにサービスを充実して利用者に還元をすることが重要と考えますが、あわせて市長の見解を承りたいと思います。

続いて、図書館業務の民間委託と課題について伺います。

図書館の民間委託の効果については、開館日の増加、開館時間の延長によるサービスの向上、経費削減が効果として上げられていますが、私は公立の図書館は文書館的な役割も持っており、負の部分も考えなければならないというふうに思っております。

ところで、公文書館法は、国や地方自治体が歴史的に重要な公文書等を保存する責務を有することを明記し、本来ならすべての自治体で備えるべき施設と思いますが、公文書館を持っている自治体は全国で50団体弱の数しかありません。公文書館を持たない自治体における図書館の役割は大きく、すなわち公文書館のない図書館においては、次代に継承すべき資料を選択、収集、保管するという文書館的役割を担っていると言えると思います。民間委託によって、こうした公立図書館の機能が失われ、単なる書庫になる危険性がありますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず人口問題でございます。

本市の人口は、合併後、昭和45年までは減少したものの、その後微増を続け昭和55年の国勢調査において4万1千人に達し、昨年の平成17年国勢調査では4万3,625人と増加してきました。御案内のとおりでございます。

しかし、全国的に人口減少が予測される中、国立社会保障・人口問題研究所の日本の市町村別将来推計人口においても、将来の本市の人口は減少傾向にあるところでございます。これは、コーホート要因法という方法で推計しておりますが、ある基準年次の男女年齢別人口をもとに、人口動態率や移動率の仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法でございます。これには、政策的な要因は加味されておられません。

人口推計によれば、平成19年から減少するであろうとされておりましたが、昨年から日本の人口が減少に転じ、今後加速度的に進むものと見られ、専門家においても将来の人口を予測することは非常に難しく、第5次振興計画に、目標年次における人口と世帯数は掲載しないところでありました。しかしながら、土地区画整理事業等による宅地開発や都市基盤の整備、さらには子供を産み育てやすい生活環境整備や新たな企業の誘致による就業機会を創出し、安全で快適な居住環境を提供し、人口について現状よりも少しでも増加につなげられるよう第5次振興計画で示した施策を実施してまいりたいと考えております。

また、世帯数は昭和60年の1万42世帯から平成17年には1万2,597世帯となっており、この20年間に約2,500世帯の増加となっておりますが、1世帯当たりの世帯員数は4.2人から3.5人に減少しております。今後も核家族化の進行や単独世帯の増加等により、世帯数は微増傾向が考えられるところでありますが、今の世帯数からそう多く増加していくとは考えられないところであろうと思います。

次に、2030年とか2050年とか2100年の将来人口についてはどう考えるかという質問がございますが、将来の人口につきましては、本市独自の推計は行っておりません。

また、百年の大計ということでございますけれども、特に人口については、国家的にも百年の計を見据えたものでなければならぬものだと思っております。時代は常に変化する中であって、まちづくりは目先のことだけではなく、恒久的で永々と発展し続けるまちづくりを進め、目指さなくちゃならないと思います。それらを子孫に伝え、残すことが私たちの仕事であろうと思っております。市政運営の基本方針でも申しあげましたように、駅前中心市街地整備事業や国営寒河江川下流農業水利事業などは、まさに百年の大計に立った大事業だと思っております。

次に、生活排水の処理についての質問についてお答え申し上げます。

現在の事業認可区域における具体的な整備状況は、平成14年度に平成20年度を目標とする変更事業認可の採択を受け、公共下水道事業を1,067ヘクタール、特環公共下水道事業を93ヘクタールとして事業を進めております。この結果、公共下水道は平成20年度までには、残りの整備区域となっておりますところの宝、西根下河原、そして柴橋が完了する予定となっております。また、特環公共下水道につきましては、平成9年度から事業を実施してまいりました三泉地区60ヘクタールが、本年度で完了

する予定となっております。

このような状況の中で、下水道事業という独立採算の原則に沿った事業のあり方を常に念頭に置きながら、今後の本市の下水道事業をどのように進めていくべきかを検討しております。一つには、現在事業認可区域となっている高松地区で、浄化槽設置率が70パーセントを超えておりますし、ほかの下水道未整備地区でも高い浄化槽設置率を示しており、さらに宅地面積が広くなることから分担金が高くなることにより、早急には下水道への接続が期待できない懸念があること。

また、下水道特別会計における市債残高が現在129億円に達し、その後平成22年度にはピークを迎え、下水道特別会計、ひいては本市の財政への圧迫を増幅させかねないこと。そして、昭和58年に供用開始した浄化センターが施設の更新時期を迎え、今年度から平成23年度までの計画で、多額の事業費を投じ更新事業を進めていかなければならないことなどがあるわけでございます。現在も、毎年一般会計からの繰出金が、8億5千万程度の金額が繰り出されておる中で、これからの本市財政の負担軽減に努め、後顧に憂いを残すことのないようにするためにございます。

この結果、今後における事業箇所としては、ただいま申しあげましたように20年度までの計画区域としているところの宝、西根下河原、柴橋地区の公共下水道整備でございます。そのほかに、浄化センターの施設更新事業を行います。さらに、木の下地区土地区画整理事業に伴う汚水、雨水管渠事業とし、事業を進めていきたいと考えております。このために、公共下水道事業区域及び特環公共下水道事業認可区域を除く地域については、今後も合併浄化槽の補助対象地域とし、当分の間下水道未整備地域についての新たな事業認可の計画は策定せず、合併浄化槽によって対応していきたいと考えております。

このようにして、第5次振興計画に掲げる現況と課題の投資効果も含めて効率的に、さらに水環境という総合的な観点に立脚しながら、基本目標に掲げる公共用水域の水質保全に努め快適な環境づくりを推進し、より豊かな住みよいまちづくりを進めていく一翼を担っていくことにしておるわけでございます。

次に、市民浴場のことについてお尋ねがございました。

現在の市民浴場は、市民に身近な温泉銭湯として泉質のよさの魅力から、市内外から多くの利用をいただいているところであります。今年度に入り、トイレの洋式化などの改装を行うとともに、石けんやシャンプーなどを備えつけるなどの改善を行い、サービスの充実を図ってまいりました。

温泉をかけ流しすることや、サービスの充実をとのこともございますが、現在1分間に400リットルの源泉を給湯しておりますが、シャワーや浴槽からあふれたお湯はそのまま排水しており、循環に使用してはおりません。浴槽に沈んだごみを除去するためのろ過を行っておりますが、源泉の温度が50.6度と高温のために、ろ過を行った後の同じ温泉の少し冷めたお湯を加えることで、水などをまぜることなく温度を下げるができることから、ろ過後のお湯を利用して湯温の調節を図っているものでございます。かけ流しだけでは、現在の空冷による温度調節ができず、水を加えるか大規模な施設整備が必要で維持費も多額となりますことから、現在の方式が最善と考えるところでございます。

その他のサービスの充実に関しては、平成19年度から指定管理者制度というものを導入いたしまして、市民浴場の管理については、すべての業務を一括して委託することになりますので、指定管理者により柔軟な提案によるサービスの充実、向上が図られるものと考えているところでございます。

このたび民間によって、レストラン、物販施設を備えた公衆浴場が新たに設けられる計画がありま

す。これにより、浴場の選択と利用の機会がふえることになることから、市民サービスの向上が図られるものと考えているところであります。市民浴場については、今後とも身近に親しめる温泉銭湯として将来とも継続してまいります。民間公衆浴場の建設により、市民浴場の利用者の激減が心配されるのじゃないかということもあるわけですが、市民浴場は市民浴場としての利用形態、民間の公衆浴場は民間の浴場として、それぞれ特徴を持って運営されるものでありまして、近くに二つの浴場があることによって、双方とも利用の魅力が高まるものと思っております。

クア・パーク内では、ほかにも事業が着手される予定であり、また南部地区において多目的水面広場やグラウンドを備えた最上川寒河江緑地やウォーキング運動のルートづくりとなるフットパス整備事業も進んでいるところであります。従いまして、それらの施設整備に伴い利用者の方々からの市民浴場利用も見込まれますので、市民浴場の将来性が懸念されるものとは思っておりません。

それから……先ほど、温泉の湧出量につきまして1分間に400リットルを40リッターと言いだえたようでございますので、おわびして訂正させていただきます。

それから、図書館業務の民間委託の問題でございますが、と絡んでの公文書館のことでございます。

公文書館法は、御案内のように昭和62年に制定され、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的としておるもので、その第3条におきまして「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定されております。しかしながら、国の解釈では歴史的に重要な公文書等を保存する責務とは、法律上の義務とは異なるものであると。また、公文書館を必ず設置しなければならないことを定めているものではないとしております。

図書館業務の民間委託と公文書等の収集、保存との関係の御質問なわけですが、本市における市史編さん事業としまして、過去の公文書等も含めて資料の収集、保存等を行い市史を発刊し、市民の利用に供しているところであります。また、明治、大正時代における旧郡役所関係の公文書等については、郷土館において保存、展示を行っているところであります。さらに、本市の誕生以降の公文書については、文書取扱規程に基づき重要な書類で永久保存の必要がある場合は、保存年限を永久とし、各課で整理、保存を行っているところであります。

このように公文書等の収集、保存については、図書館の業務として行っているものではありませんので、図書館業務の民間委託は公文書等の収集、保存とは関係のないものと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員。

○内藤 明議員 どうも1問に対しての御答弁ありがとうございました。

2問目に入りますが、一つ目が第5次振興計画の目標年次における人口と世帯数は、いろいろ難しいというふうなことであったのかなというふうに思っていますが、私もさっき1問で申しあげました。要するに大きな指針がなくなるわけでありますから、まちづくりにも支障を来すんじゃないかなと、こういうふうに思っております。他に類を見ない振興計画だという割には、画竜点睛を欠くんじやないのかと、こういうふうな指摘をしたわけでありますけれども、そんな答弁でありました。そうしたことは大変重要なことでありますので、ぜひその中に記載なくとも、これからもきちっと目標を立ててまちづくりに当たるべきだというふうに考えますが、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、将来人口の推計について本市では行っていないということでありました。それでは、別の角度からお尋ねをしますが、それでは県や国、そうした機関での、あるいは別の機関でもいいですが、そうした推計をしていることについての資料はお持ちなんでしょうか、その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、排水処理計画について私が心配していることがだんだん現実味を帯びてきましたが、地域住民はこうしたことを前々から非常に心配をしておりました。全協でも申しあげましたが、要するに下水道などのインフラは、行政でないとできないんです。しかも、均衡ある発展というふうなことを考えれば、それは欠かせないものであるというふうに私は考えています。

人口というふうな意味では、未整備地域にある地域の人口は、かなりやっぱり減少しているんじゃないかなということが推測できますし、そういうふうな整備がおくれていることも、私は減少している一つの原因として上げられるんじゃないかというふうに思っています。

私の地域も未整備地域であります。よく住民の方々に言われます。その方々の言われることをそのまま申しあげますと、私たちはここで長い間住民として、寒河江の市民として税金を払いながら、市勢発展に幾ばくかの力を注いできたつもりだけれども、新たに住民になった方々と比較をすると、そういうふうな恩恵が受けられないというのは、おかしいんじゃないかということをよく言われます。

誤解があると悪いので、申しあげておきますけれども、もちろん新たに住民になった方々も大切な市民でありますから、大事な市民でありますから、そうしたことについての必要性はあるわけでありますけれども、そういうふうな点からすると、ぜひ同じような恩恵が受けられる、こういうふうな施策を私は講ずるべきだというふうに思っています。

最近になって、そういう未整備の地域について申しあげますと、ようやく農業が弱くなったということもあるというふうに思いますけれども、例えばホテルとかオニヤンマであるとか、大体集落の水が入る部分あたりでは出てくるようになりました、そういう水生昆虫が。ところが、集落を出るところになりますと生活排水がまぎってしまって、汚濁が激しくなって夏場なんかになるとボウフラのわくような状況になっている。そういうことをやっぱり踏まえながらぜひ、財政が厳しいというふうに、私はそれも理解をします。しかし、均衡ある発展というふうな意味からすると、そういうふうな施策はどうしても私は必要なんじゃないかなというふうに思っております。

仮に一步譲って、もし合併浄化槽でそのままいくんだというふうなことであれば、せめて、いくんだというよりも、そういうふうにしたいというような考え方であるならば、そうした地域住民に対してアンケート調査をするなり、あるいはいろんな座談会や、方法はいろいろあるというふうに思いますけれども、などをしながら十分納得を住民にさせていただくような方策を講じないと、住民の不満は、それは行政不信になってあらわれるというふうに思います。

私は、ベターな方法は住民に対して下水道についてのアンケートをとり、特に、といいますよりも、未整備地域の方に限ってアンケート調査をやって、ぜひその結果、下水道を整備すべきだということなことが大多数の意見であるとするならば、厳しくともそうした下水道を整備するというような方向性をとるべきだというふうに思っております。先ほどもありましたが、自治の基本は住民の考え方、決定でありますから、そのことをもってぜひ事に当たっていただきたいというふうに思いますが、市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、市民浴場についてもお尋ねをしましたが、何とお答えになったのかな、両方が、民間のそうした設備と施設と、市民浴場の施設がそれぞれあって魅力が高まるということで、利用者が減るとは思っていないというようなことでありました。私は、市長の見解と異なりますけれども、市民浴場は200円ですよ、この前全協のときに話を伺いましたが、民間の方は300円の料金設定だということふうにお話しされました。その100円の差は確かにありますけれども、左沢の、大江町の温泉も200円と300円の部分ありますけれども、300円の方にかなり客数があるというふうにお聞きをしておりますし、その点からただけでも、かなりの部分が300円の民間の設備の方に、施設の方に行ってしまうんじゃないのかなというふうに思います。

そういうふうに、市長は最上川緑地公園のところに入々がこれから大勢集まって、利用者があるからというようなことでありますが、それも確かにあるでしょう。しかし、総体的に見ればそうした流れに、そうした民間の施設に行くことは、私は火を見るよりも明らかだというふうに思っております。そういう点で、ぜひ今からそうした対策を講じておかないと、大変な状況になるんじゃないのかなというふうに思っていて、お尋ねをしたところであります。

ところが、トイレもつくったなんていうような話もありました。それは、この前も申しあげましたが、使いにくいトイレでは、なかなか要件を満たしているというふうにはならないんじゃないのかなというふうに思っていますので、繰り返すことは避けますけれども、そうしたことについても、ぜひきちっと対処をしていただきたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、かけ流しの話も私申しあげました。今の現況では、あの方法が最善なんだということなことでありますけれども、時折私も空き時間といいますか、テレビを見る機会があつて旅番組なんかよく見ますが、そうしたところの旅館の行く先々で、ほとんどと言っちゃなんですが、ほとんどがかけ流しを売り出しにしております。ですから、せっかく湯量もあるし、これからのことを考えれば、利用者もそういうふうに行っているわけでありまして、利益も出ているわけでありまして、それを利用者に還元するというふうなことも第一義的に考えておく必要があるんじゃないのかなというふうに思っております。

そういう点で、難しさはあっても今のうちからそのような対処をしていかないと大変な事態になるというふうな危険性がありますので、もう一回市長の御見解を承りたいというふうに思います。

それから、図書館の民間の委託の関係であります。私は公文書館法の関係についても申しあげま

した。市長は、公文書館法の解釈、いわゆる自治体の責務についていろいろ述べられましたけれども、公文書館は本市にないわけで、これからはこうした図書館がそういうふうな役割を果たすべきなんではないのかなと、いうふうなことを私は申しあげたつもりでございます。

そしてまた、そうした法律に基づく公文書等は、関係各課あたりにも備えてあるというふうなことでありますけれども、市民のやっぱり知る権利というふうなことをもって基本に据えるならば、これからは、現況ではですよ、現況では図書館をそういうふうな場に位置づけて、本来は別のものがあるべきだというふうに思いますけれども、現況ではそういうふうなところに置いておくのが必要なことではないのかなと、こういうふうに思っておるわけでありまして。

特に最近、行政に対して市民の参加、あるいは市民の自己責任というようなことが問われているわけでありましてから、そうした自立をする市民が自分の意思を決定するに当たって、そうした情報を十分に入手できる。そうしたことを整える必要があるのではないかというふうに思いますので、そういう意味では現況からすると、図書館の果たすべき役割というのは非常に重要なものではないのかなと、こういうふうに思っております。

でないと、ただ単に無料の貸し本屋みたいな形になってしまっただけではならないというふうに思いますし、そうした図書館についての役割をもう一回やっぱり問い直す必要があるんじゃないのかということも思っておりますので、改めて市長の御見解を承りたいというふうに思います。

以上、2問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 人口のことですが、これまでですと人口は伸びるもの、あるいは経済は右肩上がりに上がるものと、このような先入観があったのだと、こう思っております、あらゆる国の計画であろうが、あるいは県の計画であろうが、市町村におきまして、人口は伸びるものとしての発展計画とか、あるいは振興計画というものをつくってきたらと、こう思っておりますが、御案内のように2年前倒しに全国の人口も減ってきていると。

そしてまた、将来も非常に悲観的なものしかないというような中で、やっぱりそういうことを経験したことのないところの日本でございますし、地方自治体でございますから、じゃどのようなそれに合ったところの方針を立て、あるいは施策を講ずるか。特に少子化時代に対してのというようなことの対策というのは、非常に今はもう見えないのではないかなと、このように思っております。

ですから、少しでも歯どめをする、あるいは人口増につながるための施策というものを、これを講ずることによって歯どめをかけていく。そしてまた、将来の発展に結びつくようなことを講じなくちゃならないと、こう思っておるわけございまして、ですから先ほども申しあげましたように、人口の将来の推計につきましては施策というものが全然入っていないわけでございますから、入っていないのは入っていないにしましても、寒河江市としましては、さらに人口なり世帯なりがふえて、そして元気のいいところのまちにするようなことを、やっぱり施策なりとっていかなくちゃならないのだからと、こう思っておるわけございまして、そういう意味合いの振興計画でございますので、御理解は得たと思っております。

それから、推計をすとかしないとかは、国なり県なりにあるのかどうかということですが、私もはっきりはしませんが、せめて県あたりは何か持っているんじゃないかなとは思いますが、はっきりしたところ私はわかりません。

それから、下水道を通しまして均衡ある発展とか、あるいは恩恵を等しく受けるというようなことを申しあげましたけれども、うちの方でも下水道計画というようなものを立てまして、いろいろ考えてきたところでございますけれども、この環境に対するところの市民の、これは国民といってもいいですけれども、市民の関心というものは非常に急速に高まっているというふうに思っております、公共下水道等で整備する速さを超えておるのが現状じゃなかろうかなと。それで、単独浄化槽だけじゃなくて今度は合併浄化槽と、こういうように進んできたものと、このように思われるわけでございます。

けれども、じゃ下水道に切りかえていくというふうに行行政として、あるいは独立採算制を持つておるところの自治体として、切りかえていくことがどうなのかというようなことについていろいろ検討した結果、先ほど答弁申し上げたようなことになってきておるわけございまして、市の下水道というようなものにつきましては、非常に現在、これは考えられないことなんだというようなことを改めて検討、考えておるところでございます。

それから、アンケート云々というようなことを通して、市の方針というようなことでの話もありましたけれども、私は現在の今考えていることを十分に市民に周知徹底して、そして御理解をちょうだいするという方向でいけばいいんじゃないかなと、このように思っております。

それから、市民浴場と公衆浴場の関連等々についてのお尋ねがございましたけれども、あそこはク

ア・パークということでございまして、いろいろな温泉があってそれぞれに応じて好みなり、あるいは金額等々に応じた利用の仕方とかあると思うわけでございまして、今年が寒河江市の開湯50周年ということであって、もっともっと寒河江市の温泉というものを売り出さなくちゃならない時期にあるわけでございますので、いろいろな温泉の中でいろいろの趣味といいますか、利用の仕方に応じて、それぞれの魅力を受けて享受できるようなことであればなと、このように思っておるわけでございます。

そのことでの現在の市民浴場への影響なり、圧迫というようなことは、それはどのようなのですか……非常にはっきり言って、これからの問題だと思っておりますけれども、それはそれとしての、今の市民浴場としての存在価値というものは、それなりに私はあると思っておりますけれども、互いに相乗効果を発揮していくというようなことが必要でありましょうし、また先ほど申しあげましたいろいろ、あそこの最上川総合公園なり、あるいは多目的水面広場なり、等々の開発整備を行っておるところでございますので、それらと一体となったところの寒河江温泉ということでの存在というものを出していくべきだなと、このように思っております。

それから、現在の市民浴場の現状とかかけ流しのことについてでございますが、さきにも答弁申しあげ、また今も申しあげたとおりでございますので、なお担当から話があればつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、公文書館、これと図書館を併用できないかというようなことでございますけれども、これは図書館法は図書館ということでございまして、公文書は公文書なりに現在それなりの整理、保存というものをやっておりますので、これを二つ持たせたような図書館にしていくというようなことよりも、図書館を充実、発展させ、図書の利用あるいはあそこで学ぶ、あるいは読むというようなことを、図書館の活用というものを十分発揮してもらいたいと私は思っておりますので、公文書館はそれなりに市の方でやっぱり文書の保存というようなことと、それは情報公開の問題もあるかと思っておりますけれども、それらを加味して保存の徹底といいますか、あり方を十分備えていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 生活環境課長。

○有川洋一生活環境課長 市民浴場のトイレに関しましては、洋式化というようなことで改善を図ったところでございますけれども、そのスペースが狭いというふうなことはお聞きしているところでございますので、今後においてできる限りの対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、お湯のかけ流しについてでございますけれども、今の源泉から400リッターのお湯をいただいております、それとともに浴槽内のお湯を一部循環しているわけなんですけれども、現在の利用者数が1日およそ850人ぐらいになっているわけなんですけれども、これらの利用者数から見ましてかけ流しだけだと、お湯の汚れが非常にありまして、それを防止する意味からも、ある程度汚れを除去するための循環は必要ではないかというふうに思います。

また、今の源泉から浴槽までの間に、外に冷却装置があるわけなんですけれども、50.6度から50.7度ぐらいの間のお湯を冷ますには、今空冷でやっているわけなんですけど、これではとても熱くて入れないというふうなことで、これでの温度調節もやっているわけでございます。これをやらないということになって、かけ流しだけというふうになりますと、水を加えるというふうなことしかできませんので、これでは源泉を100パーセント使っているというふうなことでの売りはなくなってしまうわけでございます。温泉としての効能も低下するというふうなことで、現在やっている一部循環について今後ともやっていくのが最善ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 将来人口の推計の関係で、市長は、その資料を持ち合わせていないということでありましたが、多分企画では、私は持っているんじゃないのかなというふうに思います。

なぜこうしたことを申しあげたかといいますと落ちがありまして、私も実は持っているんですが、多分企画課長も持ち合わせているんだというふうに思いますが、寒河江市の2100年の推計される人口はこのままですと、このままというか、今の地理的な条件の中で合併をしないということでありまして2万7,642人なんです。それで、かなり減少をする。

それから、減少率の低いのが天童市でありまして、さきの国調では6万3,855人なんですが、2100年は6万6,882人なんです。それから、もう一つ、次に減少率が低いのが東根市で、国調のときには4万5,832ですが、2100年には4万2,741で、東根市は多分私は自衛隊があるからなんだろうかなと、こういうふうな推測はしているんですが、そういう意味で、ちなみに西川町なんかは252人なんてなっていますから、一つの集落みたいな形になるような危険性を感じますが、私が言いたいのは天童市が何で少ないのか、減少率が。そういうところが私はわかっているんじゃないのかなというふうなことを思いながら、お聞きをしたわけでありまして。

持ち合わせていないというから、わかっていないというふうになるんだろうというふうに思いますが、ぜひこうしたことについて研究をしていく必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思います。改めてその研究等について御見解をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、あと何分ありますか。5分。10分。（何事か呼ぶ者あり）

15分、5分。（「5分」と呼ぶ者あり）

10分あるなんてうれしくなったっけは。

下水道整備の関係で、市長は市の考え方を周知徹底する考えでいいのではないかなというふうなことでありましたが、何回も申しあげますけど、これまでこうした計画は市サイドでもって検討されて、住民にいろんな場所で座談会等を開きながら、その中で決定をしてきたことなんです。逆に言いますと、住民はそのことを期待しながら首を長くして待っているんです。

ですから、そういうような意味では、住民の考え方に基づいて市政を運営する、施策を決定するというふうなことが基本だというふうに私は思いますので、市長のそうした考え方は、地方分権には私はなじまないんじゃないかというふうなことを強く申しあげて、御見解を再度承りたいというふうに思いますし、それからもう一つ、もう一点だけ言っておきますが、そういうふうな地域では、例えば排水路等の整備についても同時並行的に、これまで要望してきた経過があります。

しかし、繰り返すことになりましたけれども、下水道が設置をされると、整備されると二重投資になるというふうなことを言われてきました。それも、確かにそういうふうな意味が住民にはよくわかりますし、それにも耐えてきたといいますか、我慢をしてきたわけですが、従って、下水道整備をしないというふうになれば、そうしたことも付随して行政の課題として出てくるということだけはきちっと踏まえて、対処を急いでもらわなければならないというふうに思いますが、そういうことにもし整備をしないと、下水道整備をしないということになったときの市長の心構えを改めてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

時間がもうないですから、図書館についてもいろいろ思うことあります。民間に移すと、私は図書

司なんかいなくなって大変になるんじゃないかなと、こういうふうな思いがあります。そうした件についても、時間があればその点も承りたいというふうに思います。

よろしくどうぞ。

○新宮征一議長 佐藤市長。残り時間があと2分ちょっとですので、時間内で願います。

○佐藤誠六市長 私は、将来の人口推計についての資料というものは、私の手元には持っておりませんから持ってありませんと、こう申しあげております。

ですから、そういう詳しいのは県にあるのじゃなかろうかなと。あるいは、市の担当が持っているかどうかわかりませんが、私は見ておりませんし、先ほど申しあげたような考え方で第5次振興計画の将来像というものを描いたものでございますから、御了知おき願いたいなと、このように思っております。

それから、下水道の設置のことでございますけれども、議員はぜひともすぐ全区域に下水道の網を張りめぐらせてと、こういうような意向のようでございますが、先ほど申しあげましたように利用率は非常に低いことがわかってきたとか、あるいは周辺の土地に行きますと負担金が高上がりになるというようなことからしても、非常に将来の利用加入率といえますか、それが余り見込めないと。(終了の合図)

そこまで押して、下水道をさらに伸ばしていくのかということになりますと、これは将来に対して大きな負担を、これは市民全体に賦課するということになりますれば、まして一般財源から投与しなくちゃならないというようなことになりますれば、これは大変なことになりますと。こういうことで、現在先ほど答弁申しあげたような考え方でいるところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第2、議第40号を議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第3、議案説明であります。

市長から、提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

寒河江市第3期介護保険事業計画において、平成18年度から平成20年度までの保険料率を設定したこと、並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づき、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第4、これより質疑に入ります。

議第40号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 この条例の中に、課税されないものとした場合とあるんでありますけど、18年から20年までの間、課税されないものとした場合と、課税する可能性もあるのかどうかであります。

今、申告の時期であります。所得は、大体1月1日現在に対しての課税がなされるわけです。この文書の中に、課税されないものとした場合のが、かなりのところにあるんです。3年間の間に課税されるというものも考えられるのかどうかであります。その辺お聞きしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 所得の額によって、保険料の各段階が設定されておるわけです。従って、所得が変われば段階も変わるというふうなことになるかと思えます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 ここの文書の提出、条例改正ですね、市町村税が課税されないものとした場合だけがあるんです。だから、この3年間のうちで、改正で課税させるのかどうかということも考えられるわけであります。その辺の裏づけというのが、どのようにこれから3年間の間でなされるんでしょうか。

○新宮征一議長 佐藤良一議員、何ページのどの部分を指しての今の質問ですか。

○佐藤良一議員 ほとんどのところに、終わりの方にあるんであります。ほとんどのところに。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 質問は、経過措置の文書の中を言っているのかなというふうに思いますけれども、この経過措置につきましては激変緩和措置というふうなことで、18年度と19年度、2カ年にわたって緩和措置をするというふうな内容でございます。

そこで、この緩和措置を受けられる方というのは、従来よりも極端に段階が上昇した方、これが対象になるわけですが、その表現として、この条例案として起草しているものでございます。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 一つだけお伺いをします。

今回の法律改正に伴う1号被保険者の介護保険料の改正、区分を一つふやしたというふうなのが今回の特徴ではないかと。

それで、新第2段階以外の保険料は、全値上げというふうなことかなというふう理解しましたけれども、この第2段階を新たに創設をした理由。そして、その中で課税年金収入額が80万円以下の人というふうになっていますけれども、これはどういう理由でこういうふうな物差しができたのか、お伺いをしたいと思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○石川忠則健康福祉課長 従来の第2段階を今回の改正では、2段階と3段階に分離されております。

従来の2段階については、負担能力が非常に幅があるというふうに言われております。それを細分化したというふうな内容でございます。80万円云々につきましては、やはり国からの通知に基づいてやっておりますので、内容的にどうというふうな詳しい内容までは、ちょっと承知してございません。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
文教厚生委員会	議第40号

平成18年3月第1回定例会

散 会 午前11時51分

○新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成18年3月15日(水曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新宮	征一	議員	2番	佐藤	藤津	毅	議員
3番	鴨田	俊廣	議員	4番	榎	津博	士	議員
5番	木村	寿太郎	議員	6番	松田	田川	孝	議員
7番	猪倉	謙太郎	議員	8番	石川	川忠	義	議員
9番	鈴木	賢也	議員	10番	荒木	木春	吉	議員
11番	柏倉	信一	議員	12番	高橋	橋勝	文	議員
13番	高橋	秀治	議員	14番	佐藤	藤良	一	議員
15番	佐藤	陽子	議員	16番	川那	越須	男	議員
17番	内藤	明一	議員	18番	那遠	藤聖	稔	議員
19番	佐藤	敬一	議員	20番	遠藤	聖作	作	議員
21番	伊藤	忠男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課長
菅野英行	行財政	改革推進課長	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課長	浦山邦憲	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課長	犬飼一好	花緑	せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課長	尾形清一	地域	振興課長
石川忠則	健康	福祉課長	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所長	兼子良一	病院	事務長
芳賀友幸	教育	課長	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学校	教育課長	布施崇一	社会	教育課長
石山忠	社会	体育課長	鈴木一徳	選挙	管理委員会
安孫子雅美	監査	委員	宇野健雄	事務	局長
清野健	農業	委員会事務局長		監査	委員

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	調査	係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成18年3月15日(水)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 2号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)
- 〃 2 議第 4号 平成18年度寒河江市一般会計予算
- 〃 3 議第 5号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 〃 4 議第 6号 平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 〃 5 議第 7号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 〃 6 議第 8号 平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算
- 〃 7 議第 9号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 〃 8 議第10号 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 〃 9 議第11号 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 〃 10 議第12号 平成18年度寒河江市立病院事業会計予算
- 〃 11 議第13号 平成18年度寒河江市水道事業会計予算
- 〃 12 議第14号 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 〃 13 議第15号 寒河江市課制条例の全部改正について
- 〃 14 議第16号 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 〃 15 議第17号 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 〃 16 議第18号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第19号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 18 議第20号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 19 議第21号 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第22号 一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 〃 21 議第23号 寒河江市特別会計条例の一部改正について
- 〃 22 議第24号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第25号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 24 議第26号 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 〃 25 議第27号 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 26 議第28号 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について
- 〃 27 議第29号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議第30号 寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について
- 〃 29 議第31号 寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について

- ” 3 0 議第 3 2 号 寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について
 - 日程第 3 1 議第 3 3 号 寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について
 - ” 3 2 議第 3 4 号 寒河江市国民保護協議会条例の制定について
 - ” 3 3 議第 3 5 号 寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について
 - ” 3 4 議第 3 6 号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
 - ” 3 5 議第 3 7 号 財産の交換について
 - ” 3 6 議第 3 8 号 字の区域及び名称の変更について
 - ” 3 7 議第 3 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - ” 3 8 議第 4 0 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
 - ” 3 9 陳情第 2 号 「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出に関する陳情
 - ” 4 0 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - ” 4 1 質疑、討論、採決
 - ” 4 2 議会案第 1 号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について
 - ” 4 3 議案説明
 - ” 4 4 委員会付託
 - ” 4 5 質疑、討論、採決
 - ” 4 6 議会案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - ” 4 7 議案説明
 - ” 4 8 委員会付託
 - ” 4 9 質疑、討論、採決
 - ” 5 0 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日予算特別委員会終了後、議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会議案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、議会議案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3件であります。

追加議案の取り扱いについては、最初に議会議案第1号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、議会議案第2号を上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は議事日程第6号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1、議第2号から日程第39、陳情第2号までの39案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第40、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第14号、議第15号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第33号、議第34号、議第35号、議第37号及び議第38号の14案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第14号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、タクシーやレンタル車には箱形と乗用車タイプがあるが、どちらも可能なのかとの問いがあり、当局より、車の使用については法律で定められており、10人以内のワゴンタクシーの大きさまでとなります。レンタル方式では、車を借りて運転手を別に雇用し、燃料代も個別に契約する方法もありますとの答弁がなされました。

委員より、ポスター1枚当たりの単価はどこから割り出しているのかとの問いがあり、当局より、公職選挙法施行令で規定され、国政選挙で使われている単価ですと答弁がなされました。

議第14号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号寒河江市課制条例の全部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、今回の課の統合に伴う市民に対する周知方法、庁内の表示や総合受付の考え方についての問いがあり、当局より、市民に対する周知については、3月20日号の市報で課の名称変更や配置の変更をお知らせいたします。表示の仕方は、変更に合わせて修正を行うこととなります。総合受付については、現在も市民課の窓口が総合案内的な機能を果たしており、またすべての職員で市民に対応しておりますので、別個に担当を設けることは考えておりませんとの答弁がなされました。

議第15号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、公表項目がふえると思うが、どのような内容となるのか。また、公表の仕方、時期はどのように考えているのかとの問いがあり、当局より、これまでの公表は職員の給与状況が主でしたが、今後の公表は条例第3条に規定する6項目ほどがふえますので、市報に載せるページ数も限られていることから、概要を載せることとし、正式な公表は掲示場に掲示する方法となります。また、市のホームページでの公表も検討しております。公表時期は、これまでどおり11月上旬を予定しておりますと答弁がなされました。

議第17号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市特別会計条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第33号寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第34号寒河江市国民保護協議会条例の制定についてを一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、国民保護協議会委員の定数を40人以内とし、同協議会に幹事40人以内を置くとしているが、委員と幹事の関連についてお聞きしたいとの問いがあり、当局より、協議会の委員構成は市長を初め助役、教育長などのほかに市に関連あるJR、新聞社、放送局、ガス会社などの関係機関の代表者とし、幹事は関係機関の実務面を担当する方で構成し、協議会の原案作成や事前調整を行うものですとの答弁がなされました。

委員より、国民保護法と県の計画をもとに寒河江市が国民保護計画を18年度中に策定するとしているが、策定期限と計画内容について伺いたいとの問いがあり、当局より、計画の策定は平成18年度中と考えており、県に提出し、協議を行い、計画を策定後、議会に報告となります。6月か7月にスタートさせ、最終

的に翌年の3月まで議会に報告というスケジュールであります。計画内容については、国の基本方針や県の計画で決まっており、市では初動の連絡体制の確立や警報の伝達、市民の避難誘導、救援などを定めますとの答弁がなされました。

委員より、国民保護協議会委員に市民の代表者は何人ぐらいを考えているのかとの問いがあり、当局より学識経験者という形で、ある程度の人数は入れていきたいと考えておりますが、具体的にはまだ決定しておりませんと答弁がなされました。

委員より、武力攻撃を受けた場合の市の具体的な対応はどのようになるのかとの問いがあり、当局より、国が侵略を受けた場合、国は県と市町村に対し対策本部の設置を指定します。市の対策本部では、国、県から情報を得て、市民の避難誘導などを実施することとなります。法律的に国が主体となって行い、市はそれを受けるための計画をつくることとなっておりますとの答弁がなされました。

議第33号及び議第34号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結いたしました。

議第33号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第34号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号財産の交換についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、それぞれの土地の評価はどのようにして算出したのかとの問いがあり、当局より、土地の評価については寒河江川土地改良区が交換に供する土地は市で鑑定士に依頼して算出しており、市が交換に供する土地については、平成15年国に一部売却したときの単価を参考に算出してありますと答弁がなされました。

議第37号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、字の区域変更の今後の取り組みと考え方についての問いがあり、当局より、市としては旧寒河江町の大字寒河江の地域で特に甲乙丙丁の十干を使っている所在地は、全部変更すべきであると考えておりますが、全体の同意が必要でありますので、地区住民の要望が高まったところから順次進めていきたいと考えておりますとの答弁がなされました。

議第38号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第16号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第40号、陳情第2号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、この分担金は17年度歳入となるのかとの問いがあり、当局より、この事業は17年度単年度事業ですので、この3月議会で議決をいただきますと、17年度歳入としての請求手続きを行いますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第16号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、委員定数10人以内となっているが、何人予定しているのかとの問いがあり、当局より、定数10人以内というのは委員会の今後の業務量を勘案して、ある程度余裕を持った設定にしており、当面は5名程度と考えておりますとの答弁がありました。

委員より、障害は身体障害、知的障害、精神障害と三つに分かれるが、この審査会の中ですべて判定するのかとの問いがあり、当局より、すべての障害者についてこの審査会で審査することになりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題

とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今ハートフルセンターにはほのぼのサロン等だれでも無料で利用できる場所があるが、この部分についてはどうなるのかとの問いがあり、当局より、指定されている貸し室について対象とするもので、現在料金をいただいていない場所については従来どおりですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、現在の第4段階の該当者1,087名が改正後の新5段階へそのまま移行するわけではないのかとの問いがあり、当局より、そのまま移行すれば1,087名となるようですが、実際には今回の税制改正の影響があり、新5段階にはその2倍近くの2,098名が該当なると考えられます。ですから、新4段階と新5段階の方に激変緩和措置を適用するというものですとの答弁がありました。

委員より、激変緩和措置で18年度はどの程度軽減されるのかとの問いがあり、当局より、新4段階と新5段階について激変緩和措置がありますが、新4段階については現在の第1段階及び第2段階から移行する方の保険料は新基準額3万5,760円の66パーセント相当額となり、同じように現在の第3段階から移行する方は83パーセント相当額となります。次に、新5段階についてですが、現在の第1段階及び第2段階から移行する方は新基準額の75パーセント、第3段階から移行する方は91パーセント、そして現在の第4段階から移行する方については新基準額の108パーセントが保険料額となります。19年度については、若干率が変わってまいりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「保険で安心してかかる医療」を求める意見書提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、新たに高齢者の健康保険をつくって保険料を徴収しようとするなど、今は低所得者や高齢者、障害者、難病患者などが必要な医療を受けられないような大変な状態になってきている。国民皆保険制度を堅持して、だれでもが安心してかかる医療制度にすることは大変必要なことだと思うので、この陳情書に賛成ですとの意見がありました。

委員より、さまざまな動きがある中で、この三つの陳情項目を国に求めるというのは妥当だと思うので、採択すべきだと思いますとの意見がありました。

また、委員より、趣旨はわかるが、国も地方も行財政改革を推進し、非常に厳しい状況にある中で被保険者も保険者もある程度公平な部分で負担と給付が必要であり、維持可能な医療制度にしていけないとどこかで詰まってしまう。この陳情書には、今の時点では賛成しかねるとの意見がありました。

委員より、この陳情の趣旨で医療費抑制の歯どめをどこでするかということが見えない。陳情項目はわかるが、2010年には医療費が41兆円にもなろうという推計が出されている中で、持続可能な制度でなければならぬと思う。この陳情書はさらに吟味すべきで、願意妥当とは思えないとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第36号及び議第39号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、予算上の歳入の変化はないようだが、条例改正によりどのくらい違ってくるのかとの問いがあり、当局より、具体的な算出はしていませんが、それほど多くはなく、また歳入不足の場合も考えて見込んだものでございますとの答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、別なものを建てるという考えはないのかとの問いがあり、当局より、現在のところはございませんとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第30号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市農村公園に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江都市計画事業寒河江駅前土地地区画整理事業施行条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、清算業務も完結したのかとの問いがあり、当局より、現在清算徴収業務を行っている状況でスムーズに進んでおり、予算関係につきましても出納閉鎖期間内に完了する見通しでございますとの答弁がありました。

議第32号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、指定管理団体の事務局を土地改良区の中に置くということについて不都合はないのかとの問いがあり、当局より、この団体は土地改良区を含む21団体で構成しており、土地改良区につきましてはこれまでもグラウンドワーク二の堰の事務局を行っており、これまでと同じ内容で指定管理者として実施していくということでございますと答弁がありました。

議第36号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、飲用水供給施設事業が今回も計画に載っているが、実現性の見通しにはどうなのかとの問いがあり、当局よりこの事業を上げる前に地区住民の同意を得て要望しているわけではありますが、今後事業に着手する段階で再度説明会をして、その段階で県が判断をすると聞いておりますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第39号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午前11時10分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算、議第5号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第6号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第7号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第8号平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第9号平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第10号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会予算、議第11号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第12号平成18年度寒河江市立病院事業会計予算、議第13号平成18年度寒河江市水道事業会計予算であります。

11案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第2号については、一つ、小中学校のアスベスト対策の施工方法について。

議第4号については、一つ、新寒河江温泉の使用料について、一つ、旧高松公民館敷地に係る土地売払収入について、一つ、市債に係る後年度交付税算入分について、一つ、土地開発公社職員地方公共団体負担金の性格について、一つ、児童手当制度の拡大内容及び少子化対策推進事業について、一つ、浄化槽設置補助事業に係る区域の見直し並びに今年度補助対象件数及び今後の補助継続について、一つ、浄化槽の水質管理及び旧廃止鉱山の管理について、一つ、市に対する浄化槽関係事務の一部移管内容及び水質検査機関並びに市民浴場の工事内容について、一つ、自動体外式除細動器の購入台数及び設置場所、講習会の開催などについて、一つ、乳幼児予防接種事業の広域化について、一つ、農地流動化支援事業費補助金の動向について、一つ、農事実行組合事務局に係るさがえ西村山農業協同組合との協議内容について、一つ、除雪委託経費の積算内容について、一つ、花咲かフェアの開催経費と期間の延長について、一つ、国道458号整備促進同盟会における検討、要望内容について、一つ、生活関連の道路予算の箇所づけなどについて、一つ、花咲かフェアにおける他課からの応援体制及び協力募金について。

議第5号については、一つ、下水道使用料の未収金の取り扱い及び受益者負担金徴収について、一つ、汚泥の処分単価及び維持管理委託について。

議第9号については、一つ、地域包括支援センターの設置、組織及び取り組みの内容並びに従来の在宅介護支援センターの今後の役割について。

議第13号については、一つ、水道使用料の滞納に対する今後の取り組みについて、一つ、水道メーターの年間交換件数及びメーター購入方法並びに私道などの個人の鉛管への対応についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第6号、議第7号、議第8号、議第10号、議第11号、議第12号については質疑はありませんでした。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月14日午前9時30分から、本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第2号から日程第11、議第13号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第4号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

市長は施政方針で、本年度は行財政改革が具体的にスタートする年であり、行財政改革の断行元年と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行してまいりたいと述べられました。私も真の行財政改革を果たさなければならぬと思っております。市の財政事情は、一段と厳しさを増しています。

一方、多様化する市民要求を受け、今寒河江市が執行部も議会も含め果たさなければならぬのは、限りある財政の中で、まずは市民の生命と財産、市民の健康と安全な暮らしを守ることです。そのためには何が必要で、何を優先すべきなのか。そのための財政を確保するためには何が先送りでき、何を待ってもらえるのか、何を見直しすべきなのかについて十分に審議、検討する中で事業の選択を行い、市民に理解をしていただくということが極めて重要になってきていると思います。

そのような観点から、平成18年度予算を見ますと、児童手当支給対象の拡大や学童保育の拡充、乳幼児予防接種の広域化、遅きに失した感はありますが、陵西中学校の大規模改修への本格着手など、評価できる点もたくさんあります。しかし、市民の生命や安全な暮らしを守るという視点からすると、問題点も多くあります。

その一つは、これまでの大型プロジェクトによって生活関連事業へのしわ寄せが昨年よりも一段と強まっていることとあります。昨年の当初予算と比較しますと、道路改良費が7,127万円から1,200万円、道路舗装工事費の1,050万円から350万円、側溝整備費が2,192万円から1,550万円、用悪水路整備費が500万円か

ら350万円にそれぞれ減額なっています。現在要望をし続け13年以上なるのに、未整備のところや、関係者の同意書を付して市に提出してから9年以上もたつのに、整備のめども立たない状況のところもあります。さらにおくれるのではないかと心配されているのであります。

最上川寒河江緑地整備が、8億5,000万円の総事業費で進められています。市民の中には、公共事業が減少する中でカヌー場整備の7億円は、地元企業の活性化に役立つと期待の声もあります。しかし、実態は、東京の会社と仙台市に営業所や支店を持つ2社の3社で入札が実施されています。16年度は3回入札を行ったが、不調となり、東京の会社が随意契約し、17年度も同じ東京の会社が落札しています。落札及び契約金額は、予定価格に対し16年度は99.9パーセントであります。17年度は99.77パーセントとなっており、市民の期待にはほど遠いものであります。これまでも指摘したとおり、完成後の利活用や維持管理費を含め、費用対効果の観点から見直しをし、緊急性のある事業や市民生活に直結した事業に大胆に転換すべきだと思います。

また、花咲かフェアINさがえについても実施することには賛成であります。実施方法を見直すべきであります。その一つは、入場者から財政的な負担、協力をしていただくことであります。二つには、他の課の市役所の職員が大勢で応援するというのではなく、民間の団体やボランティアなど、名実ともに実行委員会にシフトすることです。

所管課である花・緑・せせらぎ推進課以外の他の課からの応援は、16年度は16日間で295人、17年度は20日間で308人だったそうであります。18年度は、23日間で338人予定されています。この他課からの応援分の人件費だけでも1,180万円相当になるのではないかと思います。

行財政大綱によって、職員が5年間で40名削減される状況下にあっては、人的にも財政的にも問題があり、見直されるべきだと思います。機構改革で26課から19課にするものの、管理職を配置する五つの室の新設は課数の削減や管理職人数の削減など、機構や手当など人件費の縮減、スリム化を目指した行財政改革に逆行するものと言わなければなりません。

また、課の数に対し管理職の人数は、平成9年度は3名、10年度は2名、11年度は3名多かったのが12年度より7名、13年度も7名、14年度は10名、15年度は11名、16年度は12名、17年度は14名と、年々オーバー、人数も増加しており、管理職の退職人数に関係なく管理職の昇任発令をしてきた人事政策は誤りだと思います。その結果、経費の削減、スリム化に逆行する管理職を配置する室長のポストをつくらざるを得なかったのではないかと指摘は免れられないと思います。

土地の売払収入として、高松地区公民館跡地の処分が歳入に計上されています。この土地は、高松財産区特別会計から公民館用地を買うために繰り出しし、一般会計に繰り入れをして、一般会計で取得をしているものであります。従って、これまでは高松財産区管理会と協議をして、対処されてきたと聞いております。

しかし、今回は高松財産区管理会に事前の話は全くなかったそうであります。当局は、旧高松地区公民館跡地の処分について、地元の説明し、了解を得ているとのことでしたが、了解した相手が高松財産区管理会とは関係なく、高松地区区長会でもなかったことが今議会で明らかになりました。

また、当局は、この土地は市の普通財産であり、財産区と関係なく市で処分できるとしていますが、一連の対応は適切を欠く対応であると思います。今後も財産区特別会計の財源で公共事業に活用することはあり得ると思います。しかし、今回管理会との協議もなく、一方的に処分するようなことになれば、将来のまちづくりに財産区管理会と市との関係の中で、支障を及ぼすことになりかねないことを指摘をしてお

きます。

市庁舎は行政の中核であり、常に多くの市民が来庁しています。また、災害発生時には対策活動の拠点となる施設であり、市には庁舎を安全に管理する義務があると思います。従って、耐震診断を実施すべきだと思います。

ところが、当局は市庁舎は特殊な構造であることから調査も難しく、仮に調査をして補強工事が必要となっても、現実的には無理なので、耐震診断をするまでもないと言われますが、これは極めて無責任な態度であり、改めるべきだと思います。

それは、昨年3月に策定された山形県公共施設等耐震化基本方針や、昨年4月20日に開催された主幹課長会議、それに5月11日の市町村長を対象にした防災講演会の内容からしても明らかだと思います。ところが、市長の代理出席者から市長に伝わっていないために、市長の認識は改まらず、耐震診断をするまでもないとなっているとすれば、また新たな問題だと思います。

市民文化会館のアスベスト対策について、当局は気中濃度調査を計上していますが、定期的に調査を続け、問題があったら対策をとるというのではアスベスト対策としては誤りだと思います。天井にアスベストが使われている市民文化会館を使用し続ける以上は、対策は絶対に必要であります。そのための調査を実施すべきであります。予算にも実施計画にも示されていないのであります。

また、市民要求の強い中学校給食の実施については、教育振興計画を策定するために、教育委員会に設置される検討委員会で食育の中で扱うとされています。しかし、結論が先送りされるのではないかと市民の多くの方が心配されており、問題であります。中学校給食の実施については、市民の要望が強いこと、国や県も実施すべき方向を示していること、周辺の中学校は実施をしてくれていること、県内的にも実施校が拡大していること、これらを直視し、教育委員会として主体的に実施の方向性を示すべきと思います。

幾つかの具体的な問題を提起しましたが、少数意見や反対意見も受けとめるという民主政治の原点に立ち返り、今後の市政執行に生かしていただきたいという願いを込めて、反対討論を終わります。

○新宮征一議長 11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 緑政会を代表し、平成18年度一般会計予算案に対する賛成討論を述べさせていただきます。

平成18年度は、行財政改革、第5次振興計画の実施初年度に当たり、中でも行財政改革は次の世代の負担を軽減する意味で極めて重要な施策であり、これを具現化するため、徹底した歳出削減に努め、5年後に65億の市債残高を減額するという大変な改革であり、これを実現する意味で平成18年度予算案は、人件費の削減を初めあらゆる経費の見直し、歳出削減に努め、一方で百年の大計を考慮、定住人口の増加、税収確保の観点から木の下区画整理事業の本格的事業の実施、住環境整備の観点から南部地区民待望の最上川緑地整備予算の確保に努め、また交流人口の増加、まちの活性化、地域おこしを大きな目的に、花咲かフェアINさがえ、さがえ三大祭りの予算の確保など、全国に先駆けて進めてきたグラウンドワークを駆使して市民の協力を得、本市発展に必要な事業に取り組んだ努力の成果がうかがえます。

また一方では、非常に厳しい予算編成にもかかわらず、福祉予算、扶助費などは6.5パーセントの伸びを示しており、実に配慮された予算編成と考え、市民にある程度負担をかけることにはなるが、全国的な市町村の厳しい財政状況や指定管理者制度の導入を柱とする積極的な民間委託、退職者の不補充、市長初め特別職、幹部職員の5年間にわたる給与の減額を見れば、十分理解してもらえる内容であり、財政健全化に向け一歩踏み出した予算内容となっております。こうした観点から、寒河江市議会最大会派緑政会の総

意として、平成18年度予算案に対し賛成の意を表する次第です。

以上をもって、賛成討論といたします。

○新宮征一議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第42、議会案第1号を議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第43、議案説明であります。

議会議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 ただいま議題となりました、議会議案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今地方分権時代の到来により、地方議会の役割は一層拡大していることから、さらに住民代表機能を充実し、その活性化を図ることが強く求められております。

また、行政におきましても国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革を進める中で、限られた財源を自己決定、自己責任により厳選した事務事業を執行してまいらなければなりません。このような社会情勢の中で、議会改革といたしまして市議会の議員定数を21人から3人減らし、18人に改正しようとするものであります。

市議会においては、昨年3月に寒河江市議行財政改革検討委員会を設置し、組織機構等の見直し、財政の健全化、民間活力の導入、事務事業の見直し等々について協議を重ね、具体的に政策提言書として市長に提出いたしました。

さらに、平成17年6月には寒河江市議会議員定数等検討委員会を設置し、議会改革と活性化等について、市民各層からの意見を拝聴すべく市内各種団体の代表の方々との懇談会も含め、延べ10回にわたり会議を開き、検討いたしました。議員定数については、さまざまな意見が出されましたが、検討委員会の結論としては、次回選挙より現行の21人から3名減の18人とすることに決定したわけであります。

また、寒河江市行財政推進委員会の審議の中でも定数見直しの意見が出されており、町会長連合会行財政改革提言書の中にも議員定数削減が盛り込まれているところであります。市行政当局において、先に策定されました行財政改革大綱及び実施計画や、今定例会に示されました平成18年度当初予算でもおわかりのように、その内容は改革元年にふさわしい効率的で生産性の高い行財政運営を行うための計画並びに予算内容となっております。

議会といたしましても、市民の代表として民意と議決機関としての機能を踏まえ、率先して改革を進め、行政と一体となり、この難局を乗り切らなければならないと思っております。何とぞ議員皆様の御理解をいただき、満場一致で御賛同をいただきますようお願い申しあげ、寒河江市議会定数条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第44、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第45、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第1号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

○内藤 明議員 ただいま提案されました議員定数条例の一部改正について、若干簡潔にお尋ねをしたいというふうに思います。

一つは、ただいまも提案理由の説明の際に、分権時代にあつて議会の役割が拡大しているということが提案者から申されました。私もそのとおりだというふうに思います。

また、地方分権一括法を審議する際に、地方分権推進委員会の中でも議会の役割が重視をされて、また活性化を求めることなどもいろいろ議論をされたようであります。今回こうした議員定数を削減するということは、私はそういうふうな意味ではまさに時代に逆行するようなものでないかというふうに考えますが、いかがお考えになるのか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、21人を18人に改めるというふうにされておりますが、その根拠を伺いたいというふうに思います。これからますます財政的に厳しくなるということが予想されますし、そういうふうな意味では事あるごとにこうした議員を削減することに道を開くような心配があります。その点について2点お聞かせをいただきたいと思います。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 議員定数問題等検討委員会、さっきも述べましたけども、10回やっております。その中で町会長連合会の8名の代表の方、また市内の6団体の方とも話した中で、こういう非常に厳しい現実の中で議会の方から改革を進めるということがあるのではないかという話もありました。

今の時代に逆行するのではないかというような御質問でございますけども、私はこのままいけば、逆に逆行するのかなど。少子高齢化を迎える中で議員をこのまま定数を置いて、何の議会かなど。やっぱりこれからは少数精鋭主義を入れまして、議員一人一人が地域代表という一つの使命を受けながらも、寒河江全体の代表として議会活動に邁進する必要があるというようなことから、私は削減を提案したわけがあります。

また、21名から18名に3名減らした根拠ということですけども、これもいろんな我々検討委員会で話したのは寒河江市の民意を聞いて、それで3名が妥当であろうというような意見でありますので、それを市民の意見として、いろんな考えありますけども、やっぱり民意を聞くのが一番だということで3名という定数減を提案したわけです。

以上です。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 見解を異にすることはありますけれども、その点はさておきまして、今回も少数精鋭にしてというふうなお話がありました。前回の議員定数の削減の際もそうしたことが言われました。

少数精鋭にして、議会の活性化を図ることによってできるというようなことでありましたが、そういう意味では提案者は今の議会について、どういうふうに御見解をお持ちなのか、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。この前は24名から今の21名に、その際にこうした説明がなされ、今提案なさっておる石川議員も賛成をなさったわけでありましたが、現況の議会の状況について、どのようにお思いになるのか

お伺いをしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 見解の相違ということでありますけども、私は見解の相違はないと思います、同じ議員として。前回は少数精鋭主義ということも、私も議事録を見ておりますので、提案理由ですか、質問の中でもやっていますけども、それからもう約4年もたっているわけです。

議会運営委員会として、ここ3年ばかり私も委員として各自治体を視察してまいりました。特に関東、関西の方のいわゆる中核都市、8万から10万の都市では今18名ぐらいの議員が当たり前です。今年行ったある自治体も、それでも多いんだと、来年の統一選挙ではもう少し減らすべきだと検討していると、そういうみんなの改革に向かって、議員が率先して改革するというをやっぴりいろいろ視察した中で教えられました。

現状、寒河江市ではどうかということですけども、寒河江市でもよその自治体も私は同じだと思います。今合併を実現できなくて、どこの自治体も非常に議員定数で苦勞しております。私もそういう一連の各自治体の減少を視察しまして、そういう考えで提案しました。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 私は、日本共産党とこの問題を深刻に受けとめている多くの市民を代表して、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について反対の立場から討論に参加したいと思います。

提案の内容は、今お話がありましたように、次期市議選から市議の定数を21名から18名に3名削減をするというものであります。その理由は提案書、あるいは今の提案者の説明にもありましたけれども、地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢にかんがみというものであります。

言うまでもなく議会の役割は、予算の編成、執行機関である行政を議決機関である議会が監視、チェックし、誤りや逸脱があれば、それをただしていく。そして、市民の大小さまざまな願い、要望を日常的に取り上げ、その実現のために努力をするという、大きく分けて二つの役割が地方自治法でも定めてあるところであります。行政のむだや浪費をチェックする側の議会が自らを厳しく律していくことは当然のことではありますが、そのことと議員定数を削減することとは必ずしも直結しないと私は考えます。議員定数等検討委員会の中でも繰り返し私は主張してまいりましたが、この際以下改めて申し上げたいと思います。

一つ目の問題は、議員定数を削減することによって、市民の声が議会に反映しにくくなるという現実があります。この間30名だった寒河江市の議会議員の定数は、3度の削減を経て21名までに減っていますが、選挙のたびに当選に必要な得票数が上昇しています。そうしたこともあって、徐々に立候補者の減少傾向が強まっていることは周知の事実であります。寒河江の将来を担うべき若い有能な人材が、大変立候補しにくくなっているのも御承知のとおりであります。あるいは、小さい狭い地域の声や少数意見を市政に反映させようとしても、立候補しても当選に届かない。結局大きい地域や団体をバックにして立つ人が相対的に有利になるのが定数削減の現実であり、私自身がこの間何度も体験してきたことであります。

また、何か特別な力や才能を持った人でないと議員になれないというのでは、市政が市民に身近なものにならないと私は思います。いわゆる少数精鋭主義では、議会が市民に身近にならないと思います。地方自治や地方分権の理念が直接民主主義を原点とする住民自治であることを考えれば、その代表機関である市議会は、できる限り多くの市民代表によってけんけんがくがくと議論が闘わせられる場、可能な限り多様な市民の声が反映される場でなければならないというのが私の持論であります。

さらに、市議会議員は何人が適正かという基準も持たずに、定数削減をこの間繰り返してきました。そのことは、住民自治の自殺行為でもあり、大変危険なことだと指摘をしたいと思います。

二つ目の問題は、議会としても行財政改革に貢献するというのであれば、議員報酬を大幅に削減すれば済むことだということでもあります。例えば議員一人当たり月額5万円削減すれば、年間で1,200万以上の財政支出の抑制効果があり、議員2人分の報酬に匹敵する金額になります。議員が5万円の報酬カットになったとしても、生活できないというような水準ではないと思います。

また、リストラや企業倒産、長い経済不況のもとで勤労者、中小商工業者、農業者など、あらゆる市民が大変な生活苦に直面をしています。私は、こうした状況を踏まえれば、定数削減の前に議員報酬のあり方について検討を加え、今日の市民の暮らしや生活の状況を受けて、大胆な見直しを行うべきだと、この際改めて主張するものであります。

総じて市民の目は、定数問題もさることながら、副業を含めて兼業している議員の存在や議員の日常活動、議会での言動などが十分市民に周知されていないこと、さらに議員報酬の使い道などに大きな関心が向いていると思われまます。このことは、定数削減だけでは解決しない、市民に対して議会が課せられている大きな宿題であります。

この間の定数等検討委員会では、定数問題や会派の調査費の増額問題では意見が分かれました。そして、最終的には多数で採択をするという残念な結果になりました。しかし、同じ検討委員会の場で、議会がもっと市民と接する機会をふやしていく問題や、公営選挙の枠の拡大、常任委員会の行政調査費の縮減などが全会一致で確認されたことは評価すべき決定だったと考えます。

最後に、今後この定数削減が来年度の市議選にどのような結果をもたらすかは予断を許せませんし、だれもわからないことでもあります。

しかし、市民の営業と生活の困難が少しでも解決するように、そしてその目線に立って日常不断に生活相談活動を行うこと、あるいは与党多数のもとで、ややもすると緩みがちになりやすい行政に対するチェック機関としての議会の役割を發揮させることこそが、議員の本来の任務であるということを私は政治信条にしていきたいと考えています。そのことを市民に強く訴えていくことを表明して、反対討論といたします。

○新宮征一議長 10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は緑政会を代表し、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正に賛成の立場で討論を行います。このたびの議員定数削減について、以下五つの事由により現行21人から3人減の18人にすることに賛成の意見を述べさせていただきます。

一つには、行財政改革を推進するには、議会から率先して改革をとということでもあります。今回の行財政改革は、本市の組織に大改革をもたらしました。課の数も26課から19課へ、係数は82係から52係に削減されます。また、指定管理者制度を導入し、5年間で職員40名を削減、新規採用も視野に入れた中での組織

改革を確実に履行できるよう、議会として見守っていかねばなりません。議会の改革は待ったなしであります。

二つ目には、市民のより多くの意見は議員定数を削減すべきであるということであり、昨年10月18日に本市町会長連合会の代表者8名と、10月19日には連合婦人会等各種6団体の代表者と、寒河江市議会定数等検討委員会は議員定数と議会活性化策について懇談会を行いました。参加者の多くの意見は、議員定数を減らすべきであるということであり、また、多くの市民の意見も行財政改革を推進するには、市民を代表する議員がまず率先して議員定数をはじめとする改革に取り組む姿勢を示すことによって、市民も行財政改革によるその痛みを分かち合えるのだと述べております。

三つには、市町村合併が不調に終わった現状では、本市独自の道を歩まなければならないということであり、緑政会は、さきの1市2町の合併には賛成の立場で任意協議会を見守った。しかし、2町との合併は不調に終わった。これにより本市は独自の道を歩むことになり、行財政改革をより一層推進しなければならなくなった。私どもは、行財政改革を一步前進させるためにも議員の定数削減は必須であります。

四つには、議員定数により市民の声が届かないとの意見もありますが、今までは議員は地域代表的な考えがあった。しかし、少子化が進行する中、現状のままでよいのか。緑政会は現状を見詰め、議会も少数精鋭主義の立場で議会運営をすべきである。全国の多くの自治体でもその方向に進んでおります。議会運営委員会の視察でもはっきりしたことは、8万から10万都市の議員数が18名ぐらいの自治体が多くなってきました。それでも多いそうで、来年の統一選挙では若干名の定数減も視野に入れているという市もありました。民意は、議員数ではなく議員活動を通してくみ上げられるもので、定数は現状のままでよいという考えは民意に沿わないのではないかと述べております。

五つには、若い方々にも市政参加を促すべきであります。一昨年の補欠選挙は無投票でありました。市民からも疑問の声が上がりました。また、今の議員報酬ではやっていけないとの声もありました。緑政会は、以上のようなことも考慮に入れ、公営選挙の導入実現に努力いたしました。現在問われているのは、いかに若い人に政治への関心を持っていただくかであり、生活を保障しながら、議員活動に専心できる体制を早急に確立すべきであります。

以上のことから、議員定数現行21人から3人減じて18人とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、市民の御理解と議員各位の満場一致の御賛同を得て御決くださいますようお願いし、賛成の立場からの討論といたします。

○新宮征一議長 17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、ただいま提案されました議会案第1号の議員定数条例の一部を改正する条例案に対して、反対の意思を表明し、討論に参加をしたいと思います。

提案理由の説明の際に、あるいは理由の中で、地方分権時代において議会の役割は拡大しており、また地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢にかんがみ、本市議会の議員の定数を減少するものであるというふうに述べられておりますので、あえて申し上げたいというふうに思います。

2000年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方、県と市町村、自治体と市民との新しい関係の確立に向けた足がかりをつけました。しかし、その分権改革がそれ以前になされた地方分権推進委員会等の議論からすれば、着実に成果を上げているとはとても言える状況にありません。それは国と地方の関係、税源移譲の問題もさることながら、自治体と市民の関係についてそうであります。地方における分権改革の

最終的目標は、私は主権者たる市民への権限の移譲であると思います。そのことに向かって改革を進める。これが分権時代の行政改革であるというふうに私は考えます。

ところが、今進めようとしている市当局の行財政改革は、主たる目標を財政の削減に置き、機構改革はそうした目標からはほど遠い名ばかりのものと言わなければなりません。地方における分権改革が進まない最大の理由は、分権推進委員会の中でも話題に上りましたが、首長の多選にあると考えております。こうしたことを踏まえて、全国の自治体の中では、権限が集中する首長の多選はなれあいが蔓延し、弊害を生む恐れが大きいとして、多選自粛条例を制定しているところがあります。

御承知のように1997年、秋田県の寺田知事が多選条例を制定しようとしたのですが、当時の自治省は憲法上問題があるとして消極的な態度を示しましたが、その後1999年の総務省見解では、必要最小限の制約は憲法上も立法上も十分考慮されてよいとして、これまでの方針を転換しております。

我が国の地方自治制度は、よくアメリカの制度に準じたものとされていますが、アメリカの大統領制は3選を禁止をいたしております。政治権力を持った者が交代することによって、政治に新鮮、活気が求められているのであります。今日分権時代を迎え、こうしたことを考えれば、こういう改革を行うことこそが重要な視点であるというふうに私は考えます。

こうした中で議員定数を削減することは、行政監視が行き届かなくなるだけでなく、民意をくみ上げる機会が失われ、住民側からの政策立案や提案の機会をそれだけ少なくすることであり、分権改革の時代にあってはまさに自殺行為と言わなければなりません。殊に本市は市長が多選の中にあって、なれあいの弊害があるとの市民の批判があります。前回の議員定数削減案の説明の際も、少数精鋭にして議会の活性化を図ることとされましたが、本議会を見るとき、私はそのことが生かされているとはとても思えません。だからこそなれ合いというような市民の批判があるのだと思います。

また、経費節減をなすのであれば、市民の批判のあるイベントや投資効果の薄いような大型事業は見直しすること。そして、全国の例に倣って助役などを廃止し、大胆に改革をし、課長をはじめ職員との意思疎通を図ることの方がはるかに活性化に直結し、実りあるものと考えます。私は、議会にあっては今こそ市民を代表する議会としての役割に徹して原点に立ち返り、両輪の片方の輪の機能を十分に発揮すること。このことこそ民主主義が発展し、将来の寒河江市政の発展につながるものと確信をいたします。寒河江市政の現況のもとでの定数削減は、住民自治という視点から議会の自殺行為であることを重ねて申しあげて、反対討論を終わります。

○新宮征一議長 18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申しあげます。

経済情勢は、投資や消費を中心とする民間需要主導の景気回復局面に入って数年が経過し、回復の兆しとの報道がなされています。しかし、回復には地域ごとのばらつきが見られ、大企業に比べ中小企業の現状は厳しいことから、依然として経済雇用においても明るい回復の兆しが見えてこない厳しい状況にあることも事実であります。そんな中民間企業においては、長引く低経済成長の中、不良債権や含み損などを抱え、危機的な経営状況を迎えているなど、まさに企業の存亡をかけてリストラ、構造改革、不採算部門の切り捨てなどあらゆる手だてを講じ、経営の体質改善に血のにじむような努力をしております。

一方、地方自治体は、景気の低迷による地方税の減少、国と地方の税財政改革として進められてきた三

位一体による地方交付税の削減、加えて少子高齢化社会の進行、情報化社会の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、より一層の効率化で生産性の高い行財政運営が求められています。

さらに、地方分権の時代において財政的にも制度的にも、国や県に依存する体質から脱却する必要があります。こうした課題の多い自治体において、緊迫した財政状況を踏まえ、行財政改革を徹底的に推進することにより、活路を見出そうとしております。

本市においても、本年度からスタートする新たな行財政大綱に基づき、課の再編による組織の見直し、それに職員の新規採用を行わず人件費の削減を図るなど、経常経費の削減に努め、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んでいるところであります。言うなれば行財政改革は市民の総意であり、市民の参画により行政と市民がともに汗をかき、むだをなくし、市民本位のまちづくりを希求するところであり、まさに後世に負の財産を残さないためのものであります。当然のことながら、議会も行財政改革の実現に最大の努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めることだけでなく、議員は議会組織、議会運営についても自ら行革を推し進める責務を有するものと思うものであります。

今、全国の自治体においては市町村合併の流れが加速されています。県内の多くの市町村議会においても、今後の広域合併を見据えた形で議員定数を削減する方向で検討され、決定されていることは御承知のことと思います。このようなことから、議員定数削減については社会の趨勢であり、多くの市民の声でもあります。私が所属する公明党も議員削減については、党勢拡大のためには定数削減には反対の立場をとる姿勢ではありません。当然地方自治法で定められている法定限度がありますが、社会情勢、時代の変遷によって各自治体の定数も変わってきているものであり、県内の自治体においても法律で定められた数より少なくなっているのが現状であります。

そして、今後自治体の広域合併が進んでいくこともあり、議員の定数削減は避けられないものと考えているところであります。もとより議員の定数を減らすことによって、議会も行政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解していただく機会となり、議会と市民の相互信頼が高まるのではないかと思うところです。もちろん私も議員は、これまで以上に議員として研さんを積み、自らの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、行政改革、さらには議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められております。

また、議員数が減ることは議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げるのに支障を来す、あるいは市民の皆さんのかゆいところに議員の手が届かなくなるのではないかなどの事案も承知しております。私は、議員活動の質と量を高めることにより、その事案に対して十二分に補うことができると考えているところであります。

以上のことから、議員定数現行21を3人減らして18人とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものです。市民の皆さんの御理解と多くの議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げ、以上で賛成の立場からの討論といたします。

○新宮征一議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第46、議会案第2号を議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第47、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第48、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第49、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における
委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について

○新宮征一議長 日程第50、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

平成18年3月第1回定例会

閉 会 午前11時58分

○新宮征一議長 これにて平成18年第1回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 高 橋 勝 文